

## 【保育課・少子化総合対策室関係】



# 1. 「新子育て安心プラン」及び多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

## (1) 「新子育て安心プラン」について (関連資料1、2参照)

待機児童の解消を目指し、女性の就業率(25～44歳の女性の就業率を指す。以下同じ。)の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、昨年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめ、公表したところである。

「新子育て安心プラン」では、各市区町村が策定した第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げの結果も踏まえ、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、待機児童の状況を踏まえ、

①地域の特性に応じた支援

②仕事・職場の魅力向上を通じた保育士確保

③幼稚園・ベビーシッターを含めた地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進していくこととしているので、これらを積極的に活用いただき、待機児童対策をより一層推進いただきたい。

なお、「新子育て安心プラン」では、できるだけ早く待機児童の解消を目指すこととしているが、これは現行の「子育て安心プラン」の目標としている今年度末までの待機児童解消を先送りするものではなく、あくまで今後の女性就業率の上昇に対応するためのものであるため、各市区町村におかれては、引き続き、待機児童解消に向けて取り組んでいただくようお願いする。

また、実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育コンシェルジュ等を活用しながら、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含めた潜在的な保育ニーズを的確に把握し、整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

来年度についても、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を行うこととしているため、保育コンシェルジュ等を積極的に活用し、保育ニーズを適正に踏まえた計画を作成していただくようお願いする。

また、地域の特性に応じた支援が重要であることを踏まえ、今年度についても、全国86自治体に対し要因・対策のヒアリングを行い、地域の抱える課題や個別案件に対するフォローアップを行ったところである。

「新子育て安心プラン実施計画」についても、定期的なフォローアップをする予定であるので、御承知置き願いたい。

各都道府県におかれては、市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうかを十分に精査していただくようお願いする。

## (2) 保育の受け皿整備等について

(関連資料3参照)

令和3年度は、「新子育て安心プラン」の初年度であり、5.9万人分の受け皿整備に対応する予算として、令和2年度3次補正予算(236億円)と令和3年度予算案(602億円)を合わせて、838億円を計上し、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施することで受け皿整備を支援することとしている。

さらに、地域の実情に応じた保育の受け皿整備を進めるため、賃貸物件を活用した改修費等補助について、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加えることとしたので、積極的に活用されたい。

また、公私連携型保育所(公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。)は、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市町村の関与が強い民設民営となる新しい運営形態として子ども・子育て新制度により構築したものである。

公私連携型保育所は自治体の既存の建物や土地を活用することから、社会福祉法人等が参入しやすく、受け皿整備のための方策の1つとして活用されているケースもあることから、更なる受け皿拡大を検討されている自治体においては、活用を検討されたい。

## (3) 待機児童対策協議会について

(関連資料4、5参照)

待機児童対策の一層の推進を図るため、平成30年度から、保育所等の広域利用の推進、待機児童解消等の取組について、都道府県等が関係市区町村等と協議する場(待機児童対策協議会(以下「協議会」という。))の設置を促進している。

協議会は令和2年12月末時点で、21都府県において設置されており、国としては、更なる協議会の設置及び取組を支援するため、令和3年度予算案においても引き続き、「受け皿整備等」、「保育人材の確保」、「各自治体からの提案型事業」に対する支援を盛り込んだところである。

協議会は、関係市区町村及び都道府県において、待機児童解消に向けた課題や地域の特性を踏まえた効果的な取組の共有を行う観点からも有効であり、各都道府県においては、積極的に設置・活用いただきたい。

また、現在協議会を設置している自治体の設置・運営状況についても取りまとめたので、KPIの設定や活動内容について参考としていただきたい。

#### **(4) 地域におけるミスマッチの解消について** (関連資料6参照)

待機児童解消に当たっては、保育所等の受け皿整備だけでなく、地域におけるミスマッチの解消も、今後はより一層重要となる。このため、令和3年度予算案では、保育コンシェルジュの事業の実施要件を緩和し、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とすることとしている。

また、保育コンシェルジュを含む利用者支援事業については、令和3年度予算案において国庫補助率を1/3から2/3に引き上げているので、本事業をより積極的に活用いただき、保護者への「寄り添う支援」のより一層の実施をお願いします。

加えて、地域におけるミスマッチの解消に当たっては、巡回バスにより自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能することも有効と考えており、令和3年度予算案では送迎バスの台数や保育士の配置に応じて補助額を加算できる仕組みとするなどの拡充を行っているので、こちらも積極的な活用をお願いします。

#### **(5) 短時間勤務の保育士の活用について** (関連資料7参照)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)で規定されている定数上の保育士の取扱いについては、常勤の保育士をもって確保することが原則であることをお示ししてきたが、新子育て安心プランを施行するに当たり、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理し、今後、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」としてお示しする予定である。

同通知では、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、各組・各グループに1名以上の常勤の保育士を充てるべきとしているところ、短時間勤務の保育士2名をもって対応しても差し支えないこととする特例をお示している。

同通知は、令和3年4月1日から適用することとしているところ、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、同通知の内容について十分御了知の上、適切な運用が図られるよう、管内の市町村及び関係者に対して広く周知をお願いしたい。

#### **(6) 幼稚園と併設する小規模保育事業の利用定員上限の弾力化について** (関連資料8参照)

「新子育て安心プラン」では、幼稚園の空きスペースを活用した小規

模保育事業の推進等、地域のあらゆる子育て資源を活用し、待機児童対策に取り組むこととしている。

小規模保育事業者に対して支払われる公定価格については、直前の連続する5年間常に利用定員を超過しており、かつ各年度の年間平均在所率が120パーセント以上の状態にある場合に、一定割合の減算を行うこととされている。今般、この取扱いを見直し、令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものについては、各年度の年間平均在所率が133パーセント以上の状態とならない限り、減算を適用しないこととする特例を設けることとした。

また、これに伴い、これまで小規模保育事業所において受け入れられる児童数の上限を22名までとしていたところを、特例の適用要件に該当する場合には、25名まで受け入れることを可能とする。

これらの見直しについては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）の一部改正により実施し、令和3年4月1日から適用することとしているので、各自治体におかれては、幼稚園の空きスペース等の地域の子育て資源を活用した保育の受け皿確保に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

## （7）保育施策と幼児教育施策の連携の推進について

### （関連資料9参照）

「新子育て安心プラン」では、幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育の推進等、地域のあらゆる子育て資源を活用し、待機児童対策に取り組むこととしている。

子ども・子育てを地域で支え、多様な保育ニーズに対応していくためには、保育所と幼稚園がそれぞれの役割・機能を最大限に活かしながら、保育施策担当部署と幼稚園施策担当部署がより一層連携し、必要な受け皿確保に取り組んでいくことが必要であると考えている。

令和2年4月時点で待機児童がいる自治体（計400自治体）にアンケートを行った結果では、幼稚園と「現在、連携している」と回答した自治体は全体の約半数（212自治体、53%）であり、また、「今後は連携したい」とした自治体は10%（41自治体）であった。また、「現在、連携している」と回答した自治体の具体的な連携内容として、主なものを抽出すると「幼稚園における預かり保育の実施」や「利用者への幼稚園に関する情報の提供・案内」、「小規模保育等の連携施設に幼稚園を設

定」とする内容が多く見受けられた。

厚生労働省においては、今後ともこうした連携を推進していく必要があると考えており、各自治体におかれては、幼稚園施策担当部署とのより一層の連携を図っていただき、多様な保育ニーズに対応するための受け皿確保をお願いする。

## (8) 令和3年度及び令和2年度3次補正の主な保育対策関係予算について (関連資料10参照)

### ① 待機児童の解消等に向けた取組の推進

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

ア 保育の受け皿整備 602億円(767億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

《令和3年度予算案等の主な内容》

#### ○保育所等整備交付金

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。

#### ○保育所等改修費等支援事業【拡充】

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。

賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【令和2年度3次補正予算】 317億円

保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補正計上。

- ◆ 安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限について、「新子育て安心プラン」に合わせ、令和6年度末まで延長する。

《令和3年度予算案等の主な内容》

○保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。

また、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。

○若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。

○保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】

対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

<見直し>

採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内

ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内

※ 令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

○保育補助者雇上強化事業【拡充】

保育士の業務負担軽減を図るため、補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る。

○保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

- ・ 現職保育士に対して、就業継続に向けた必要な相談支援を実施するとともに、保育士以外の保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ・ 保育士・保育所支援センターと市町村がシルバー人材センター

と合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。

- ・ 保育士・保育所支援センターの情報発信機能を強化し潜在保育士の掘り起こしを行うとともに、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上を図る。

#### 【令和2年度3次補正予算】

○保育所等におけるICT化推進等事業 14億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。
- ・ 都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

○保育士修学資金貸付等事業【新規】 29億円

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

ウ 多様な保育の充実 110億円(70億円)

#### 《令和3年度予算案の主な内容》

○医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

○広域的保育所等利用事業【拡充】

- ・ 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターの箇所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。
- ・ 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、本事業をより有効に活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

○家庭支援推進保育事業【拡充】

特別な配慮が必要な児童（40%以上）のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等（20%以上）について、加配保育士1名分を追加し、合計2名分の補助基準額を適用する。

【令和2年度3次補正予算】

○保育環境改善等事業 117億円

令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入、保育所等の消毒に必要となる経費を支援する。

なお、地方負担の支援として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となっているので管内市区町村に周知するとともに積極的に御活用いただきたい。

エ 認可外保育施設の質の確保・向上 20億円（29億円）

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

② 子ども・子育て支援新制度の着実な実施 ※厚労省及び内閣府予算

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、全ての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付

「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和7年度までの各年度において所要の額を確保。

イ 地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。

### ○病児保育事業

補助単価について、提供体制を安定的に確保するため利用児童数の変動によらない基本分単価の引上げを図る。

また、令和2年度3次補正予算により、病児保育事業所において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムに係る導入費用の一部を補助する。

### ウ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の推進

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

#### ・企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

#### ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

また、「新子育て安心プラン」に基づき、割引券の補助枚数を子ども1人につき1日1枚から2枚に引上げ。

#### ・子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業（仮称）

【新規】

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

## （9）令和3年度予算案における公定価格の対応等について

（関連資料11参照）

### ① 令和2年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の改定について

子ども・子育て支援新制度における公定価格では、積み上げ方式の下、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を反映して水準の見直しを行ってきたところである。

令和2年度においては、昨年10月の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与について今年度から期末手当を0.05月分引き下げる改定がされたことを踏まえ、公定価格においても本年1月29日付で公定価格の改

定を行い、本年2月分の公定価格から適用することとした。(保育士平均▲0.3%)。

改定後の令和2年度の公定価格については、国家公務員の給与改定に準じた年額の減額相当額を本年2月分及び3月分の公定価格でまとめて減額することとしており、それぞれの月の公定価格において年額の減額相当額の1/2(期末手当0.025月分)を減額している。なお、令和3年度の公定価格については、4月以降の各月の公定価格において年間の減額相当額の1/12を減額することとなるため、改めて公定価格を改定することを予定しているので、留意願いたい。

また、都道府県等におかれては、公定価格の減額改定を理由に保育所等が公定価格を原資とする保育士等の人件費をやむを得ず引き下げの場合であっても、全体で公定価格の年間の減額相当額を超える減額が行われないよう保育所等に対して指導を行うようお願いしたい。

## ② 令和3年度における私立保育所の運営に要する費用の内訳について

私立保育所の委託費については、公定価格の改定にあわせて、「私立保育所の運営に要する費用について」(内閣府・厚生労働省連名通知)により内訳を示すとともに、積算上の職種ごとの給与格付けやそれに基づいて算出した年額人件費を参考として示してきたところであるが、地域区分ごとに積算上の人件費が異なること踏まえ、これまでの全国平均額のみを示してきた年額人件費について、令和3年度からは、地域区分ごとの金額についても本連名通知においてお示しすることを予定しているのご承知おきいただきたい。

なお、この年額人件費については積算上の金額であり、通知で示す人件費と実際の人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することや、通知に示す人件費を理由に実際の給与水準を低下させることは不適切であることに留意し、適正にご対応いただきたい。

## ③ 処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の必須化時期の取扱いについて

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善の対象となる職員については、一定の研修を修了していることが要件の一つとなっているが、研修受講の負担を考慮し、令和4年度を目途に研修要件の必須化を目指すこととし、具体的には、令和3年度までの間は研修要件を課さず、令和4年度開始までに研修の受講状況を踏まえ必須化時期を確定することとしてきた。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行による研修の実施及び受講への影響や、令和2年の地方分権改革に関する提案募集において研修

の必須化時期の延長について要望が出されていること等を踏まえ、今年度中に研修の受講状況及び実施状況等に関する調査を行い、その結果を基に研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和3年度の早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて改めてお示しすることを予定しているのご承知おきいただきたい。

一方で、保育現場で働く職員の専門性の向上とそれを通じた保育の質の向上を図るという観点からは研修の受講は重要であり、都道府県におかれては、将来的な研修修了要件の適用を念頭に、積極的なキャリアアップ研修の実施をお願いしたい。

#### ④ 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の人件費の取扱いについて

公定価格では、新型コロナウイルス感染症に対応するために臨時休園や登園自粛を行う保育所等について、利用児童が登園していない、職員が休んでいるなどの状況に関わらず、保育所等における教育・保育の体制が維持されるよう、各種の加算や減算も含めて通常どおりの支給を行い、保育所等の収入を保証することとしている。

一方で、昨年、保育士等の賃金が減額されている事例があるとの報道等がなされたことを踏まえ、臨時休園や登園自粛を行う際に求められる人件費の取扱い等について、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」(令和2年6月17日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知)によりお示ししたところである。

都道府県におかれては、施設及び事業者に対し、児童福祉法に基づく施設監査の適正な実施について引き続きお願いしたい。

ただし、令和2年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の改定に係る人件費の引下げについてはやむを得ないものであることに留意されたい。(①を参照。)

### (10) 保育所等における要支援児童等への対応の推進について

(関連資料12参照)

地域の関係機関が連携した要支援児童等への支援や子育て支援の必要性は増し、そうした関係機関の1つとして、保育所等に期待される役割や実際の対応も、増大していることから、令和2年度予算において「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を創設し、保育所等で保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員を配置することにより、保育所等における要支

援児童、要保護児童及びその保護者の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図ることとしたところである。

令和3年度以降の取扱いとして、本事業のより積極的な活用を促す観点から、

- ① 地域連携推進員の業務のうち「保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援」について、地域連携推進員が配置されている保育所等において実施することを原則とするが、当該保育所等からの距離等を勘案し、保護者への日常的かつ効果的な相談支援が実施できると市町村等が認める場合には、例えば、市町村の庁舎や委託先など、適切な場所において実施することができることを明確化
- ② 地域連携推進員の業務のうち「他の保育所等への巡回支援」について、巡回支援の対象として「事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び企業主導型保育事業を実施している施設」を追加

することとしているので、引き続き積極的な活用をお願いしたい。

## (11) 病児保育事業の単価見直し等について

(関連資料13、14参照)

病児保育事業は、保育所等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域において病児保育事業の提供体制を維持していくことが引き続き必要である。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の病児保育事業の利用児童数は、例年に比べ、減少している状況が見受けられる。

また、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として実施した「病児保育事業の運営状況に関する調査」報告書では、運営上の課題として42.6%の事業者が「利用児童数が月々変動」することがあげられたところである。

このため、令和3年度予算案においては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、病児保育事業のうち、病児対応型及び病後児対応型について、基本分単価の引上げ等の単価見直しを行うこととしていたところであり、各自治体においては、引き続き病児保育事業の提供体制を確保するため、予算措置等を講じていただくよう、お願いしたい。

また、病児保育事業の安定的な運営に当たっては、業務の効率化や周辺自治体との連携が必要であると考えられることから、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「病児保育事業における I C

T化及び広域連携に関する取組状況等に関する調査研究」を実施しているところであり、取りまとめ次第、各自治体には共有することとしているので、御承知置きいただきたい。

加えて、病児保育事業の実施に当たっては、令和元年度補正予算において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムに係る導入費用を計上したところであるが、引き続き、各自治体におけるICT化に向けた取組を支援するため、令和2年度第3次補正予算においても予算を計上したところであり、積極的な活用をお願いしたい。

なお、各自治体より御提供いただいた、多様な保育及び障害児保育の実施状況については、今般、取りまとめのうえ公表したので、御承知置きいただきたい。

## (12) 医療的ケア児保育支援モデル事業における取組状況について

(関連資料15参照)

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、平成29年度に「医療的ケア児保育支援モデル事業」を創設し、各自治体における取組を支援してきたところである。

平成29年度からの4年間で、取組自治体数は平成29年度の22自治体から令和2年度の109自治体（計画ベース）まで拡大しており、それに伴い、本事業を活用して受け入れた医療的ケア児も平成29年度の54人から令和2年度の211人（計画ベース）まで増加したところである。

令和3年度予算案においては、これまでの各自治体における取組状況等を踏まえ、本事業を一般事業化し、国による採択によらず実施可能とするほか、医療的ケアを行う職員の配置の補助を、これまでの市区町村単位から施設単位にする等の充実を図ったところである。

各自治体におかれては、本事業を積極的に御活用いただくとともに、事業の実施に当たっては、次の点について特に留意いただきながら、より一層、医療的ケア児の受入体制整備に取り組まれるようお願いする。

- ① 本事業は、保育所等に医療的ケアを行う職員を配置するためだけの事業ではなく、研修受講支援やガイドライン策定、関係機関との連携等、市町村としての支援体制の整備が必要であることから、医療的ケアを行う職員を配置するほか、喀痰吸引等研修の受講支援やガイドライン策定等の取組をあわせて複合的に実施するよう努めること。
- ② 医療的ケア児への適切な保育の提供の観点から、医療的ケア児の

受入れに当たっては、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を策定するよう、適切な保育の実施につなげること。

また、平成30年度子ども・子育て支援推進研究事業として実施した「医療的ケア児が必要な子どもへの支援体制に関する調査研究」においては、保育所等での受入れまでの流れ等についてのガイドラインを作成しており、事業の実施に当たっては、こちらもいただくとともに、令和2年度においても、保育所等における医療的ケア児の受入れ方策等に関する調査研究を実施しているため、ご承知置きいただきたい。

<医療的ケア児が必要な子どもへの支援体制に関する調査研究報告書>  
(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000589023.pdf>

### (13) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について (関連資料16参照)

保育所等に対する公費助成については、平成27年2月12日の社会保障審議会福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっていた。

今般、令和3年1月25日に行われた社会保障審議会福祉部会において、「令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得る」こととなり、社会・援護局の予算にも公費助成の予算が計上されているため、当該取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

## 2. 保育人材確保について

### (1) 保育現場・職業の魅力向上を含む総合的な保育人材確保策の推進について (関連資料17～26参照)

近年、保育の担い手確保や幼児教育・保育の無償化が始まり保育の質を担う保育士等の役割が一層重要になっていることを踏まえ、厚生労働省では、保育士を目指す人や保育士に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所と

しての保育所の魅力向上とその発信方法等について、学識者等を参集して議論を行い、令和2年9月末に報告書を取りまとめた。

この報告書では、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者は以下の方策を推進することが提言されている。

- ・ 保育士の職業の魅力を広く地域や社会に発信するとともに、養成段階の取組を充実させること
- ・ 保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、技能・経験・役割に応じた処遇としつつ、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備すること
- ・ 保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築すること

このため、地方自治体におかれては、国の各種事業を活用しつつ、関係者とも連携して、地域の保育人材確保対策に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

また、国では、この報告書を踏まえ、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、保育士資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった支援や保育の現場と職業の魅力向上に総合的に取り組むこととしている。

具体的には、下記の事項を盛り込んでいる。

#### 【令和2年度第3次補正予算】

- ・ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の積み増し
- ・ 保育所等のICT化推進等事業

令和元年度に引き続き、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、新たに、都道府県等で実施されている研修を在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

#### 【令和3年度予算案】

- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業

対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

- ・ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業  
 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ・ 保育士・保育の現場の魅力発信事業  
 保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。また、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。
- ・ 保育補助者雇い上げ強化学業  
 保育士の補助を行う保育補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し事業の促進を図る。
- ・ 保育士・保育所支援センター設置運営事業  
 保育士・保育所支援センターの機能強化を図るため、情報発信機能の強化や管内の保育所等を巡回してマッチング機能の向上を図るとともに、シルバー人材センターとの連携や保育補助者等のマッチングを新たに実施する。

各地方自治体においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進に御尽力いただきたい。なお、保育体制強化学業については、令和2年度より、保育士及び保育士以外の者の同数以上の要件を緩和し、児童の定員数に対する保育士及び保育士以外の者の数の割合が、前年同月と比較して同割合以上の場合も認めることとしたため、活用を図られたい。

また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、保育士の子どもの保育所への優先入所等の取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

## (2) 令和3年保育士試験について (関連資料27参照)

令和3年保育士試験については、「令和3年保育士試験について」(令

和2年9月14日付け事務連絡)において、保育人材の確保の観点から、引き続き、保育士試験の年2回実施の推進に御協力をお願いしている。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、廉価な大学等の会場を使用できず、高額な民間の会場を使用する可能性があることや、ソーシャルディスタンスの確保等の理由から、保育士試験の実施に係る費用の増加が見込まれている。

このため、「令和3年保育士試験の実施に向けた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について」(令和3年1月22日付け事務連絡)において、令和3年保育士試験を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染防止対策によるかかり増し経費については、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であることをお知らせしているため、保育士試験の年2回実施に向け、指定試験機関と調整の上、感染の予防に最大限配慮し、適当な会場の確保の支援又は必要な予算措置をお願いする。

### (3) 保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備について

保育士等キャリアアップ研修の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、都道府県が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な支援を行えるよう、令和2年度第3次補正予算において所要額を計上している。都道府県におかれては、引き続き、保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図る観点から、本事業を活用するなどし、研修実施体制の充実に努めていただきたい。

また、本研修については、処遇改善等加算Ⅱの加算要件となっており、令和4年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととし、令和3年度までの間は研修要件を課さず、令和4年度開始までに研修の受講状況を踏まえ必須化時期を確定することとされてきた。今般、内閣府において、今年度中に研修の受講状況及び実施状況等に関する調査を行い、その結果を基に研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和3年度の早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて改めて示される予定のため、ご承知おきいただきたい。

### (4) 保育士の資格管理の厳格化の検討について

保育士資格について、都道府県及び市区町村は、保育士資格を有する者が逮捕されるなど、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の5に規定する欠格事由に該当するおそれがある事案を把握した際には、保

育士証に記載されている保育士登録を行った都道府県又は施設等の所在する都道府県に情報提供するなど必要な連携を図っていただくよう、お願いしている。

今般、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）や「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、保育士の厳正な処分の徹底や資格管理の厳格化について検討を進めることとされているなど、特に児童へのわいせつ行為等により保育士資格の取消しを行うべき者の資格管理については、厳格に行うよう社会的要請が高まってきており、引き続き、遺漏がないよう対応をお願いします。

### (5) 保育士資格取得・登録に係るオンライン化について

都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の支援を行えるよう、令和2年度第3次補正予算において所要額を計上しているため、都道府県におかれては、必要な予算措置をお願いします。

また、保育士資格を含む社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用について、「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」において検討がなされ、令和3年1月8日に報告書が取りまとめられているとともに、第204回通常国会において、保育士を含む社会保障等関連の国家資格については、令和6年度より資格管理に関する手続にマイナンバーが活用できるようになるための所用の改正法律案が提出されていることから、都道府県におかれては御留意いただきたい。

(参考) 社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会 報告書

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15877.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15877.html)

## 3. 保育所等における新型コロナウイルス対策について

(関連資料28参照)

### (1) 臨時休園等の状況及び新型コロナウイルス対応の考え方

#### ① 保育所等における臨時休園等の状況

保育所等における新型コロナウイルスの感染状況及び感染者の発生等に伴う臨時休園の状況については、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」

(令和2年2月25日付け事務連絡)において、各自治体から厚生労働省に対して報告するよう要請した。

同事務連絡に基づき、令和3年2月25日14時までに厚生労働省に対して報告がなされたものを集計したところ、2月25日14時時点で臨時休園を行っている保育所等は17箇所、累計感染者数は職員1,715名、利用乳幼児1,432名となっており、概ね全国の感染状況の動きに連動している中で、必ずしも保育所における感染率が高い状況ではないと考えている。

引き続き、保育所等における臨時休園等の状況の迅速な把握に御協力いただきたい。

## ② 保育所等における新型コロナウイルス対応の考え方

保育所等における新型コロナウイルス対応の考え方については、「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」(令和3年1月7日事務連絡)の別添1(新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A(第八報)。以下「Q&A第八報」という。)においてお示ししている。

保育所等については、主に保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染予防策を徹底しつつ、原則として開所することとしている。

また、令和3年1月からの緊急事態宣言下では、宣言の性質に鑑みて、国としては登園自粛の要請も行っていない。

ただし、利用乳幼児や職員が罹患した場合には臨時休園の判断を市町村において行うとともに、その場合でも、医療従事者等、仕事を休むことが困難な者の子ども等に対して代替措置を検討いただくよう要請している。

引き続き、Q&A第八報においてお示ししている対応の考え方を踏まえて御対応いただくとともに、管内市町村及び保育所に対して適切な情報提供等を行っていただくようお願いする。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて最新の情報や対応に当たっての留意事項等を厚生労働省ホームページに掲載しているため、御参照のうえ、対応に万全を期していただくようお願いする。

(参考) 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## (2) 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援について

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、これまでも、感染防止用の備品購入費や職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費等に対する補助を行ってきたところ。今般の令和2年度第3次補正予算においては、感染症の流行が続く中、切れ目のない支援を行うため、令和2年度第1次、2次補正予算に加え、令和3年度概算要求から令和2年度第3次補正予算に前倒し、

- ① 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）
- ② 保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等を改めて補助することとしている。

この「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などである。

本事業については、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に御尽力いただいている職員の方々に対する支援として、原則、「かかり増し経費」に御活用いただきたく、その旨、保育所等に周知を図りたい。なお、本事業の用途については、補助金の交付申請書及び実績報告書において報告を求めることとしているので、ご承知おきいただきたい。

また、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるので、各自治体においては、支援を必要とする全ての保育所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。

## (3) 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により、保育所等が臨時休園する場合における公定価格の取扱いについては、令和2年6月17日付けの通知において、

- ① 利用児童数の減少などの新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき、公定価格を算定すること
- ② 公定価格が通常どおり支給されていることを踏まえ、労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出について適切に対応すること

③ これらについて、指導監査の際に適切な指導等を行うこと等をお示ししているところ。

各自治体においては、公定価格等が保育所等において適正に使われているかについてが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法における指導監査の確認事項であることを踏まえ、保育所等に対して、改めて人件費の適切な支出について、指導・助言を行っていただきたい。

なお、子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査と児童福祉法に基づく施設監査については、必要に応じて連携し、効率的に実施されたい。

#### （４）社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について

##### ① 令和２年度における対応状況

社会福祉施設等（高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮関係）に必要な衛生・防護用品については、各施設等で確保していただくことが基本であるが、新型コロナウイルス感染症対策等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりに対する支援として、国においては、施設等へのマスク等の衛生・防護用品の購入支援を行っている。

さらに、衛生・防護用品が不足する事態に備え、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して衛生・防護用品が供給できるように、次のとおり、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っている。

ア 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援  
社会福祉施設等での感染が発生した際、事業継続ができるよう都道府県等から速やかに必要な防護具等の供給を行うこととし、以下の種類・数量の衛生・防護用品を都道府県・指定都市・中核市に配布している。

##### 【配布状況】

（６月末から７月に配布）

- ・サージカルマスク（約50万枚）
- ・ガウン（約50万枚）
- ・フェイスシールド（約50万枚）
- ・使い捨て手袋（約330万双）

（９月中旬から12月に配布）

- ・ゴーグル（約50万個）

- ・ヘッドキャップ（約100万枚）
- ・使い捨て手袋（約570万双）

※ さらに不足が生じる場合等、都道府県等からの要望に応じて国から追加送付を行っている。

- イ 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援  
一般的な感染拡大防止の観点から、全ての社会福祉施設等向けに、以下の数量の使い捨てマスクを都道府県・指定都市・中核市に配布を行い、適切な備蓄や社会福祉施設等への配布をお願いしている。

**【配布状況】**

（6月末から7月に配布）

- ・使い捨てマスク（約4,000万枚）

（9月末から11月に配布）

- ・使い捨てマスク（約5,000万枚）

※12月以降、年度内に毎月約3,000万枚の規模で配布予定。

- ウ 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等（保育所等における乳幼児のおむつ交換時の排便処理を含む。）のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

世界的な供給状況の逼迫等により地域によっては入手困難な使い捨て手袋について、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、以下の数量の使い捨て手袋を都道府県・指定都市・中核市に配布を行い、適切な備蓄や社会福祉施設等への配布をお願いしている。

**【配布状況】**

（10月末から12月に配布）

- ・使い捨て手袋（約5,000万双）

※12月以降、年度内に毎月約3,000万双～約5,000万双の規模で入手困難な地域に配布予定。

② 令和3年度における実施予定

上記①のア～ウについて、令和3年度は、次のとおり実施を予定している。

ア 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援  
防護具等について、さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付の実施を予定している。

イ 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援  
新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しつつ、一般的な感染症流行期（秋季・冬季）に使い捨てマスクの配布を予定している。

ウ 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援  
使い捨て手袋の需給状況等を勘案しつつ、入手困難な地域に毎月配布を予定している。

## 4. 認可外保育施設の質の確保・向上について

### (1) 認可外保育施設の指導監督の充実等について

(関連資料29～34参照)

幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要であり、認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定並びに集団指導の実施、立入調査の際の評価基準について施設類型に応じた基準の設定等の対応を行っている。

令和3年度予算案においても、

- ・ 認可保育所等への移行を希望する施設に対する運営費や改修費等の補助、
- ・ 指導監督基準の内容の説明や事故防止に向けた助言等を行う巡回支援指導員の配置支援、
- ・ 指導監督基準のうち設備基準を満たしていない施設に対して、認可基準を満たすための改修費等の支援

等に係る経費を計上している。

巡回支援指導員の活用にあたっては、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に共有するとともに、巡回により問題のあると考えられる認可外保育施設について優先的に立入調査を実施すること等により、より効率的な監査の実施につなげる取組事例もあることから、積極的な活用をお願いしたい。

なお、届出を行った認可外保育施設に対しては、指導監督を行う都道

府県等が原則年1回以上立入調査を行うこととしており、中でもベビーホテルに対しては必ず行うよう求めている。しかし、認可外保育施設が多数設置されている等の理由から、年1回以上の立入調査を実施できていない自治体もあることから、まずは巡回支援指導を確実にを行い立入調査につなげるなど、適切な指導の徹底をお願いする。

また、幼児教育・保育の無償化に係る給付事務の実施に当たり、市町村が、都道府県等が有する認可外保育施設の情報を確認可能とする子ども・子育て支援情報公表システムを構築し、令和2年9月末に公開を開始している。施設情報の入力、公表処理が行われていない事例も見受けられるため、引き続きご協力をお願いしたい。

## (2) 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会「議論のとりまとめ」に係る対応について (関連資料35参照)

令和2年度に入り、マッチングサイトを介したベビーシッター利用で、子どもへのわいせつ容疑でベビーシッターが逮捕される事案が相次いで発生したことを受け、厚生労働省において、

- ・ 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」の改訂、
- ・ 都道府県等に対して、マッチングサイトを利用する場合の事前の情報収集の徹底などを保護者に促すよう依頼、
- ・ マッチングサイト運営者への注意喚起、

を行った。

また、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会において、ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の更なる対応について検討が行われ、令和3年2月19日に「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」(以下「とりまとめ」という。)がとりまとめられた。

<とりまとめの主な内容>

### 1. 基本的な考え方

- ①わいせつ事案等への対応：未然防止、事案対応、再発防止の視点
- ②マッチングサイト運営者も、プラットフォームであるものの、一定の責任を負うべきとの考え方で検討

### 2. 具体的な対応案

#### ①未然防止

- ア 保護者による情報収集や事前面接実施など、利用するときの留意点の更なる周知

イ 事業者の自主的な取組の推進（採用の際の宣誓書など）

ウ マッチングサイトガイドラインの見直し

- ・ 登録時の面談、届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供を追加
- ・ 適合状況は厚労省HPで公表しているが、表示を分かりやすく改善。届出の事前確認などの重要項目が不適合の場合は、厚労省HPから一定期間抹消
- ・ 国等の補助事業の対象については事業の適正な執行の観点からマッチングサイトに改善を求めるべき
- ・ 厚生労働省は、この対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進めるべき

②事案対応：わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても事業停止命令等を発令することを通知に明記

ア 事業停止命令等の期間

- ・ 現在の保育士の欠格事由を踏まえ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年と示す

イ 事業停止命令等の地理的効力等

- ・ 事業停止命令等を受けたベビーシッターが転居した場合も、転居先自治体が、当該ベビーシッターに対し事業停止命令等を発令することを検討する運用
- ・ ベビーシッターの届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加

③再発防止

ア 事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有：事案概要等の機微な情報も含め共有

イ 事業停止命令等に関する情報の一般への公開：ベビーシッターの社会復帰への影響と、子どもの最善の利益・利用者の選択を考慮し、氏名、自治体、処分の種類、処分の日時のみ公開

### 3. 中長期的な課題

自らの犯罪歴を証明する制度の導入については、制度の対象となりうる職種が広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠。

とりまとめを受け厚生労働省としては、

- ・ わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対して事業停止命令等を発令することや、届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加することについて、「認可外保育施設に対する指導監督の実施に

ついて」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の改正

- ・ 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」について、登録時の面談、届出等の事前チェックや保護者への正確な情報提供等に係る改正
- ・ 事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有及び一般への公開

等の取組を行っていくこととしているので、詳細については今後お示しするが、都道府県等におかれてもご協力をお願いしたい。

なお、マッチングサイトガイドラインの改正に当たり、保育者がマッチングサイトに登録するに当たっての都道府県等への届出確認の徹底を図ることとしており、各都道府県等におかれては、保育者からマッチングサイト事業者へ提出するための届出を証明する書類等を求められた場合には、必要な対応をお願いします。

## 5. 保育事故防止対策の推進について

保育所等における事故防止の取組については、平成28年3月末に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づき実施していただいている。

また、死亡事故等における事後の検証については、平成28年3月末に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき実施していただいている。

各都道府県におかれては、管内市区町村を通じて、各施設・事業者に対してこれらの内容について改めて周知徹底をお願いするとともに、窒息や溺水などの不慮の事故から子どもを守る観点から、消費者庁への事故報告の徹底や、消費者庁の「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」等の情報に留意するようお願いしたい。

なお、保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生した場合には指導監督権限を有する自治体への報告、自治体から国への報告を求めているところであるが、認可外保育施設についても同様であり、改めて事故報告の仕組みについて周知をお願いしたい。

平成30年11月には、総務省行政評価局より当省及び内閣府に対し、「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告があり、保育施設等における重大事故対策や、それに関する監査の実施方法等に対して行政評価の視点から指摘があった。

これを受け、指導監督における調査内容に事故発生時に適切な救命処

置が可能となるよう訓練を実施すること等について、指導監督基準等の改正を行い明示するとともに、立入調査の際の調査内容として位置づけた。また、事故発生時の都道府県等への報告状況についても、調査内容として位置づけたところであるが、その確認に当たっては、保険給付の請求に係る資料を確認することで、事故発生時の報告状況を把握する方法も考えられるため、参照されたい。

また、同勧告において、保育施設等における食物アレルギーに係る事故の発生及び再発の防止を図る観点から、地方公共団体におけるアレルギー事故情報の収集・活用の実態等を把握し、地方公共団体に報告することを含めた関わり方について検討することとされた。

この点については、平成31年4月に改訂を行った「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」において、地方公共団体の役割として、

- ① 地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握や、地域の関係者による情報共有・協議等を通じて、地域全体として連携体制を構築し、地域におけるアレルギー疾患対策の質の向上を図ること
- ② 地域の関係機関等の連携の下、積極的に各保育所におけるアレルギー疾患対策への支援を行うこと

を求めている。地域型保育事業所や認可外保育施設についても地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握を行うなど、積極的な取組をお願いしたい。

事故防止対策に関する予算としては、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修を実施するための費用の一部を補助する事業を行っており、各地方自治体におかれては、本事業を活用し巡回支援指導員を積極的に配置するようお願いしたい。

なお、巡回支援指導員については、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたい。

また、令和3年度予算案において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上するとともに、令和2年度第三次補正予算において、認可外保育施設における保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防

止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

【関連通知等】

- ※ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

(施設・事業者向け)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf)

(自治体向け)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline2.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline2.pdf)

(事故発生時対応)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline3.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf)

- ※ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について (事務連絡)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline.pdf>

- ※ 有識者会議 年次報告 (令和2年)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/houkoku/jiko\\_houkoku-r02.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/houkoku/jiko_houkoku-r02.pdf)

- ※ 総務省 「子育て支援に関する行政評価・監視」に関する詳細

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000583885.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000583885.pdf)

- ※ 消費者庁 子どもを事故から守る！事故防止ポータル

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/)

- ※ 消費者庁 「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_047/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/)

## 6. 地域子ども・子育て支援事業にかかる令和2年度第3次補正予算について

### (1) 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援について（内閣府計上）（関連資料36参照）

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、これまでも、感染防止用の備品購入費や職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等に対する補助を行ってきたところ。

今般の令和2年度第3次補正予算（内閣府計上）においては、感染症の流行が続く中、切れ目のない支援を行うため、令和2年度第1次（内閣府計上）、2次（厚生労働省計上）補正予算に加え、

- ① 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）
- ② 事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等を改めて補助することとしている。

この「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などに充当していただくことを想定している。

また、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるため、各自治体においては、支援を必要とするすべての事業所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。

### (2) 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業について

（内閣府計上）

（関連資料37参照）

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図る。

利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用や、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等が補助の対象となるため、ご活用いただきたい。

## **7. 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について (関連資料42参照)**

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）において、保育分野の関係では関連資料42のとおり決定されている。

このうち、保育所の指導監査の実施については、8.（8）に記載するとおりであるので、十分御了知の上御対応いただくとともに、管内の事業者に対しても周知に努めていただくようお願いする。

## **8. その他**

### **（1）子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設について (関連資料43参照)**

令和3年度税制改正において、国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととした。

詳細については、今後、別途通知する予定。

### **（2）認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について (関連資料44参照)**

令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料を非課税とすることとし、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用している。

この非課税措置について、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用している場合に限る。）において雇用される保育に従事する者（都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師若しくは准看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了したものであるとみなして、非課税措置の対象となる基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意されたい。また、各都道府県等におか

れては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に留意しつつ、研修機会を確保できるよう努めていただきたい。

### (3) 保育所の耐震化の促進について

#### ① 耐震化の状況

保育所の耐震化については、全国的な取組状況をみると、平成29年3月31日現在の保育所の耐震化率は、87.7%となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体の取組により、全ての施設で耐震化が実施されている自治体から、耐震化率が60%弱に留まっている自治体まで大きな差が生じており、設置主体別にみても、公立保育所の耐震化率は85.0%、私立保育所の耐震化率は89.3%と差が生じている。

こうした中「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、保育所の耐震化整備を推進してきたが、引き続き防災・減災対策を推進していくため、新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）が取りまとめられ、令和7年度まで5年間において、耐震化整備を含め、耐災害性強化のための整備を進めていくこととなった。

今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっていることから、各都道府県におかれては、管内市区町村に対して下記②に記載した情報を提供いただき、公立・私立ともに保育所の耐震化の促進に努められたい。

#### ② 耐震化工事について

##### ア 耐震化のための整備について

私立保育所の施設整備については、保育所等整備交付金により財政支援を行っているところであるが、耐震化工事については、大規模修繕等の整備区分を適用し、国庫補助を行っているところであり、各自治体におかれては、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育所の施設整備については、平成18年度に税源移譲と合わせて一般財源化されているので、各自治体において積極的な対応をお願いしているところであるが、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。

これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとしているので、あわせてご活用いただきたい。なお、当該措置は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に併せて令和7年度までとされたため、耐震化に向けた早期の取組をお願いする。

#### イ 耐震診断について

耐震診断が必要な昭和56年以前の保育所について、耐震診断の実施率は全国で75.3%となっているが、実施状況の詳細をみると、診断が完了している自治体からほぼ未実施の自治体まで、自治体において顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、何より耐震診断を行うことが重要であるため、耐震診断実施率の低い自治体におかれては、まずは耐震診断の早期実施に努めていただきたい。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」により国庫補助を受給することが可能であるので、各自治体におかれては、迅速かつ積極的な対応をお願いする。

#### (4) 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会について (関連資料45、46参照)

保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが重要である。

こうしたことを踏まえ、保育所保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図ることを目的として、学識経験者等に参集を求め、平成30年5月より標記検討会を開催し、令和2年6月に計10回の議論の内容を取りまとめた。

同検討会では、保育の質の確保・向上に関して幅広く具体的な方策等の検討が行われ、議論を踏まえて保育の現場における様々な質向上の取組を紹介した実践事例集（「子どもを中心に保育の実践を考える」）の作成（令和元年6月）や、「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂及び同ガイドライン活用のためのハンドブック（「保育をもっと楽しく」）の作成（令和2年3月）が行われた。

また、全国の各地域や現場の現状・課題や実践の質向上に資する取組

等について、都道府県等の保育部局担当者が情報共有や意見交換を行うことを目的とし、令和3年3月5日に中央セミナーをオンライン形式で開催することを予定している。

各地方自治体におかれては、本検討会とその成果物等に関して管内の保育関係者等への周知を図るとともに、保育実践に係る相談・助言や指導監査の効果的・効率的実施等を通じて、保育の質の確保・向上に資する各種取組の一層の促進に努められたい。あわせて、特色ある取組の共有や展開に向けた情報収集に際しては、引き続き御協力をお願いしたい。

## (5) 保育所における自己評価ガイドラインの改訂について

(関連資料47参照)

「保育所における自己評価ガイドライン」は、保育所保育指針に基づき、保育士等及び保育所による保育内容等の自己評価並びにその結果の公表について、基本的な考え方等を示したものである。平成20年の保育所保育指針改定に伴い、平成21年に作成された。

その後、平成29年に保育所保育指針が改定され、「評価を踏まえた計画の改善」が新たに明示されたこと、さらに平成30年より開催した「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(以下「検討会」という。)において、今後の検討課題の一つに「保育の振り返りを通じた質の確保・向上」が示されたことを受け、この間の自己評価に関する保育現場の実状と議論を踏まえ、このガイドラインの見直しを行うことにしたものである。

見直しに際して、検討会の下に設置した有識者による作業チームで全体構成及び内容を検討し、改訂版の試案を作成した上で、令和元年8月より約半年間にわたり、様々な地域・運営主体・規模の保育現場の協力を得て、試案に基づく自己評価の試行検証を実施した。

この試行検証の成果を踏まえ、改訂版の内容の確定とともに、より具体的な留意事項や実施の工夫例を示したハンドブックの作成を進め、令和2年3月に「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」及び「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」を公表した。完成した改訂版及びハンドブックの周知・普及を図るため、令和2年10月に自治体の保育部局担当者等を対象とした説明会を、また令和3年2月に保育所の職員等を対象とした研修会(計3回)を、それぞれオンライン形式で開催したところである。

各地方自治体におかれては、保育所における保育内容等の評価に関する取組の一層の促進に向けて、標記ガイドラインの周知に御協力いただきたい。

## (6) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について

(関連資料48～50参照)

今年度において、次のような調査研究事業を実施しており、現在の状況及び今後の見通しについてはそれぞれ以下のとおりである。

### ① 不適切保育に関する対応についての調査研究

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、(中略)当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切な保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれているが、保育所内での不適切な保育の防止に向けた取組や、保育所内で実際に不適切な保育が行われた場合の対応について、現在、国から統一的な考え方を示したものはない。

そこで、この調査研究においては、保育所内での不適切な保育等に対する都道府県及び市区町村の対応等に関する実態調査を行うとともに、保育所内での不適切な保育等の防止や発生時の対応に係る自治体の取組に関するヒアリングを実施する。その上で、令和2年度内に、自治体及び保育所における不適切な保育への対応に関する考え方等を、報告書として取りまとめることとしている。

### ② 保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究

平成30年の「出入国管理及び難民認定法」の一部改正もあり、今後、更なる外国にルーツを持つ子どもの増加が見込まれる。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)を受け、令和元年度に実施した調査研究において、市町村における、外国籍にルーツを持つ子どもやその保護者への配慮に関する取組や、保育所等における子どもの受入や保護者対応に係る工夫等についての報告書を取りまとめ、好事例の横展開を行った。

この調査研究においては、全国の保育所等利用児童に占める外国にルーツを持つ子どもの割合の実態を把握するとともに、令和元年度の調査結果等を踏まえ、保育現場における外国にルーツを持つ子どもへの処遇面での工夫をより詳細に把握し、令和2年度内に報告書を取りまとめることとしている。

### ③ 人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究

人口減少地域における保育提供体制の在り方については、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)において、「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」とされた。

これを踏まえ、人口減少地域等における保育の提供体制の現状や、課題解決に向けて各自治体が行っている取組の実態を把握し、人口減少地域等が抱える課題及び取組事例を取りまとめた報告書を、令和2年度内に作成することとしている。

### ④ 保育士の業務の負担軽減に関する調査研究

「2040年を見据えた社会保障・働き方改革本部」(厚生労働省に設置。本部長は厚生労働大臣)における医療・福祉サービス改革プランにおいて、福祉分野における業務フローの分析を踏まえた業務の負担軽減と効率化に向けたガイドラインの作成、文書量削減に向けた取組等を行うこととしている。

保育士の業務の負担軽減や効率化には、保育の周辺業務(補助業務を含む)にICT等のテクノロジーを活用すること、保育補助者や保育支援者の業務を明確化した上で人手を要する時間帯や繁忙期に活用すること、保育業務の書類様式の標準化・重複している内容を省略すること等により文書作成業務の省力化を図ることや、働き方の見直し・業務の再構築に取り組むことなどが有効であると考えられる。

このため、保育士の業務負担の軽減や業務の再構築に取り組んでいる好事例の収集・横展開を行うとともに、研修等で活用できるよう、保育施設において保育士の業務負担軽減や業務の再構築を行うために必要なガイドラインの作成を行っているところであり、今年度中に報告書を取りまとめることとしている。

## (7) 国家戦略特別区域小規模保育事業の連携施設について

(関連資料51参照)

小規模保育事業は、原則として満3歳未満の乳幼児を受入れ対象としているが、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4において、3歳以上児も受入れ可能な国家戦略特別区域小規模保育事業(以下「特区小規模保育事業」という。)を創設している。特区

小規模保育事業は近隣の家庭的保育事業等での保育の提供が終了した3歳以上児を受け入れている実態があるが、特区小規模保育事業は家庭的保育事業等の連携施設となることができないこととされている。

これを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）について、特区小規模保育事業を行う事業所を家庭的保育事業者等の卒後の受け皿確保のための連携施設となることができることとすることその他所要の改正を行い、令和3年4月1日より施行することを予定している。

#### **（8）保育所の指導監査の実施について** **（関連資料52、53参照）**

保育所については、児童福祉法第46条第1項及び児童福祉法施行令（昭和22年政令第74号）第38条に基づき、行政による指導監査（以下「施設指導監査」という。）を実施することとされている。

施設指導監査の実施主体については、都道府県が行うこととされている一方、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定により、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）に所在する保育所については、原則として当該指定都市等が施設指導監査を行うこととされている。

今般、令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、「指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市及び中核市に移譲する」ことが提案されたことを受け、指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の実施主体に関する取扱いを改めて整理し、「指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体について（周知）」（令和2年10月30日子保発1030第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）により周知した。

具体的には、指定都市等が設置する保育所については、当該指定都市等の長が指導監査を行うことが適当であり、都道府県が設置する児童自立支援施設に対する指導監査を都道府県知事が行うのと同様、指定都市等の長が、自らの団体に対する内部管理権限に基づき行うものであると整理した。

各都道府県及び指定都市等におかれては、上記の整理に基づき、令和2年度中に実施体制を整えた上で、令和3年度から施設指導監査を実施するようお願いする。

また、施設指導監査については、児童福祉法施行令第38条において、年1回以上の実地検査を行うこととされている一方で、一部の都道府県等においては、必ずしも実地検査の実施率が高くない状況にあることが指摘されていた。

このような状況を踏まえ、施設指導監査の目的を果たしつつ、効率的かつ効果的に施設指導監査を行うための取組を、都道府県等において検討するに際しての参考となるよう、令和元年度子ども・子育て支援対策推進事業として、「保育所の指導監査における効果的・効率的な取組に関する調査研究事業」を実施し、都道府県等において実際に行われている取組事例等をまとめた報告書を作成した。

当該報告書の内容については、「「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について（周知等）」（令和元年7月3日付け事務連絡）においてお示ししているため、各地方自治体におかれては、施設指導監査の効果的・効率的な実施に向けて、引き続き、積極的な取組を行っていただくようお願いする。



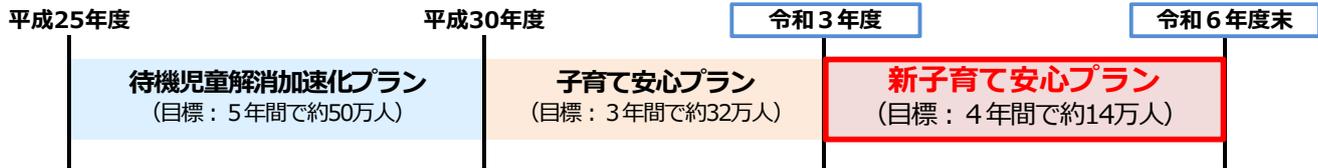
[関連資料：保育課・少子化総合対策室]



## 新子育て安心プランの概要

## ○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。  
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)



## ○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

## ① 地域の特性に応じた支援

## ○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

## ○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・**保育コンシェルジュによる相談支援の拡充**  
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
  - ・**巡回バス等による送迎に対する支援の拡充**  
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

## ○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

## ② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**  
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**  
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

## ③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

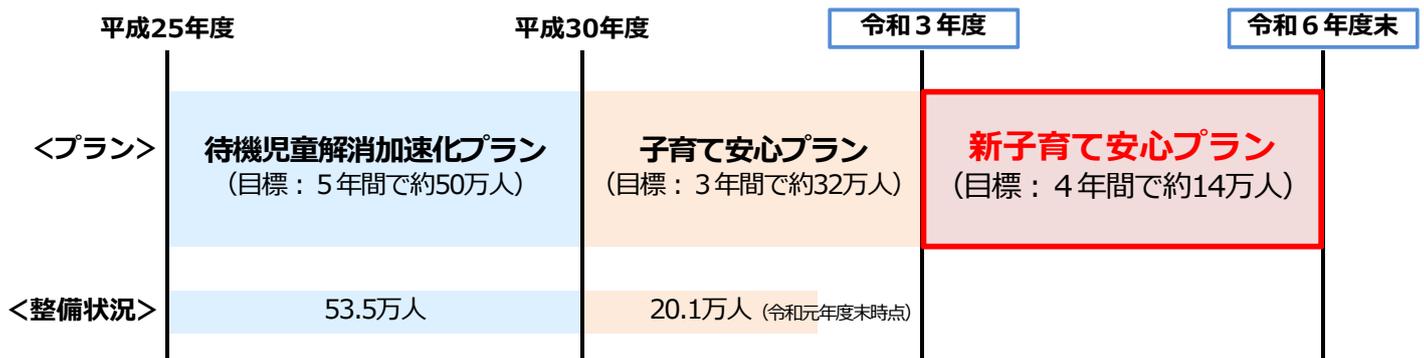
- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする))の**推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**  
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

## 新子育て安心プラン

## ○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

&lt;ポイント&gt;

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。  
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)
- ・地域の特性に応じた支援を実施。
- ・仕事・職場の魅力向上を通じた保育士確保を推進。
- ・幼稚園・ベビーシッターを含めた地域のあらゆる子育て資源を活用。



## ①地域の特性に応じた支援

必要な方に適切に保育が提供されるよう、地域の課題を丁寧に把握しつつ、地域の特性に応じた支援を実施。

### ○保育ニーズが増加している地域への支援

子育て安心プランにおける保育の受け皿確保の取組を引き続き推進。

<施策例>

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の向上**
- ・待機児童対策協議会に参加する自治体への**改修費等の補助基準額の向上・先駆的取組への支援**

### ○マッチングの促進が必要な地域への支援

保護者への「寄り添う支援」を強化し、マッチングを促す。

<施策例>

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充  
 >待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする
- ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充  
 >送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う
- ・**利用者の利便性向上のための改修等の補助**対象への追加

### ○人口減少地域の保育の在り方についても別途検討を進める

## ②魅力向上を通じた保育士の確保

保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するとともに、職業の魅力を広く発信する。

<施策例>

- ・**情報発信のプラットフォーム構築**
- ・**保育補助者の活躍促進**  
 >「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**  
 >待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**  
 >現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加
- ・**若手保育士や保育事業者等への巡回支援**の拡充  
 >働き方改革支援コンサルタントの巡回や魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナーの実施を補助対象に追加

## ③地域のあらゆる子育て資源の活用

利用者のニーズにきめ細かく対応するため、幼稚園・ベビーシッターなど、地域のあらゆる子育て資源を活用する。

<施策例>

- ・**幼稚園の空きスペースの活用**  
 >預かり保育等のスペース確保のための施設改修等の補助を新設  
 >待機児童が存在する市区町村において空きスペースを活用した小規模保育の利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)
- ・**ベビーシッターの活用**  
 >利用料に関する自治体等の助成を非課税所得とする(令和3年度税制改正で対応)  
 >企業主導型ベビーシッターの利用補助を拡充(1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等の取得促進**  
 >育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設(令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定)

3

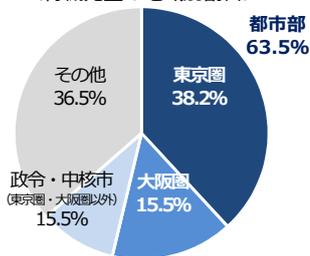
## (参考) 保育に関する現状

### ①待機児童の現状

市区町村の待機児童の状況は様々。全国の市区町村のうち約8割の市区町村は待機児童を解消。待機児童のいる市区町村では以下のような特徴がある。

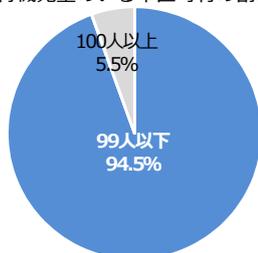
#### ○待機児童の6割超が都市部で発生

<待機児童の地域別割合>



#### ○待機児童のいる市区町村の9割超が99人以下

<待機児童のいる市区町村の割合>



### ②保育士確保の現状

保育士の確保を進めるに当たり、保育業務に関する以下の課題が存在する。

○保育士が退職した理由(複数回答)

**仕事量が多い: 27.7%**

○保育士が再就業する場合の希望条件(複数回答)

**勤務時間: 76.3%**

**雇用形態(パート・非常勤採用): 56.0%**

※いずれも「東京都保育士実態調査報告書」(令和元年5月公表)より

### ③地域における子育て資源の現状

地域においては、保育所の他にも、幼稚園・ベビーシッターなどの子育て資源が存在する。

<幼稚園>

- ・令和元年度までに**幼稚園の24.9%が認定こども園に移行**
- ・**預かり保育(3~5歳児)の実施率: 87.8%**(令和元年度)
- ・**幼稚園等の定員充足率: 63.0%**(令和元年5月1日)

<ベビーシッター>

- ・主に通常の保育と組み合わせて利用
- ・**企業主導型について利用の補助(1日1枚、月24枚が上限)を実施**

4

# 新子育て安心プラン 参考資料

## 保育所等整備交付金

(令和2年度予算) 638億円 → (令和3年度予算案) 497億円  
( (令和2年度3次補正予算) 158億円)

### 【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

◆ 「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施。

### 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

# 保育所等改修費等支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)  
(令和2年度3次補正予算：160億円)

## 【趣旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。  
(※)都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

## ＜拡充＞

- ・「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を引き続き実施。
- ・ニーズに応じた受け皿整備による待機児童の解消や、地域偏在による待機児童の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業  
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業  
(5) 家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合			
1 施設当たり	利用(増加)定員19名以下	15,000千円	(① 20,000千円、② 23,000千円)
	利用(増加)定員20名以上59名以下	27,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	利用(増加)定員60名以上	55,000千円	(① 60,000千円、② 63,000千円)
老朽化対応の場合	1 施設当たり	27,000千円	(① 32,000千円)
(2) 1事業所当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(3) 1施設当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(4) 1施設当たり		32,000千円	(② 35,000千円)
(5) 保育所で行う場合	1か所当たり	22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,400千円

- 【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4  
(5) 国：1/2、市区町村：1/2  
※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/3

2

## 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標(KPI)を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

### 1. 受け皿整備等



#### (1) 保育所等改修費等支援事業(市区町村)〈前掲〉

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ

- ※ 補助基準額  
賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)  
35,000千円(通常27,000千円)

#### (2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業(市区町村)〈前掲〉

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助(通常は3倍)

- ※ 補助基準額 12,000千円(通常22,000千円)

#### (3) 待機児童対策協議会推進事業(都道府県)

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

- ※ 補助基準額 2,678千円  
※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

### 2. 保育人材の確保



#### (1) 潜在保育士の再就職支援(都道府県、指定都市、中核市)〈前掲〉

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員(保育士再就職支援コーディネーター)を追加配置

- ※ 補助基準加算額 4,000千円

#### (2) 保育人材等就職・交流支援事業(市区町村)〈前掲〉

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員(就職支援コーディネーター)を追加配置

- ※ 補助基準加算額 4,000千円

### 3. 地方自治体からの提案型事業



#### ○ 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県、市区町村)

待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

- ※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額(上限10,000千円の定額補助)  
※ 補助割合 国：10/10

## KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものである。

### 「1. 受け皿整備等」に関するKPI(例)

- ✓ 待機児童数(対前年度減)(市区町村)
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数(市区町村)
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数(都道府県、市区町村)

### 「2. 保育人材の確保」に関するKPI(例)

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数(都道府県)
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数(都道府県)
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数(都道府県)
- ✓ 保育士の平均勤続年数(都道府県、市区町村)



3

# 利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数  
 （子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

## 1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

実施か所数：H30年度375か所 → R元年度389か所

《令和3年度補助基準額（案）》

①基本分 3,075千円

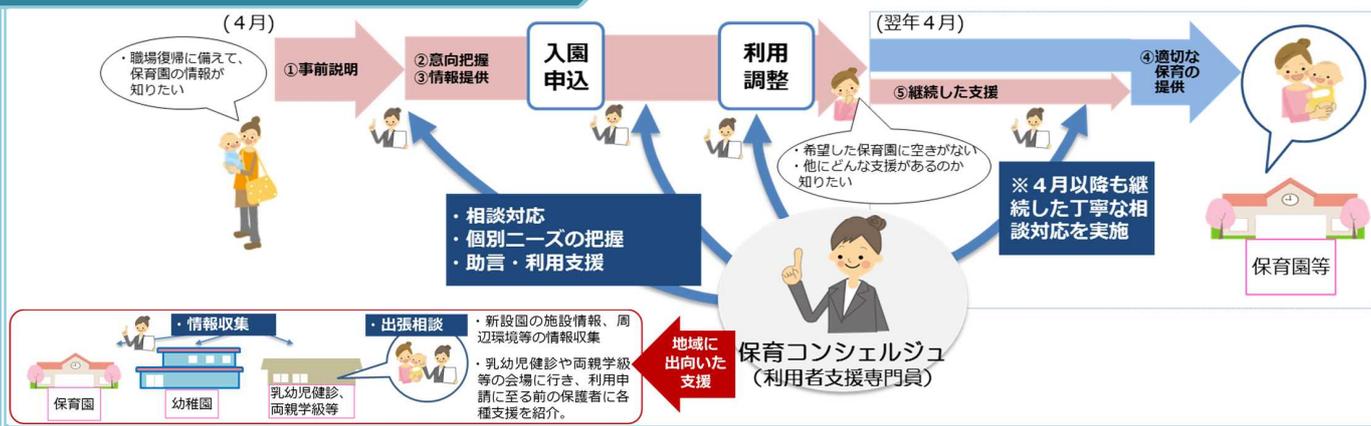
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

## 2. 令和3年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う支援」の実施を促し、地域におけるミスマッチの解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。**

## 3. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



4

## 広域的保育所等利用事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数）

### 事業内容

#### ① こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

#### ② 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

#### ③ こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

### 実施主体

- 市区町村
- 国：1/2、市区町村：1/2
- <こども送迎センター等事業>  
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）
- <代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>  
H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）
- ※いずれもR1年度は交付決定ベース

### 事業イメージ



### 令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

### 【補助基準額（案）】

- ・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・事業費（損害賠償保険含む）  
10,202千円（自宅送迎の場合1,119千円）
- ・バス購入費 15,000千円
- ・バス借上費 7,500千円
- ・改修費 7,270千円

5

# 人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究

(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

## 1. 本調査研究の目的

- 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、
  - ・利用定員を満たさない状態での施設運営、
  - ・継続利用の確保など、

**地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保、安定的な事業継続が困難な状況が、生じる可能性がある。**

- 本調査研究では、
  - ・人口減少地域等における**ニーズに対応した保育の提供確保に向けた取組事例**や、
  - ・**今後検討すべき課題**について調査、検討する。(今年度末に報告書を取りまとめる予定)

## 2. 本調査研究の概要

- 以下の3つを組み合わせて実施予定。

### ①自治体調査

離島・へき地を含め今後人口減少が見込まれる全国の市町村に対して、地域の保育ニーズに対応した保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題等に係るアンケート調査を実施。

### ②ヒアリングの実施

自治体に対するアンケート調査の結果を踏まえ、先進的な取組みを行っている自治体(13自治体程度)と、現在、課題等を抱えている自治体(7自治体程度)それぞれから、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

### ③研究会の開催

自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①自治体調査と②ヒアリングにおいて得られた結果を踏まえ、人口減少地域等における保育ニーズに対応した保育の確保に向けた事業継続等に係る取組みの在り方について検討。

(参考) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について(令和元年12月10日子ども・子育て会議)抄  
「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見直しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」

6

## 保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算案:402億円の内数)

### 【事業内容】

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

- ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信  
保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施(具体的な取組)
  - ・保育体験イベント
  - ・情報発信サイト
  - ・進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等
- ② 保育士が相談しやすい体制整備(具体的な取組)
  - 1) 保育士の相談窓口(SNS等も含む)の設置
    - ・心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
    - ・相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言
  - 2) コロナウイルス感染症に関する相談支援
    - ・気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
    - ・職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

### 【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市
- ② 都道府県、市町村

### 【補助基準額】

- ① 1自治体あたり:8,108千円
- ② 1自治体当たり:1)4,035千円 2)5,599千円

### 【補助割合】

- ① 国:1/2、都道府県・指定都市:1/2
- ② 国:1/2、都道府県・市町村:1/2

7

## 保育補助者雇上強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

### 【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※  
※保育士確保が困難な地域

### 【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

### 【補助割合】

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 / 国：3/4、市区町村1/4



8

## 短時間勤務の保育士の活用

### 現行制度の概要

- 保育所に配置される保育士について、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の要件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てても差し支えないこととされている。
  - ①常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること
  - ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

### 見直し案

- 潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、短時間勤務の保育士の配置に関する要件①について、
  - ・令和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、
  - ・常勤の保育士が十分に確保できずに子どもを受け入れることができないなど、市区町村がやむを得ないと認める場合には、各組や各グループで1名以上常勤の保育士を配置を求める規制を撤廃し、**1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないこととする。**
- その際、交替に当たっての適切な引継ぎや、保育の計画や評価を共有する機会の確保など、利用児童の処遇水準の確保に努めるとともに、一部の職員に業務の負担が過剰に偏ることがないように、適切な業務分担を行うこととする。

(参考)

- 保育士が再就業する場合の希望条件（複数回答）

勤務時間：76.3% 雇用形態(パート・非常勤採用)：56.0%

※「東京都保育士実態調査報告書」（令和元年5月公表）より

## 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
  - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
  - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
  - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

<拡充>以下の事業の拡充を図る。

- ①現職保育士に対して就業継続に向けた必要な相談支援や、保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ②保育士・保育所支援センターが、シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③保育士・保育所支援センターの情報発信機能の強化、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上。

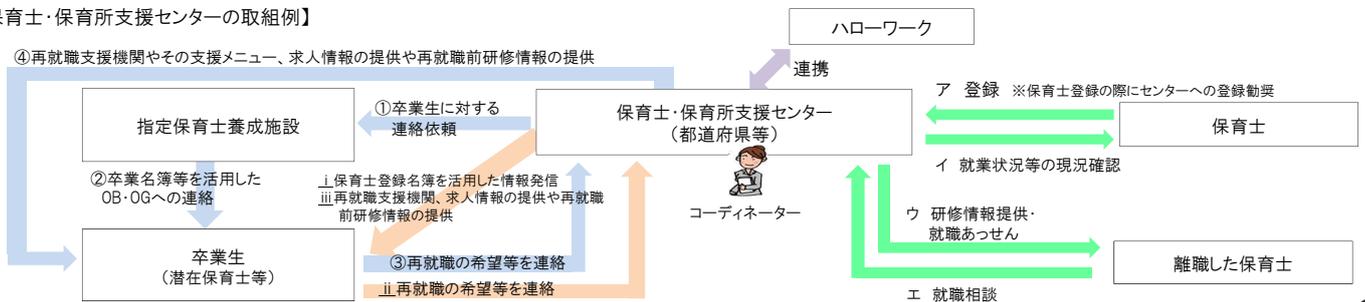
【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

### 【補助基準額】

保育士・保育所支援センター運営費：7,200千円  
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円  
     ※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算  
     ※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援  
 復職前研修実施経費：469千円  
 保育士登録簿を活用した就職促進：3,664千円  
     離職した保育士等に対する再就職支援：6,119千円  
     マッチングシステム導入費：7,000千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

### 【保育士・保育所支援センターの取組例】



10

## 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

- ①「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
- ②「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
- ③「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

<拡充>

以下の事業のメニューを新たに追加する。

- ①社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
- ②魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
- ③保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、「保育実践充実コーディネーター」のメニューを追加
- ④公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

### 【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり それぞれ4,064千円  
 働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円  
 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

### 【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

11

緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の耐震対策、防犯対策、アスベスト対策、付帯設備の工口改修等に要する経費の一部を補助。特に、預かり保育など**コロナ禍においても子供を安心して育てることができる環境整備や、感染症予防の観点から衛生環境の改善**を促進する。

- |  |             |                            |
|--|-------------|----------------------------|
| 1  | 耐震補強工事      | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化   |
| 2  | 防犯対策工事      | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事    |
| 3  | 新築・増築・改築等事業 | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築・改修 |
| <span style="color: red;">〔 預かり保育への対応、分散保育に対応するための保育スペースの確保、感染症対策のための間仕切りの設置等 〕</span> |             |                            |
| 4  | アスベスト等対策工事  | … 吹き付けアスベストの除去等            |
| 5  | 屋外教育環境整備    | … アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備      |
| 6  | 工口改修事業      | … 太陽光発電の設置、省エネ型設備等の設置・改修   |
| <span style="color: red;">〔 トイレの乾式化、分散保育に対応するための空き教室の空調整備等 〕</span>                    |             |                            |
| 7  | バリアフリー化工事   | … スロープの設置、障害者用トイレのバリアフリー化等 |



対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国 1/3、事業者 2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 国 1/2、事業者 1/2
実施主体	事業者（学校設置者）	補助対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

12

## 幼稚園と併設する小規模保育事業の利用定員上限の弾力化

### 現行制度の概要

- 小規模保育事業（利用定員：6人以上19人以下）について、以下のいずれの要件も満たす場合には、公定価格の減算措置を講じている。
  - ①直前の連続する5年間常に利用定員を超過していること
  - ②各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にあること
- ※ 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、設備運営基準等を満たしていることが必要。
- これにより、小規模保育事業については、利用定員を超過して、22人（利用定員が19人の場合）までの受け入れが可能となっている。

### 見直し案

- 公定価格の減算措置を講じる要件②について、
  - ・令和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、
  - ・幼稚園と同一の敷地内又は隣接する敷地内において小規模保育事業を実施する
 場合には、各年度の年間平均在所率を133%（利用定員の3分の1程度）まで緩和する。
- ※ 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、設備運営基準等を満たしていることが必要。
- この場合、小規模保育事業においては、25人（利用定員が19人の場合、現行の3人増しから6人増しまで拡大）までの受け入れが可能となる。

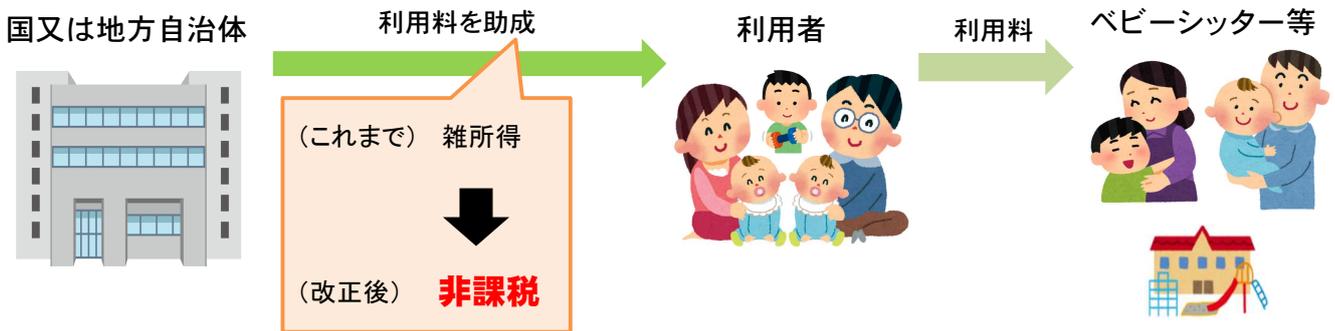
1. 大綱の概要

- 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

2. 制度の内容

- 地方自治体等(※)が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)

【イメージ】



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

【令和2年度予算額：3.8億円 → 令和3年度予算案：7.8億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。(補助額2,200円/枚)

[令和3年度拡充内容]

○補助枚数：1日1枚 → 1日2枚 に引上げ(月の上限枚数24枚は変更しない。)

②ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<実施主体> 公募団体(独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等)

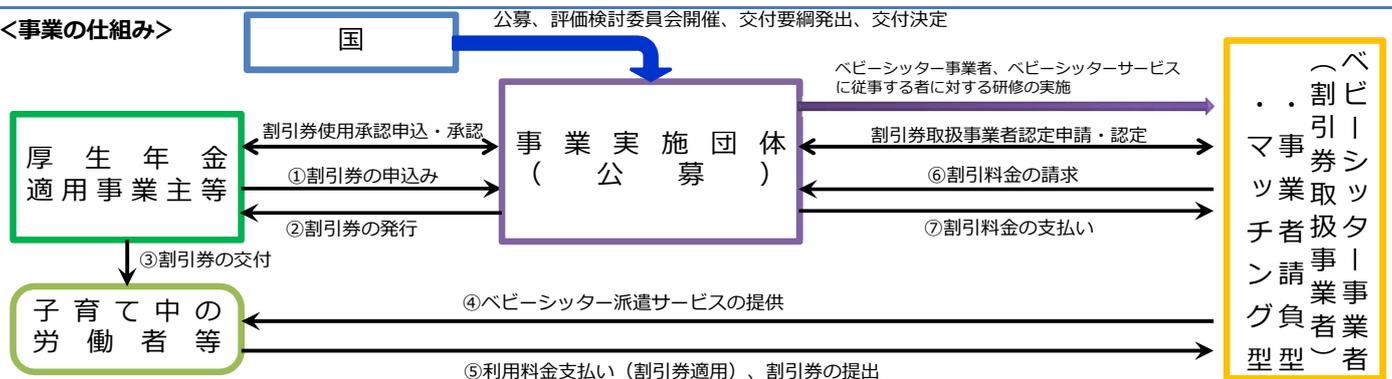
<補助単価(案)>

①ベビーシッター派遣事業 事業費：718,973千円 事務費：15,463千円

②ベビーシッター研修事業 事業費：26,113千円 事務費：19,749千円

<補助率> 定額(10/10相当)

<事業の仕組み>



- 女性就業率の増加傾向等に伴う保育サービスの需要が増えていることを踏まえ、社会全体で少子化対策に取り組むべく保育の受け皿確保を進めているところ、併せて子育て環境を整備する観点から、従業員に育児休業等を積極的に取得させている事業主に対し、助成金を支給する。
- 育児休業の取得は保育サービスに対する需要の低減にもつながるため、子育て支援に積極的な事業主を相互に支援する仕組みとし、事業主拠出金の負担増に対する緩和措置となることを期待する。

【事業概要】

企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年度から、当分の間の措置として実施。

【対象企業案】

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・プラチナくるみん認定
- ・くるみん認定（前年度の取得のみ）

を取得している中小企業\*（従業員300人以下規模の企業）

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [H31.3.~R2.3.]	(参考) 企業数
大企業	2001 (308)	111	1万1157
中小企業	1311 (59)	116	357.8万

\*企業数は、中小企業庁発表（平成30年11月30日付）による。

\*子育て環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

【助成額案】 50万円/企業

【予算額案】 2.0億円（令和4年度以降は、毎年の実績等を踏まえ、所要額を精査し、協議の上決定する）

※ 子ども・子育て支援法を改正し、附則において、新規の補助事業を創設。

2020(令和2)年4月1日時点の待機児童数について

令和2年9月4日公表資料

- 2020(令和2)年4月1日時点の待機児童数は**12,439人**（対前年**▲4,333人**）。  
**待機児童数調査開始以来最少の調査結果。**
- 2017(平成29)年の26,081人から、**3年で13,642人減少し、待機児童数は半数以下に。**

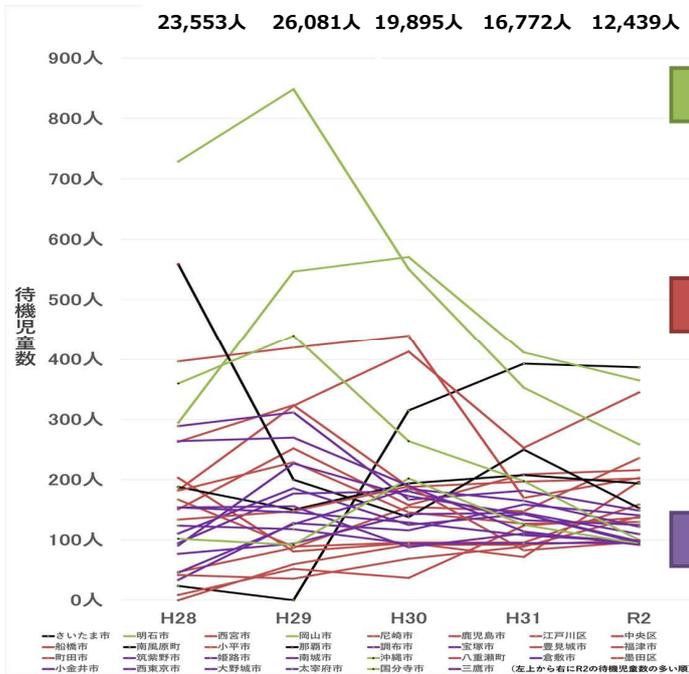
※自治体ごとの待機児童数のバラつきは低減し、減少の傾向

待機児童がいる自治体（400）中、300人以上は3自治体（昨年から▲1）、200人以上は8自治体（昨年から▲1）

※2019(令和元年)10月1日時点の待機児童数は3,376人減少。

	待機児童数			
	4月1日時点	増減数	10月1日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人	44,118人	▲2,009人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人	43,184人	▲934人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人	45,315人	2,131人
2016(平成28)年	23,553人	386人	47,738人	2,423人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人	55,433人	7,695人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人	47,198人	▲8,235人
2019(平成31)年 (令和元年)	16,772人	▲3,123人	43,822人	▲3,376人
<b>2020(令和2)年</b>	<b>12,439人</b>	<b>▲4,333人</b>	-	-

- 2019(令和元)年度においては、2019(平成31)年4月時点の待機児童数を元に、以下の①～③に分類し、各自治体から要因・対策のヒアリングをするなど、個別の支援を実施。
  - ヒアリング実施状況：18都道府県83市区町村（2019(令和元)年10～11月）
- 2020(令和2)年度においても、更に待機児童の解消を図るため、引き続き、個別自治体への支援を行う。（次頁に続く）



① 過去2年で待機児童数が大きく(100人以上)減少した自治体 (22/1,741)

✓ 減少傾向を継続させるため、保育の受け皿整備(補助率の嵩上げ)や保育人材の確保を引き続き支援

② 見込みを上回る申込者数の増等により、待機児童が増加した自治体(172/1,741)

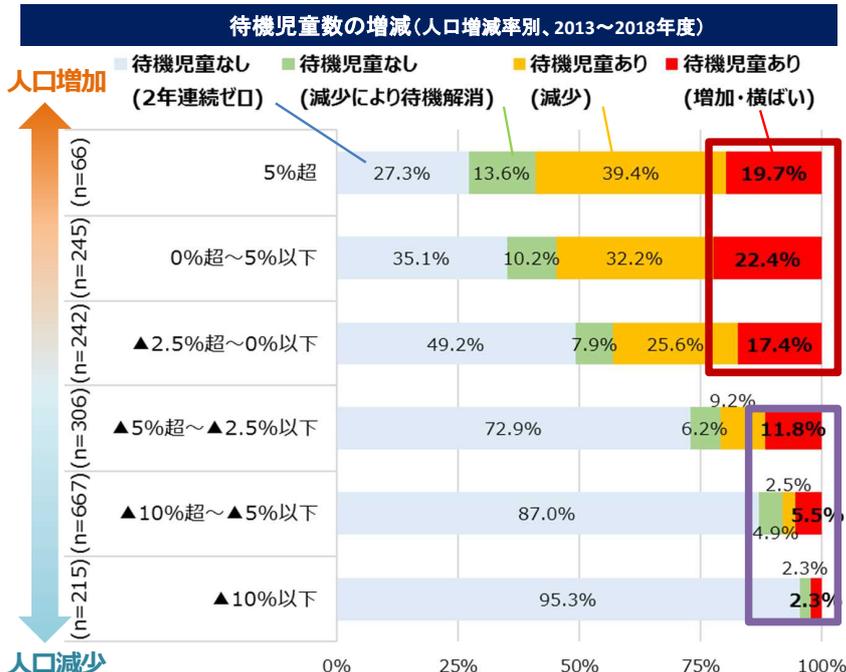
✓ 各自治体にヒアリングを行い、地域のニーズが満たせるよう、整備計画の見直しを実施し、保育の受け皿整備を着実に促進

③ 待機児童数が3年間1～100人台で推移している自治体(275/1,741)

✓ 市区町村内の居宅から容易に移動することが可能な区域(保育提供区域)ごとに、申込者数の推移などを分析し、ニーズに応じた整備計画の検討や、保育コンシェルジュや巡回バスなどを活用したマッチング支援等を実施

※ ①～③の自治体数は重複あり

- 2020(令和2)年4月時点の待機児童の状況を詳細に分析すると、**人口増加率が高いほど待機児童のいる自治体が多い**ことから、人口が増加している自治体には、引き続き、保育の受け皿整備を促す。
- 特に待機児童数が増えている自治体(図：赤色部分)については、**以下のとおり重点的な対策を行う。**



① 人口増加率が高い自治体や人口減少率が低い自治体(110/1,741)

✓ 待機児童対策協議会の活用を図りつつ、女性の就業率の上昇を踏まえ、保育の受け皿の更なる整備を促す。

② 人口が減少しているが待機児童数が増加している自治体(78/1,741)

✓ 市区町村内の保育提供区域ごとの整備計画の再検討や、保育コンシェルジュ・巡回バスなどを活用したマッチングを促す。  
 ✓ 整備についても小規模保育事業の活用などを促す。  
 ✓ また、保育士の不足が要因の一つとして考えられるため、保育士確保対策の取組を促す。

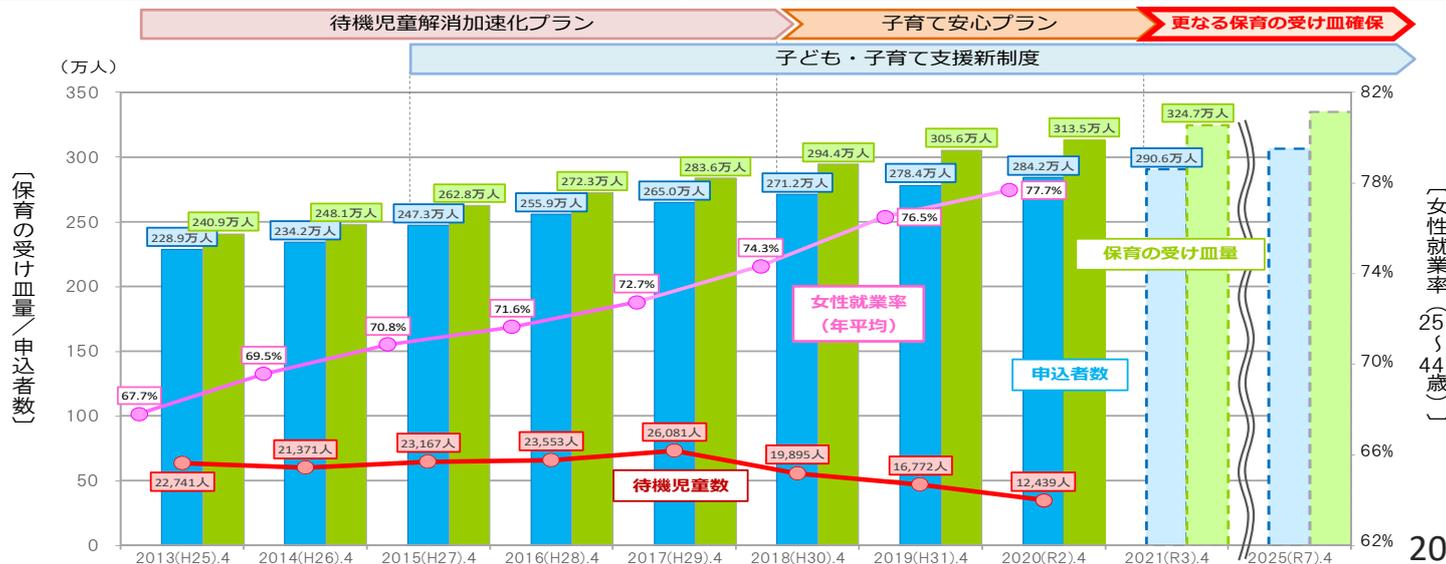
★ 人口減少地域の保育の在り方については、調査研究事業を実施し、別途検討。

## 取組状況

- 「子育て安心プラン」では、待機児童の解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿確保を目標としているが、今回の調査の結果、2018～2020(平成30～令和2)年度末までの受け皿拡大見込み量は約31.2万人分であり、令和2年度末までに約324.7万人分の受け皿が確保される見込み。

## 今後の課題

- 令和2年度中の保育の受け皿確保を進めるとともに、さらに女性の就業率の上昇(2025(令和7)年に82%の目標(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略))に対応していくためには、更なる保育の受け皿確保が必要と考えられる。
- ※ また、市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、2024(令和6)年度末までに更に10万人超分の受け皿整備が必要という結果になっている。



## 対応の方向性

- 待機児童数は着実に減少を続けているが、市区町村ごとにみると、
  - ・更なる受け皿整備が必要な自治体、
  - ・保育提供区域内のマッチングや小規模な受け皿整備が必要な自治体、
  - ・待機児童はいないが人口減少が進んでいる自治体など、
 地域ごとに状況が異なっており、**今後は地域の特性に応じた支援がより一層重要となる。**
- また、女性の就業率については上昇傾向が続いており、今後の目標(2025(令和7)年に82%)に対応していくためには、更なる保育の受け皿確保が必要と考えられる。(参考) 現行の子育て安心プランでは女性就業率8割に対応
- 以上のような観点を踏まえ、2021(令和3)年度以降の受け皿確保について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、受け皿の数の見込みをさらに精査しつつ、地域の特性に応じた支援や保育士確保対策も含め、令和3年度予算編成過程において検討する。

(参考)

少子化社会対策大綱 ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～ (令和2年5月29日閣議決定) (抜粋)

(保育の受け皿整備の一層の加速)

- 「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備
  - ・就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに待機児童解消を図り、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。
  - ・2021年度以降の保育の受け皿確保について、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～ (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

## ②少子化対策・女性活躍

2021年度以降の保育等の受け皿確保について、必要な者に適切な保育等が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方自治体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

## 市町村子ども・子育て支援事業計画について

○市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を作成することとされている（第1期：H27～R元年度、第2期：R2～R6年度）。

○各市町村の第2期事業計画における「確保方策」等の集計を行った（10月5日子ども・子育て会議で公表）。

「確保方策」＝潜在ニーズも含めた住民ニーズに対応する、市町村による提供体制の確保の予定（供給）

※自治体から報告があった数値の合計を全国集計値として記載（四捨五入）。

※事業計画上の算出方法が調査票と異なる一部市町村については推計値等を含む場合がある。

### ◆保育認定子どもの必要受け皿数 [確保方策]

+ 14.1万人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	315.3万人	321.6万人	325.5万人	327.8万人	329.4万人
2号認定	182.7万人	185.5万人	186.8万人	187.8万人	188.5万人
3号認定	132.6万人	136.1万人	138.7万人	140.0万人	140.9万人

【参考】「子育て安心プラン実施計画」上の「利用定員数(整備量)」(令和2年4月1日実績)

	令和2年4月1日実績
利用定員数(整備量)	304.9万人
2号認定	178.1万人
3号認定	126.8万人

22

### 「新子育て安心プラン」（約14万人）の財源【追加所要額】

- 「新子育て安心プラン」は、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
- 運営費については、令和3年度から令和7年度までの5年間を確保することとし、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより、以下のとおり安定的な財源を確保する。

#### 【令和7年度までの追加所要額】

約1,440億円

事業主拠出金財源 ・ 保育所等 0～2歳児	約1,000億円	➤ 経済界に協力を求め、事業主拠出金を充当
公費（税財源） ・ 保育所等 3歳以上児 ・ 幼稚園の一時預かり	約440億円	➤ 児童手当の特例給付の見直しにより生じる財源等を充当

※ 「保育所等」には、認定こども園、小規模保育等の地域型保育事業などが含まれる。また、「幼稚園の一時預かり」は、保育の必要性がある子どもを対象とする一時預かり事業（2歳児等）をいう。

#### 令和3年度予算案における追加所要額

【令和3年度予算案における追加所要額】約529億円  
（事業主拠出金財源：約306億円、公費（税財源）：約223億円）

23

## 保育の受け皿整備等について

- 令和3年度は、「新子育て安心プラン」の初年度であり、5.9万人分の受け皿整備に対応する予算として、令和2年度3次補正予算（236億円）と令和3年度予算案（602億円）を合わせて、838億円を計上し、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施することで受け皿整備を支援する。
- 賃貸物件を活用して保育所等の設置促進を図る改修費等補助について、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加えることとしたので、積極的に活用されたい。

### 保育所等整備交付金

- 【趣旨】 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。
- 【対象事業】 ・保育所整備事業 ・認定こども園整備事業（幼稚園型） ・小規模保育整備事業  
・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業
- 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4  
※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

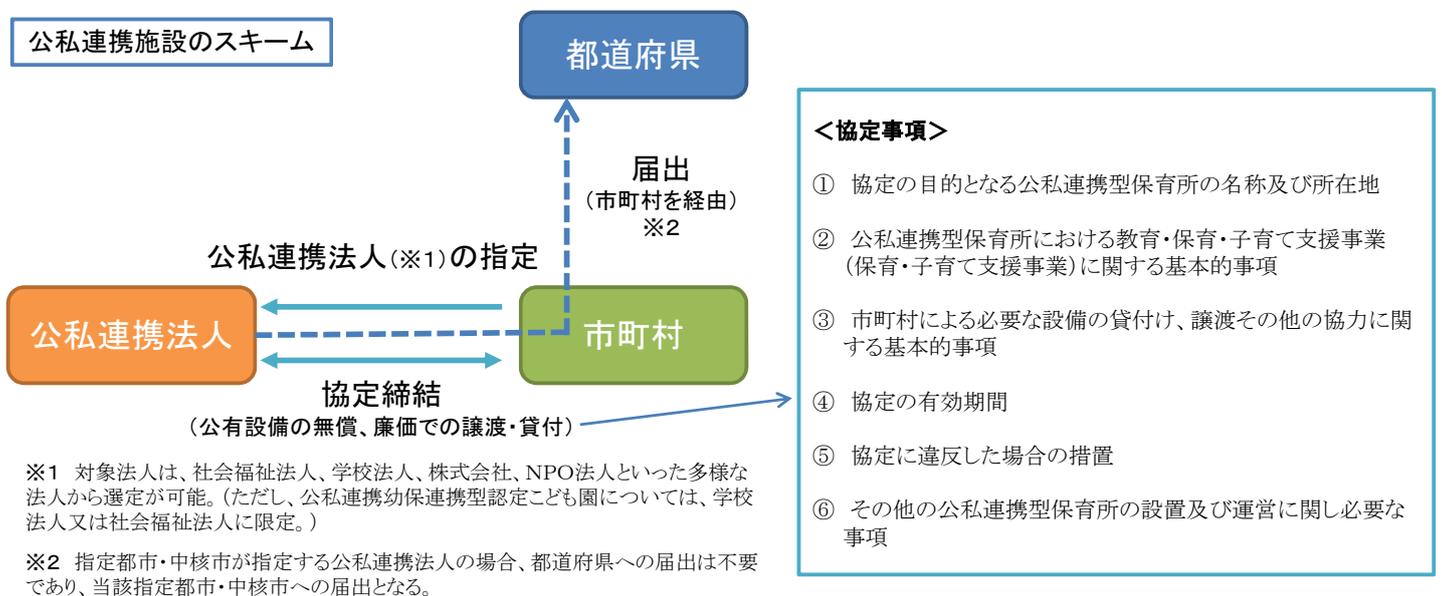
### 保育所等改修費等支援事業【拡充】

- 【趣旨】 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。
- 【対象事業】 (1) **賃貸物件による保育所等改修費等支援事業** (2) **小規模保育改修費等支援事業**  
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業  
(5) 家庭的保育改修等支援事業
- 【主な補助基準額（案）】 ※①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体
- (1) 新設または定員拡大の場合
- |        |                    |                                 |
|--------|--------------------|---------------------------------|
| 1施設当たり | 利用（増加）定員19名以下      | 15,000千円（① 20,000千円、② 23,000千円） |
|        | 利用（増加）定員20名以上59名以下 | 27,000千円（① 32,000千円、② 35,000千円） |
|        | 利用（増加）定員60名以上      | 55,000千円（① 60,000千円、② 63,000千円） |
- 《拡充》 ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。
- 【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4  
(5) 国：1/2、市区町村：1/2 ※ 国：2/3、市区町村：1/3  
※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

## 公私連携型保育所、公私連携幼保連携型認定こども園の概要

- 公私連携型保育所（以下、「公私連携幼保連携型認定こども園」を含む。）は、自治体の既存の建物や土地を活用（無償、廉価での譲渡・貸付）することから、社会福祉法人等が参入しやすく、**受け皿整備のための方策の1つ**として活用することが可能。
- 公私連携型保育所の設置に当たっては、公私連携型保育所の運営を継続的かつ安定的に行う能力を有すると認める法人を、**市町村長が**公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする**法人として指定し、当該法人と協定を締結**することとされており、運営法人に対する市町村の関与が強い手続となっている。

### 公私連携施設のスキーム



# 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の实情に②応じた評価指標（KPI）を設定し、③見える化する事で、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。



## 1. 受け皿整備等

### (1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の高上げ  
 ※ 補助基準額  
 賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)  
 35,000千円（通常27,000千円）

### (2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）  
 ※ 補助基準額 12,000千円（通常22,000千円）

### (3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置  
 ※ 補助基準額 2,678千円  
 ※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

## 2. 保育人材の確保

### (1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置  
 ※ 補助基準加算額 4,000千円

### (2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置  
 ※ 補助基準加算額 4,000千円

## 3. 地方自治体からの提案型事業

### ○ 新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体の実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援  
 ※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額（上限10,000千円の定額補助）  
 ※ 補助割合 国：10/10



## KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の实情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。

### 「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村） ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

### 「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県） ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



## 待機児童対策協議会の設置・運営状況について（令和2年12月末時点）

## 青森県（設置日：平成30年11月、令和2年4月時点の待機児童数：0人）

構成員		開催状況	
県（こどもみらい課）、青森市、弘前市、八戸市、むつ市、一般社団法人青森県保育連合会、日本保育協会青森県支部、青森県私立保育園協会、全国認定こども園協会青森県支部、一般社団法人青森県私立幼稚園連合会、学校法人青森田中学園、学校法人光星学院、青森県社会福祉協議会、青森労働局、国立大学法人弘前大学准教授、子育て当事者		平成31年2月、平成31年3月、令和元年8月、令和2年3月（書面） （計4回） ※ 令和2年度は新型コロナウイルスにより開催中止	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	①全市町村における待機児童の解消（4月1日時点、10月1日時点） ②特定の保育所等を希望して入所していない児童の解消（4月1日時点）	①全市町村における待機児童数0人（令和2年4月1日現在及び令和2年10月1日現在） ②特定の保育所等を希望して入所していない児童数183人（令和2年4月1日時点。平成31年の同時点248人から65人減少）	・各市町村で、幼稚園の認定子ども園への移行による2、3号認定子どもの受け入れや施設整備、分園設置、保育従事者の確保等の施策を実施した結果、令和2年度においては令和2年12月1日現在まで待機児童数0人を達成している。 また、令和2年度における特定の保育所等を希望して入所していない児童数も、令和2年12月1日現在まで、令和元年度と比較して減少。

## 宮城県（設置日：平成30年5月、令和2年4月時点の待機児童数：340人）

構成員		開催状況	
県及び県内全市町村（役職：担当課長）		平成30年5月、平成31年2月、令和元年5月（計3回） （令和2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため未実施）	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育人材の確保に関するKPI	保育士の子どもの優先入所を規定（勤務場所は少なくとも県内とする）	57.1%（令和元年度実績） （20/35市町村）	・保育士の子どもの優先入所規定は、介護や医療人材との取扱いの差を踏まえ、規定出来ない市町村があったが、全市町村でのKPIとしたことで設定することが出来た。また勤務場所も各市町村内としていた市町村についても、範囲を広げることが出来た。

## 秋田県（設置日：平成30年5月、令和2年4月時点の待機児童数：22人）

構成員		開催状況	
参加を希望した17市町村担当者（役職：-）、秋田労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、指定保育士養成施設、県担当者（役職：県教育庁次長（会長）、担当課長）		平成30年7月 平成30年11月（計2回）	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	H30.4.1に37人いた待機児童数をR3.4.1時点で0人とする（県で策定している計画に基づき設定）	22人（令和2年4月時点）	事前に各市町村が実施する待機児童・保育士確保対策に関する調査を行い、その取組を情報共有し、それぞれの待機児童対策への反映と減少に一定の効果がみられた。

## 山形県（設置日：平成30年10月、令和2年4月時点の待機児童数：0人）

構成員		開催状況	
会長：山形県子育て若者応援部子育て支援課（役職：課長） 構成員：28市町村（役職：実務担当者） 各総合支庁子ども家庭支援課（役職：課長）		平成31年1月28日、同年1月31日、同年2月1日、同年2月4日（計4回）	
	KPIの内容	待機児童対策協議会における主な成果	
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	未設定	待機児童の解消、発生防止に向けた意見交換の場として活用し、令和2年4月時点の待機児童数0人に効果があった。	

## 福島県 (設置日:平成30年7月、令和2年4月時点の待機児童数:141人)

構成員		開催状況	
子育て安心プラン実施計画が採択されている市町村及び待機児童が生じている市町村(役職:担当課長)、子ども子育て会議委員、県(役職:担当局長)		平成30年7月、平成31年2月、令和元年7月(計3回)	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	令和2年4月の待機児童数ゼロ	令和2年4月の待機児童数141人	県内の待機児童等の状況と各市町村の対策について情報共有を行った。

※福島県待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。  
(URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035b/taikijidotaisakuyogikai.html>)

## 埼玉県 (設置日:平成30年5月、令和2年4月時点の待機児童数:1,083人)

構成員		開催状況	
議長:埼玉県少子政策課(役職:課長) 委員:26市(役職:保育対策主管部課長(相当する職及び当該課長から委任を受けた者を含む。))、埼玉県少子政策課長が必要と認める県関係課担当職員		平成30年度:平成30年6月、8月、9月、11月、平成31年2月 令和元年度:令和元年6月、10月、令和2年2月 令和2年度:令和2年9月(計9回)	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	令和2年度構成市町村における令和3年4月時点の利用定員118,350人	110,017人(令和2年4月現在)	幼稚園との連携や送迎保育に関する情報交換 保育士等の優先入所に関する好事例の横展開など

※埼玉県待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。  
(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kyougikai.html>)

## 千葉県 (設置日:平成30年8月、令和2年4月時点の待機児童数:833人)

構成員		開催状況	
市町村及び県(担当課長、各業務担当者等)		平成30年9月5日、10月12日、11月16日、12月19日、平成31年3月6日、令和元年5月23日、6月28日、8月8日、10月18日(書面)、令和2年2月7日(計10回)	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	家庭的保育事業等の連携3項目のいずれも設定していない施設数0か所	45か所・11.1%(令和2年4月現在) ※35か所・11.4%(平成30年4月1日)から割合減少	連携施設設定に係る「標準ガイドライン例」の策定及び市町での活用 市町村間の情報の横展開(事例の共有等)
保育人材の確保に関するKPI	養成施設卒業生の県内就職率増加	35.2%(令和2年4月現在) ※31.3%(平成30年4月1日現在)から増加	保育士・保育所等現況調査の実施 市町村間の情報の横展開(事例の共有等)

※千葉県待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。  
(URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/sinseido/taikijidoukyougikai/kyougikai.html>)

## 東京都 (設置日:平成30年6月、令和2年4月時点の待機児童数:2,343人)

構成員		開催状況	
53区市町村(役職:親会…部長級、部会…課長級等) 東京都(役職:課長級等)		平成30年度10回、令和元年度8回、令和2年度2回(計20回)	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	利用定員数・待機児童数	都内全体の待機児童が前年に比べ1,347人減少した(令和2年4月現在)	待機児童解消に向けた取組、東京都の新規拡充事業等に関する意見交換の場として活用できた
保育人材の確保に関するKPI	キャリアアップ研修の受講促進や区市町村における実施回数、受講者数等	キャリアアップ研修への受講が促進された(令和元年度実績)	多様な保育の受け皿確保や保育人材の確保等区市町村の先駆的取組について情報共有できた

※東京都待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。  
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/kyougikai/index.html>)

## 神奈川県（保育対策協議会）（設置日：平成30年7月、令和2年4月時点の待機児童数：496人）

構成員		開催状況
県次世代育成課（役職：課長）、33市町村（役職：課長等）		平成30年7月、8月、11月、12月、平成31年3月、令和元年5月、8月、11月、令和2年3月（計9回 その他、部会を開催）※令和2年度については、開催方法等検討中。
K P I の内容・進捗状況・達成状況		待機児童対策協議会における主な成果
①保育人材の確保に関するKPI	保育士不足により定員まで児童を受入れできなかった施設数（目標）R3.4時点で0施設（進捗状況）72施設（令和2年4月時点）	平成30年度には、「短時間保育士雇上事業費補助」「保育士資格取得支援事業」「養成施設就職促進事業」の3つの事業を、翌年度予算案へ計上した。令和元年度にも、保育士確保・育成の新たな支援策について検討を行った。
②保育人材の確保に関するKPI	保育士の子どもの優先入所制度のある市町村の割合（目標）R3.4時点で100%（進捗状況）81%（令和2年4月時点）	保育士の子どもの優先入所制度の導入状況について定期的に確認するとともに、必要に応じて、優先入所に関する市町村間協定の広域調整を行うこととなった。
③保育人材の確保に関するKPI	県内養成校卒業生の保育所への就職率（目標）R3.3末時点で60%（進捗状況）55%（令和2年3月末時点）	平成30年度に、保育士に対するイメージアップのため、保育士のインタビュー記事を作成し、各市町村あてに広報誌への掲載依頼を行い、県の広報誌に掲載した。
④保育の受け皿整備の推進に関するKPI	待機児童数調査における幼稚園利用児童数の増加（目標）R3.4時点で200人（進捗状況）113人（令和2年4月時点）	幼稚園の活用を図るための方策を検討することとしたほか、「認定こども園移行可能性調査」を実施した。
⑤保育の受け皿整備の推進に関するKPI	土曜・休日・夜間保育の合同保育できる体制の整った市町村（目標）R3.4時点で7市町村（進捗状況）4市町村（令和2年4月時点）	異なる法人間での土曜日共同保育の実施について、モデル実施園を募集するなど、検討を行った。
⑥その他のKPI	施設型給付等の確認監査項目の調整（目標）R3.4時点で全市町村調整完了（進捗状況）21.2%（令和2年4月時点）	認可保育所に関する給付監査のチェックリストについて検討し、作成した。
⑦その他のKPI	幼児教育・保育の無償化に当たって、全局的に調整が必要な項目についての調整（目標）R2.4時点で全市町村調整完了（達成状況）100%（令和2年4月時点）	給食費の取扱いと無償化給付の手法について、調整を完了した。

※神奈川県保育対策協議会に関する情報はHPに公表しています。  
（URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/hoiku/kyogikai.html>）

5

## 静岡県（設置日：平成31年2月、令和2年4月時点の待機児童数：122人）

構成員		開催状況	
30市町(政令市含む) (役職：担当課長)		第1回：平成31年3月(会議開催) ※設置から毎年度、7月から9月にかけて、当該年度4月1日時点で待機児童が発生した市町に対し、個別ヒアリングを実施し、聞き取りをもとに、助言通知や各市町の取組の共有等を行っている。	
K P I の内容		進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	保育所等待機児童数 0人(2020年末)	待機児童数122人 (2020年4月1日)	・当該年度4月1日時点で待機児童が発生した市町に対し、個別ヒアリングを実施。助言通知や各市町の取組の共有等を行った。

## 愛知県（設置日：平成31年4月、令和2年4月時点の待機児童数：155人）

構成員		開催状況	
54市町村（県内全市町村）		【令和元年度】 第1回（6/7）、第2回（3/17）、部会（7/25,26,30,31,8/1）※5つの地域ブロックごとに開催 【令和2年度】 1/6,1/13,1/18,1/25,1/27 ※5つの地域ブロックごとに開催	
K P I の内容		進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	2024年度末までに20万人分の受皿整備	196,323人 (令和2年4月現在)	・各市町村の保育実施状況に係るアンケートの実施と情報共有 ・保育所等の整備計画の確認
保育人材の確保に関するKPI	2024年度末までに3万人の保育士等の確保	26,887人 (令和元年10月現在)	・「令和2年度新たな待機児童対策提案型事業」の採択と実績の共有 ・保育人材の確保に関する各市町村の取組の調査及び好事例の情報共有

※愛知県待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。  
（URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/taikijidoutaisakuyougikai.html>）

6

## 滋賀県 (設置日：平成30年8月21日、令和2年4月時点の待機児童数：495人)

構成員		開催状況	
19市町(役職：担当係長、担当者等※特に定めなし)、保育士養成校、保育関係団体(保育事業者)、現任保育士、県担当者(役職：担当課長、担当係長、担当者等)		【本会】平成30年8月、令和元年9月、令和2年3月(計3回) 【部会】本会に加え、5つの部会を設置し随時開催している。 保育人材確保部会および保育人材確保部会プロジェクトチーム(PT)(各3回) 広域利用部会(計4回)、監査指導部会(計3回)、 認可外保育施設の質の向上対策部会(計3回)、保育の受け皿整備部会(計4回)	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	・設定していない ※県内市町の先行事例を収集し、事例を有しない市町に情報提供を図ることを目的としており、統一的な成果指標を設定することは有効でないため、KPIは設定していない。	—	・横展開した先行事例の件数 4件
保育人材の確保に関するKPI	・特定教育・保育等に従事する者の確保数 11,933人(令和6年度) ・保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率 62.7%(令和6年度)	・10,108人(令和元年度※基準値) ・57.4%(令和元年度※基準値)	・構成員の意見を反映した県事業の実施 ○滋賀の保育の魅力発信 ○人材育成や労働環境など一定の基準を定めた「ほいくしが”スマイル”認定制度」

※HP公表準備中。

## 大阪府 (設置日：平成30年8月、令和2年4月時点の待機児童数：348人)

構成員		開催状況	
43市町村(役職：保育主管課実務担当者)、府担当者(役職：担当課長、課長補佐、実務担当者)		【平成30年度】8月27日、10月19日、1月28日 【令和元年度】7月23日、1月29日 【令和2年度】9月25日(計6回)	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	保育士等の子どもの優先入所	達成(令和2年4月現在)	①居住する市町村内の保育所等への勤務を条件とせずに、市町村の圏域を超えて利用調整し、保育士等の子どもの優先入所の取扱いを行う自治体の増加 ②保育士等の子どもの優先入所等の取扱いを行う自治体の増加
保育人材の確保に関するKPI	保育士・保育所支援センターの活用	達成(令和2年4月現在)	①保育士・保育所支援センター事業を行う自治体の増加 ②大阪府保育士・保育所支援センターと市町村の連携を行う自治体の増加

※大阪府待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。

(URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodatehshien/taikijidoukyougikai/>)

7

## 奈良県 (設置日：令和元年7月、令和2年4月時点の待機児童数：201人)

構成員		開催状況	
市町村及び都道府県の担当課長、必要に応じて学識経験者や保育従事者を置くことができることとしている。		令和元年8月、令和2年1月、令和2年8月(計3回)	
【本県では、現時点でKPIは設定していないが、下記事項のKPIについて協議する予定】			
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育人材の確保に関するKPI	保育士の子どもの広域利用にかかる優先入所の実施のための基本協定を締結している自治体数	本事業実施のための基本協定の締結について協議する予定。その後協定が締結できれば、具体的な実施方法を協議し、優先入所を実施の予定。	県及び各市町村の保育士確保等に関する施策の情報共有

## 岡山県 (設置日：平成30年5月、令和2年4月時点の待機児童数：403人)

構成員		開催状況	
市町村(開催年度またはその前年に待機児童が生じている)(役職：担当課長)、都道府県担当者(役職：担当課長、福祉政策企画監(部次長級))		平成30年10月、平成31年1月、令和元年11月(計3回)	
	KPIの内容	待機児童対策協議会における主な成果	
保育の受け皿整備の推進に関するKPI	未設定	待機児童解消に向けた、他県の取組事例の共有	
保育人材の確保に関するKPI	未設定	県保育士・保育所センターの出張相談会の開催	
その他のKPI	未設定	「保育所の広域利用」「保育士のこどもの優先入所」の実施状況の確認と実施市町村拡大に向けた検討	
その他のKPI	未設定	県内の待機児童の状況、各市町村の待機児童対策・無償化の影響等についての情報共有	
その他のKPI	未設定	「1歳からの入所緊急対策事業」(単県事業)実施にあたり、協議会で説明し多数の参加を得たことで、待機児童減少につながった	

8

## 香川県 (設置日: 令和2年3月、令和2年4月時点の待機児童数: 64人)

構成		開催状況	
17市町担当課長、県担当課長		令和2年7月(計1回)	
	K P I の内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育人材の確保に関するK P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日時点の待機児童数 0人</li> <li>10月1日時点の待機児童数 0人</li> <li>保育士人材バンクを通じて就職・復職した保育士数 58人/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月1日時点の待機児童数 64人</li> <li>令和2年10月1日時点の待機児童数 220人</li> <li>保育士人材バンクを通じて就職・復職した保育士数 59人(令和元年度実績)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士資格者の増加及び保育の質の向上を目的として、幼稚園教諭免許状を持つ者が保育士資格を取得するために必要な単位数の特例制度を活用した講座を実施する県内保育士養成施設に対する補助制度を創設。</li> </ul>

※香川県待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。  
(URL <https://kagawa-colorful.com/hoikusyo-info/>)

## 愛媛県 (設置日: 令和2年1月、令和2年4月時点の待機児童数: 55人)

構成員	開催状況
県内全市町(役職: 担当課長)、都道府県担当者(役職: 担当課長)	令和2年1月(計1回)

【下記内容のK P Iを令和2年度中に策定予定】

	K P I (案) の内容
保育の受け皿整備の推進に関するK P I	教育・保育給付認定子ども(2・3号)について、令和3～6年度(4月1日時点)で市町子ども・子育て支援事業計画に定める提供体制の確保量に対し、確保実績が100%となること。
保育人材の確保に関するK P I	愛媛県保育士・保育所支援センターからの情報提供を希望する登録者数がR3～R6年度の各年度末で対前年度で95人増となること。(R元年度末登録者数: 1,001人)

※愛媛県待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。(URL: <https://www.pref.ehime.jp/h20300/hoiku/kyogi.html>)

9

## 福岡県 (設置日: 平成30年12月、令和2年4月時点の待機児童数: 1,189人)

構成員		開催状況	
座長: 県担当課長 委員: 60市町村(役職: 保育担当課長) その他、必要があるときには学識経験者、保育事業者、関係する県職員及び市町村職員等の臨時委員を置くことができる 実務担当者会議構成員: 県及び市町村の保育実務担当者		平成30年12月、平成31年3月、令和元年5月、令和元年11月、令和2年2月、令和2年8月(計6回) (実務担当者会議(令和2年度～): 待機児童対策関係1回開催、保育士確保関係4回開催) ※関係市町村のみ出席で開催	
	K P I の内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育の受け皿整備の推進に関するK P I	県内の小規模保育事業所数を増加させる	238施設(令和2年4月1日現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機児童対策部会、担当者会議及び地区別会議の設置・開催</li> <li>広域入所にかかる調査結果及び課題の共有</li> <li>小規模保育事業の活用、企業主導型保育事業の地域枠の活用</li> <li>国補助事業・県単独補助事業の紹介</li> </ul>
保育人材の確保に関するK P I	養成校卒業生の県内保育所等就職率を向上させる	30%(令和元年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士確保部会の設置、開催</li> <li>中小企業診断士から見た離職防止策</li> <li>県の離職防止事業の紹介</li> <li>市町村による取組の報告</li> </ul>

※福岡県待機児童対策協議会に関する情報はHPに公表しています。  
(URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/taikijidoukyougikai30.html>)

## 佐賀県 (設置日: 平成31年1月、令和2年4月時点の待機児童数: 49人)

構成員		開催状況	
県(役職: 担当課長)、県内全市町(役職: 担当課長)		平成31年1月、令和2年3月(計2回)	
	K P I の内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育人材の確保に関するK P I	保育士・保育所支援センターへの登録施設数: 令和2年度中に全保育施設の1/3	41.7%(令和元年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在保育士の復職と合わせて、その子どもの同時入所の推進(保育士の子の優先入所)</li> <li>保育士・保育所支援センターによるきめ細やかなマッチング支援</li> <li>職場復帰のための講習会や就職フェアの開催</li> <li>保育体験・保育見学会の実施</li> <li>就職準備金の貸付</li> </ul>
保育人材の確保に関するK P I	県内出身の県内養成施設卒業者のうち、県内保育所等への就職率: 令和3年3月の卒業生が85%	66.4%(令和元年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士修学資金の貸付</li> <li>県外の指定保育士養成施設に進学した学生に対する出前就職説明会の開催</li> </ul>

10

## 長崎県

(設置日：令和元年5月、令和2年4月時点の待機児童数：0人)

構成員		開催状況	
21市町担当課長、県担当課長（構成員以外にも会長が認めた場合は出席可） ※実務担当者による部会も設置		令和元年5月、令和元年8月（部会）、令和2年1月（部会） 令和2年10月（計4回） ※設置日以降、令和2年12月末まで	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育人材の確保に関するKPI	保育士・保育所支援センター事業による就職件数 50件	令和元年度実績 31件	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や市町の保育人材確保に関する取組の情報共有</li> <li>保育関係団体、養成校等の方を交えた情報交換の実施による情報や課題の共有</li> </ul>

## 沖縄県

(設置日：平成30年10月、令和2年4月時点の待機児童数：1,365人)

構成員		開催状況	
21市町村（役職：担当課長）、都道府県担当者（役職：担当課長）		平成30年11月、令和元年10月、令和2年11月（計3回） ※設置日以降、令和2年12月末まで	
	KPIの内容	進捗状況・達成状況	待機児童対策協議会における主な成果
保育人材の確保に関するKPI	令和3年度末までの保育所入所待機児童の解消	1,365人 (令和2年4月1日現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士確保に係る各市町村の独自事業（就職応援給付金や処遇改善事業等）の横展開</li> <li>保育士・保育所総合支援センターの活用促進や保育士登録情報の積極的活用の促進</li> <li>保育士の子どもの優先入所に関する取り決め・AIやRPA活用事例の横展開</li> </ul>

## 利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数  
 （子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

### 1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

実施か所数：H30年度375か所 → R元年度389か所

《令和3年度補助基準額（案）》

①基本分 3,075千円

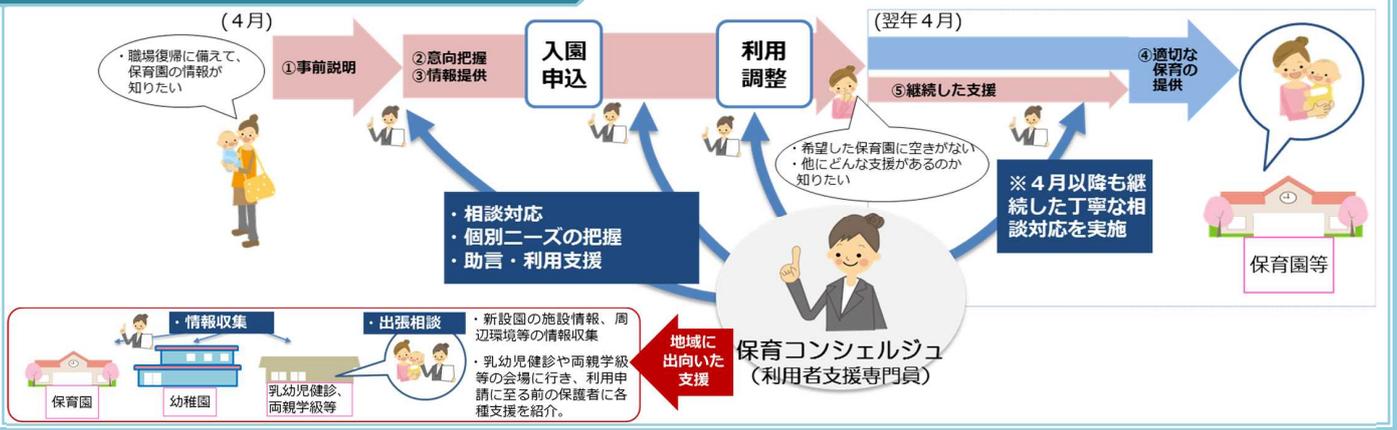
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

### 2. 令和3年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う支援」の実施を促し、地域におけるミスマッチの解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。**

### 3. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



## 広域的保育所等利用事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数）

### 事業内容

#### 1 こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

#### 2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

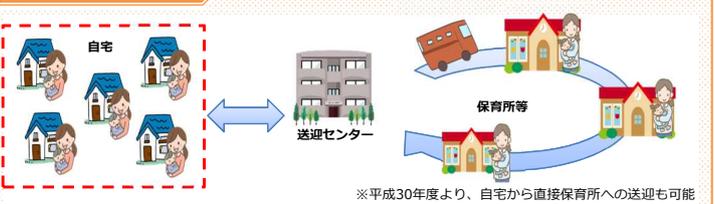
#### 3 こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

### 実施主体

- 市区町村
- 国：1/2、市区町村：1/2
- <こども送迎センター等事業>  
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）
- <代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>  
H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）
- ※いずれもR1年度は交付決定ベース

### 事業イメージ



### 令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

### 【補助基準額（案）】

- ・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・事業費（損害賠償保険含む）  
10,202千円（自宅送迎の場合1,119千円）
- ・バス購入費 15,000千円
- ・バス借上費 7,500千円
- ・改修費 7,270千円

## 保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについての通知案（概要）

### 1. 基本的考え方

本通知は、保育士の定数は常勤の保育士であることが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理したもの。

### 2. 対象となる市町村

令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、子どもを受け入れることができないためであると判断している市町村。

※ 当該市町村においては、上記の判断に当たり、管内の保育関係者と認識の共有を図ることを求める。

### 3. 対象となる保育所等

空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であるため、子どもを受け入れることができないなど、市町村がやむを得ないと認める保育所等。

※ 当該市町村においては、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準で募集していないか、広く求人活動を一定期間行っているかを確認すること等により適切に募集が行われていることを確認することを求める。

### 4. 実施内容

対象となる保育所等は、子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。）を充てても差し支えないものとする。

なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上配置されていることが原則であり、望ましいことには変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記の取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業

務内容の見直しを行うこと。

※ 通常の見直しとしては、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上配置されていることを条件に、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものとしている。

※ 「短時間勤務の保育士」の定義は、既存の公定価格FAQとの整合性を図る観点から、「各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士」を含む旨を明確化。

## 5. 留意すべき事項

(1) 保育所等の長は、職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び保育士の資質向上の努力義務があることに鑑み、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。

※ 上記4. の留意点として、担当する短時間勤務の保育士間で引継ぎを適切に行うための時間を確保すること、同一の組・グループに対し日によって異なる短時間勤務の保育士を配置することは適切ではないこと、一部の常勤職員に業務の負担が偏ることがないように業務マネジメントを行うことなどを記載。

(2) 労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。

(3) 児童福祉法の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。

(4) 各都道府県知事及び各市町村の長は、上記4. の取扱いに関し、常勤の保育士を確保するための取組状況、短時間勤務の保育士に対する処遇の適正性の確認等により適切な運用がなされているかを指導監査において確認すること。常勤の保育士を確保するための取組状況については、当該状況の確認を行っている市町村と情報共有を行うこと。

(5) 過去3年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、上記4. の取扱いの適用を認めないこととする。

(案)

子発〇〇〇〇第〇号  
令和3年〇月日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局長  
（公 印 省 略）

### 保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日付け児発第85号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成10年通知」という。）において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和3年4月1日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いいたします。

これに伴い、平成10年通知は、令和3年3月31日限りで廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1. 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所等の利用児童数が年々増加する中で従来にも増して保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育で

(案)

きる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。

ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。その際、当該市町村においては、上記の判断に当たり管内の保育関係者と認識の共有を図るとともに、当該保育所等において、適切に常勤の保育士の募集等常勤の保育士を確保するための取組を行っていることを確認すること。常勤の保育士の募集を適切に実施しているかを確認する際には、例えば、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準での募集が行われていないことや、ハローワークや職業紹介事業者等を通じ広く求人活動を一定期間行っていることその他適切な方法により募集を行っていることを確認することが考えられること。

なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていることが原則であり、望ましいことに変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記ただし書きの取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。

- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

## 2. 留意すべき事項

- (1) 保育所等の長は、職員会議等を通じて職員間の情報共有及び連携を十分に図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第48条の4第2項の規定により保育士に資質向上に係る努力義務が課されていること等に鑑み、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。

(案)

- 特に、1（1）ただし書きの場合にあっては、複数の保育士が同一の組・グループの保育を共同で行うことが想定されることから、同一の組・グループを担当する短時間勤務の保育士が共同で指導計画及び保育の記録を作成することを通して、一貫した保育の提供及び保護者支援を可能とする機会を確保することや、保育士の交替に当たって、引継ぎを適切に行うための時間を確保することなど、利用児童に対する保育の質の確保や適切な保護者支援の実施に努めること。なお、利用児童に対し、安定的に保育を提供する観点から、同一の組・グループに対して、日によって異なる短時間勤務の保育士を配置することは適切ではないこと。あわせて、常勤職員など一部の職員に業務の負担が偏ることがないように、周辺業務の効率化や分担を含めた保育所全体としての業務マネジメントが行われるよう留意すること。
- (2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。また、例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所等にあっても導入しない保育所等と同様の保育単価とする取扱いとしている。
- (3) 児童福祉法第48条の4第1項の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めること。
- (4) 各都道府県知事及び各市町村の長は、管内の保育所等における1（1）ただし書きの適切な運用について、児童福祉法に基づき実施する指導監査において確認を行うこと。指導監査の実施に当たり、特に確認すべき事項としては、例えば、職員の確保及び定着化についての取組並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法規の遵守状況の確認に際して、常勤の保育士を確保するための取組の状況や、短時間勤務の保育士に対する処遇の適正性を確認することや、指導計画等の作成に当たり、同一の組・グループを担当する短時間勤務保育士が共同で指導計画等を作成する機会が担保されているかを確認することが考えられること。その際、常勤の保育士を確保するための取組の状況については、1（1）ただし書きの適用に当たり、当該状況の確認を行っている市町村と、情報の共有を行うこと。
- (5) 過去3年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、1（1）ただし書きの適用を認めないこととする。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>府 子 本 第 571 号 28 文科初第 727 号 雇児発 0823 第 1 号 平成 28 年 8 月 23 日</p> <p><u>〔最終改正〕</u> 府 子 本 第 * * * 号 * 文 科 初 第 * * * 号 子 発 * * * 第 * 号 令 和 * 年 * 月 * 日</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 (印影印刷)</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 (印影印刷)</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (印影印刷)</p> <p>特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について</p> <p>「特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。)の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>府 子 本 第 571 号 28 文科初第 727 号 雇児発 0823 第 1 号 平成 28 年 8 月 23 日</p> <p><u>〔最終改正〕</u> 府 子 本 第 566 号 2 文科初第 205 号 子 発 0512 第 2 号 令 和 2 年 5 月 12 日</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 (印影印刷)</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 (印影印刷)</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (印影印刷)</p> <p>特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について</p> <p>「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。)の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して</p>

改正後	改正前
<p>遅滞なく周知を図らねたい。</p> <p>なお、本通知は平成28年4月1日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号）は廃止する。</p> <p>第1～第5 [略]</p> <p>記</p>	<p>遅滞なく周知を図らねたい。</p> <p>なお、本通知は平成28年4月1日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号）は廃止する。</p> <p>第1～第5 [同左]</p> <p>記</p>

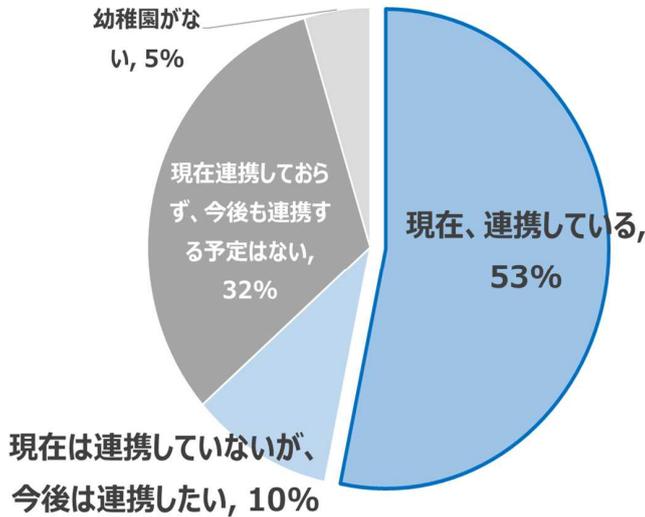
改正後	改正前
<p>別紙6 (小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号))</p> <p>I～IV [略]</p> <p>V 乗除調整部分</p> <p>1. 定員を恒常的に超過する場合 (⑧)</p> <p>(1) 調整の適用を受ける事業所の要件</p> <p>次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。</p> <p>(ア) 直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており (注1)、かつ、各年度の年間平均在所率 (注2) が120%以上、<u>令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の特機児童数が1人以上である市町村に所在する事業所であつて、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するもの (以下本項において「特定事業所」という。) にあつては133%以上</u>の状態にある事業所に適用する。</p> <p>なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。</p> <p>また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。</p> <p>なお、小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて22人まで、<u>(特定事業所にあつては25人まで)</u>の受け入れが可能であること。</p> <p>(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項          利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(注2) 年間平均在所率          当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>VI [略]</p>	<p>別紙6 (小規模保育事業A型・B型 (保育認定3号))</p> <p>I～IV [同左]</p> <p>V 乗除調整部分</p> <p>1. 定員を恒常的に超過する場合 (⑧)</p> <p>(1) 調整の適用を受ける事業所の要件</p> <p>次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。</p> <p>(ア) 直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており (注1)、かつ、各年度の年間平均在所率 (注2) が120%以上の状態にある事業所に適用する。</p> <p>なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。</p> <p>また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。</p> <p>なお、小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて22人までの受け入れが可能であること。</p> <p>(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項          利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(注2) 年間平均在所率          当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(イ) [同左]</p> <p>(2)・(3) [同左]</p> <p>VI [同左]</p>

## 幼稚園との連携の推進について①

- 令和2年4月時点で待機児童が発生している自治体の中で、幼稚園と「**現在、連携している**」と回答した自治体は**全体の約半数**（212自治体、53%）。また、「**今後は連携したい**」とした自治体が10%（41自治体）あった。
- また、具体的な連携内容（自由記述）として挙げられたものとしては、「**幼稚園における預かり保育の実施**」や「**利用者への幼稚園に関する情報の提供・案内**」、「**小規模保育等の連携施設に幼稚園を設定**」とする内容が多い。

（令和2年10月厚生労働省子ども家庭局保育課調べ）

### 1. 幼稚園との連携状況



設問1：幼稚園との連携状況について、当てはまるものを1つ選択してください  
(n=398) ※待機児童が発生している400自治体のうち未回答2自治体を除く。

### 2. 主な連携内容の例

#### 幼稚園との関係づくり

- 申込状況などの情報の共有・連携
- 保育担当部署が園長会などへ参加
- 幼稚園経営者等が保育関係会議に参加 等

#### 保育の受け皿確保

- 幼稚園における預かり保育の実施
- 小規模保育等の連携施設に幼稚園を設定
- 幼稚園の認定こども園への移行の推進 等

#### 保護者への周知・利用調整

- 保育所の入園案内や利用調整の際、利用者へ幼稚園に関する情報の提供・案内 等

設問2：設問1で「現在、連携している」と回答した自治体の「具体的な連携内容」（自由記述） ※回答内容を踏まえ、分類し、主なものを掲載。

1

## 幼稚園との連携の推進について②

### <自治体における連携例>

（令和2年10月厚生労働省子ども家庭局保育課調べ）

#### 幼稚園との関係づくりの段階

##### 幼稚園団体との意見交換

- 毎月1回、市内及び近隣市町村の幼稚園長と市で会議を開催

##### 保育士・幼稚園教諭の合同研修

- 幼保合同・幼保小関連研修などを実施

#### 保育の受け皿確保の段階

##### 認定こども園化の検討

- 市が設置している「保育対策検討委員会」に幼稚園代表を委員に加え、定員割れ対策、新制度及び認定こども園への移行等について連携・検討

##### 連携施設の設定の推進

- 3歳児受入連携事業を活用して、家庭的保育事業者等卒園児の幼稚園での受入を促進

##### 預かり保育の実施推進・定員拡大

- 全ての幼稚園において、18時又は19時までの預かり保育を実施
- 定期的に園を訪問し、みなし2号の受入れ体制の充実と預かり保育の拡充を依頼

##### 幼稚園に小規模保育の併設

- 連携先の安定的な確保を図るため、幼稚園運営法人が小規模保育を設置

#### 保護者への周知・利用調整の段階

##### 保育所・幼稚園合同の入園説明会

- 保育所と幼稚園の入園説明会を保育所と幼稚園が合同で開催し、預かり保育の存在を知らない保護者への周知

##### 保育入所説明会等での幼稚園の案内等

- 保育コンシェルジュから保護者への案内
- 開園時間が保育所並みの幼稚園や、保育を必要とする2歳児預かりを行う幼稚園の空き情報を定期的に収集し、市アプリやホームページへ適宜掲載
- 幼稚園の一時預かりで対応可能な家庭に対して幼稚園情報を提供・調整

設問2：設問1で「現在、連携している」と回答した自治体の「具体的な連携内容」（自由記述） ※回答内容を踏まえ、分類し、一部を掲載。

2

# 保育関係予算の概要

## 【令和2年度3次補正予算・令和3年度予算案】

【令和3年度予算案】	【前年度予算】	
947億円	(1,063億円)	【厚生労働省予算】
1兆9,102億円	(1兆8,656億円)	【内閣府予算】
【令和2年度3次補正予算】		
478億円		【厚生労働省予算】

### 《保育関係予算案の主な内容》

【令和2年度3次補正予算】

#### 1 新型コロナウイルス感染症対策等（令和2年度3次補正）（P3以降参照） 478億円

- 令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入、保育所等の消毒に必要な経費の支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。
- 生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。
- 保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

【令和3年度予算案】

【前年度予算】

#### 2 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備（P6以降参照） 602億円（767億円）

\* 令和3年度の保育の受け皿整備量は5.9万人。令和2年度3次補正予算案への前倒し分と合わせて838億円

- 「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の高上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施する。
- ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。
- 安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限を令和6年度末まで延長する。  
（社会・援護局予算）
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。

1

【令和3年度予算案】

【前年度予算】

#### 3 保育人材確保のための総合的な対策（P8以降参照） 191億円（190億円）

- 保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。  
また、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。
- 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- 保育士宿舍借り上げ支援事業について、対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。
- 保育士の補助を行う保育補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し事業の促進を図る。
- 保育士・保育所支援センターの機能強化を図るため、情報発信機能の強化や管内の保育所等を巡回してマッチング機能の向上を図るとともに、シルバー人材センターとの連携や保育補助者等のマッチングを新たに実施する。 など

#### 4 多様な保育の充実（P15以降参照） 110億円（70億円）

- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善を実施する。
- 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。
- 外国籍の子どもが占める割合が高い保育所等について、保育士を加配できるよう支援する。 など

#### 5 認可外保育施設の質の確保・向上（P22以降参照） 20億円（29億円）

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置等を支援する。
- 認可外保育施設が設備面において認可保育所等の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の補助を行う。 など

#### 6 子ども・子育て支援新制度の着実な実施（P24以降参照） 1兆9,120億円（1兆8,656億円）

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。
- 病児保育の補助単価について、提供体制の安定的な確保のため利用児童数の変動によらない基本単価の引上げを図る。
- 保育コンシェルジュ（利用者支援事業（特定型））について、待機児童数が50人未満である市区町村でも利用可能となるよう実施要件を見直す。 など

2

## 1. 新型コロナウイルス感染症対策等（令和2年度3次補正） 478億円

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入や消毒に必要な経費等を支援する。

また、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

新子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を前倒して補助する。

### （1）保育環境改善等事業（P28参照）

117億円

令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入、保育所等の消毒に必要な経費を支援する。

【実施主体】	都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者		
【対象施設】	保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設		
【補助基準額(案)】	1施設当たり		
	(1) 定員19人以下		300千円
	(2) 定員20以上59人以下		400千円
	(3) 定員60人以上		500千円
	(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業		300千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2		

3

### （2）保育所等におけるICT化推進等事業【新規】（P29参照）

14億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

【実施主体】	都道府県、市区町村		
【補助基準額(案)】	(1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入	1施設当たり	1,000千円
	(イ)翻訳機等の購入	1施設当たり	150千円
	(2) 認可外保育施設における機器の導入	1施設当たり	200千円
	(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入	(7) 1自治体当たり	8,000千円
		(イ) 1施設当たり	1,000千円
	(4) 研修のオンライン化事業	1自治体当たり	4,000千円
	(5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化		
	総額99,640千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定		
【補助割合】	(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4		
	(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4		
	(3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4		
	※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象とする場合は、国：1/2、自治体：1/2		
	* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。		
	(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2		
	(5) 国：1/2、都道府県：1/2		

4

### (3) 保育士修学資金貸付等事業 (P30参照)

29億円

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

- 【実施主体】 都道府県、指定都市  
【貸付額(上限)(案)】 ①保育士修学資金貸付  
ア 学費 50千円(月額)  
イ 入学準備金 200千円(初回に限る)  
ウ 就職準備金 200千円(最終回に限る)  
エ 生活費加算 40~50千円程度(月額)  
②保育補助者雇上支援 2,953千円(年額) 短時間勤務の場合 2,215千円(年額)  
③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額(月額)  
④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円  
⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額
- 【貸付期間】 ①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ④2年間  
【返還免除】 ①卒業後、5年間の実務従事  
②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合  
③、④再就職後、2年間の実務従事  
⑤2年間の勤務
- 【補助割合】 国：9/10、都道府県、指定都市：1/10

### (4) 待機児童解消に向けた保育の受け皿整備の前倒し (P31参照) 317億円

(保育所等整備交付金：158億円、保育所等改修費等支援事業：160億円)

保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

5

## 2. 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 602億円 (767億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

### (1) 保育所等整備交付金 (P32参照)

497億円

(638億円)

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、**補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**等を引き続き実施する。

- 【対象事業】 ・保育所整備事業 ・認定こども園整備事業(幼稚園型) ・小規模保育整備事業  
・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

- ◆ 安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限について、「新子育て安心プラン」に合わせ、令和6年度末まで延長する。
- ◆ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。(社会・援護局予算)

6

**(2) 保育所等改修費等支援事業【拡充】** (P33参照) 【保育対策総合支援事業費補助金402億円(394億円)の内数】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

**「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を引き続き実施するとともに、ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。**

**【対象事業】**

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業      | ②小規模保育改修費等支援事業 |
| ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 | ④認可化移行改修費等支援事業 |
| ⑤家庭的保育改修等支援事業            |                |

**【実施主体】** 市区町村

**【補助基準額(案)】** ※ (7)緊急対策参加自治体、(イ)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合

1施設当たり	利用(増加)定員19名以下	15,000千円((7)20,000千円、(イ)23,000千円)
	利用(増加)定員20名以上59名以下	27,000千円((7)32,000千円、(イ)35,000千円)
	利用(増加)定員60名以上	55,000千円((7)60,000千円、(イ)63,000千円)

老朽化対応の場合 1施設当たり

27,000千円((7)32,000千円)

②1事業所当たり

22,000千円((7)32,000千円、(イ)35,000千円)

③1施設当たり

22,000千円((7)32,000千円、(イ)35,000千円)

④1施設当たり

32,000千円((イ)35,000千円)

⑤保育所で行う場合 1か所当たり

22,000千円((7)32,000千円、(イ)35,000千円)

保育所以外で行う場合 1か所当たり

2,400千円

**【補助割合】** ①～④ 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤ 国：1/2、市区町村：1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/3

7

**3. 保育人材確保のための総合的な対策**

**191億円**

**(190億円)**

資格取得の促進、就業継続のための環境づくりや再就職の促進に引き続き取り組む。また、保育の現場・職業の魅力発信、魅力ある職場づくりや保育士・保育所支援センターの機能強化等を図る。

**<保育人材の確保>【保育対策総合支援事業費補助金402億円(394億円)の内数】**

**(1) 保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】** (P34参照)

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、国及び都道府県において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

**【実施主体】** 都道府県、市区町村

**【補助基準額(案)】** ① 1自治体あたり：8,108千円

② 1自治体当たり：(労働条件等の保育士の相談窓口)4,035千円

(新型コロナウイルス感染症の相談窓口等)5,599千円

**【補助割合】** ① 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2

② 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

※国において実施する情報発信のプラットフォームの作成は、子ども・子育て支援対策推進事業委託費に計上。

8

## (2) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】 (P35参照)

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援することに加え、
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、**社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。**
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

- ① 保育事業者コンサルタント・保育士支援アドバイザー・放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり 4,064千円
- ② 保育士働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円
- ③ 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

## (3) 保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】 (P36参照)

対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内

ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内

※令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

【補助基準額(案)】 月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額(上限)の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

9

## (4) 保育補助者雇上強化事業【拡充】 (P37参照)

保育士の業務負担軽減を図るため、**補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る。**

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※

定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※

※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】 保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】 国：3/4、都道府県：1/8、市区町村(指定都市・中核市除く)：1/8

国：3/4、市区町村：1/4

## (5) 保育体制強化事業

保育士の業務負担の軽減を図るため、消毒等を行う保育支援者の配置を支援する。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額(案)】 1か所当たり月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

\* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

国：1/2、市区町村：1/2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

10

## (6) 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】 (P38参照)

- ① 現職保育士に対して、就業継続に向けた必要な相談支援を実施するとともに、保育士以外の保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ② 保育士・保育所支援センターと市町村がシルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③ 保育士・保育所支援センターの情報発信機能を強化し潜在保育士の掘り起こしを行うとともに、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額(案)】 保育士・保育所支援センター運営費： 7,200千円  
保育士再就職支援コーディネーター雇上費： 4,000千円  
※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円(1名分)を加算  
※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援  
復職前研修実施経費： 469千円  
離職した保育士等に対する再就職支援： 6,119千円  
保育士登録簿を活用した就職促進： 3,664千円  
マッチングシステム導入費： 7,000千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市：1/2

## (7) 保育士資格取得支援事業

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)等の一部を補助する。
- ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額(案)】 ① 1人当たり 受講料の1/2(上限300千円)  
代替職員経費 1人1日当たり 7千円  
② 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)

【支給対象期間】 ② 保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市：1/2

11

## (8) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組(リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等)を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率(全国平均)を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県等

【補助基準額(案)】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加することにより、1か所当たり年額264千円を補助

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

## (9) 保育士試験追加実施支援事業

保育士を確保するため、地域限定保育士試験(※)を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

※「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成27年法律第56号)により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【補助基準額(案)】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会(※2)の実施に必要な費用  
※2 保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市：1/2

12

## (10) 保育人材等就職・交流支援事業

- ① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。
- ② 保育所等における業務効率化のため、複数の施設で行われている業務を共同で実施する「業務集約化」に関する取組に必要な費用を補助する。
- ③ 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ① 1 市区町村当たり 11,731千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円(加算額)

② 「業務集約化」に関する取組に必要な費用

※ 運営主体が異なる複数施設における取組を対象とし、同一の法人が運営する施設のみで業務集約化を行う場合は対象外。

③ 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,210円(代替保育士等雇上費)

実習受入費 1人当たり 10,000円

調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ①、②国：1/2、市区町村：1/2 ③国：3/4、市区町村：1/4

## (11) 潜在保育士再就職支援事業

離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介(マッチング)により、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1人当たり年額100千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

13

## <保育士の質の向上と保育人材確保のための研修>

【子ども・子育て支援対策推進事業費補助金27億円(29億円)の内数】

### (1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

### (2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

### (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

### (4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業(訪問型)、一時預かり事業(居宅訪問型)又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

14

#### 4. 多様な保育の充実

110億円

(70億円)

【保育対策総合支援事業費補助金402億円(394億円)の内数】

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や自宅から距離のある保育所等の利用を可能にするための保育所等への直接送迎の実施、家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形で保育の実施を支援する。

##### (1) 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】 (P39参照)

モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】	○基本分単価	①看護師等の配置	1施設当たり	5,320千円
	○加算分単価	②研修の受講支援	1施設当たり	300千円
		③補助者の配置	1施設当たり	2,160千円
		④医療的ケア保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)	1市区町村当たり	2,160千円
		⑤ガイドラインの策定	1市区町村当たり	360千円
		⑥検討会の設置	1市区町村当たり	560千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

15

##### (2) 広域的保育所等利用事業【拡充】 (P40参照)

- ① 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。
- ② 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、本事業をより有効に活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】	・保育士雇上費	5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)
	・運転手雇上費	5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)
	・事業費(損害賠償保険含む)	10,202千円(自宅送迎の場合1,119千円)
	・バス購入費	15,000千円
	・バス借上費	7,500千円
	・改修費	7,270千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

##### (3) 家庭支援推進保育事業【拡充】 (P41参照)

特別な配慮が必要な児童(40%以上)のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等(20%以上)について、加配保育士1名分を追加し、合計2名分の補助基準額を適用するよう拡充する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】

1か所当たり 3,867千円

(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合 1か所当たり 7,734千円)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

16

#### (4) 新たな待機児童対策提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
【補助基準額(案)】  
1 自治体当たり 上限10,000千円  
【補助割合】 国：10/10

#### (5) 保育利用支援事業（入園予約制）

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

##### ① 「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

##### ② 「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額(案)】 ①子ども1人当たり 月額 20千円  
②施設1か所当たり 年額2,406千円  
【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

17

#### (6) 3歳児受入れ等連携支援事業

保育所等において、満3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額(案)】 ①1か所当たり年額 4,549千円  
②1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）  
【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

18

## (7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9/10

※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助する

②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

## (8) 民有地マッチング事業

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

### ①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

### ②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

### ③地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ①1自治体当たり 5,700千円 ②1自治体当たり 4,500千円 ③1か所当たり 4,400千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

※市区町村が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

19

## (9) 保育環境改善等事業

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

### 1. 基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

### 2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業

④安全対策事業 ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 ⑥緊急一時預かり推進事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額(案)】 1. 基本改善事業 1事業当たり 7,200千円

2. 環境改善事業 (①～③、⑤) 1事業当たり 1,029千円、(④) 1施設当たり 500千円以内

(⑥、⑦) 1施設当たり 32,000千円

【補助割合】 2④の事業 国：1/2、都道府県、市区町村：1/4、事業者：1/4

2⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2

それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市、中核市：2/3

## (10) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
【補助基準額(案)】 1か所当たり 4,567千円  
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村1/4  
※都道府県が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/2

## (11) 待機児童対策協議会推進事業

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・ 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・ 都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県  
【補助基準額(案)】 1都道府県当たり 2,678千円  
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

21

## 5. 認可外保育施設の質の確保・向上

20億円

(29億円)

【保育対策総合支援事業費補助金402億円(394億円)の内数】

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

### (1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
【補助基準額(案)】 ・研修開催 1回当たり 353千円  
・巡回支援指導員 1人当たり 4,062千円  
【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

### (2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村 ④：市区町村  
【補助基準額(案)】 ①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 576千円  
②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 514千円  
③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 771千円  
④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,200千円、仮設置費 3,800千円  
【補助割合】 ①～③：国：1/2、都道府県：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4  
④：国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

22

### (3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額(案)】 1 市区町村当たり 354千円  
【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3  
国：1／3、指定都市、中核市：2／3

### (4) 認可外保育施設改修費等支援事業

認可外保育施設の指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
【補助基準額(案)】 改修費等 1 か所当たり 32,000千円  
移転費等 1 か所当たり 5,000千円  
【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／4、事業者：1／4

23

## 6. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施

1兆9,120億円(1兆8,656億円)

### <教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実>

※内閣府予算及び厚労省予算

1兆7,181億円(1兆6,383億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。

#### (1) 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

【実施主体】 市区町村  
【負担割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

「少子化社会対策大綱」等を踏まえ、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

##### ①利用者支援事業(保育コンシェルジュ)【拡充】(P42参照)

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

また、保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。**

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額(案)】 基本事業 3,075千円  
加算事業 夜間開所 1,406千円、休日開所 757千円、出張相談支援 1,082千円  
機能強化取組 1,875千円、多言語対応 805千円、特別支援対応 750千円  
【補助割合】 国：2／3、都道府県：1／6、市区町村：1／6

24

## ②病児保育事業【拡充】（P43参照）

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

また、補助単価について、提供体制を安定的に確保するため利用児童数の変動によらない基本単価の引上げを図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】（病児対応型1か所当たり年額）

基本分単価 7,041千円

加算分単価 1,000千円 ～ 37,600千円（※）

※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。

※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

送迎対応看護師雇上費 5,400千円

送迎経費

3,634千円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

### （参考）

#### 保育所等におけるICT化推進等事業

（保育対策総合支援事業費補助金）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。 → P4参照

25

## ③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円

②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長 300,000円、1時間延長 1,665,000円、2～3時間延長 2,617,000円

4～5時間延長 5,491,000円、6時間以上延長 6,465,000円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

## ④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,676千円 ～ 47,880千円

※ 延べ利用児童数が年間20,000人を超える場合は別途協議

【補助割合】 国 1／3、都道府県 1／3、市区町村 1／3

26

＜企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援＞ ※内閣府予算  
1,939億円（2,273億円）

企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

（１）企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】 公募団体  
【補助割合】 定額（10/10相当）

（２）企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】 公募団体  
【補助割合】 定額（10/10相当）

厚生労働省

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援  
（新型コロナウイルス感染症対策）

（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和2年度第3次補正予算額：117億円）

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めたる者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇った場合の賃金  
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援  
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等



【対象施設等】 保育所、幼保連型携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| （１）定員※ 19人以下             | 300千円以内 |
| （２）定員※ 20人以上59人以下        | 400千円以内 |
| （３）定員※ 60人以上             | 500千円以内 |
| （４）児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |
- ※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1/2、市区町村等：1/2

## 保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正：14億円)

### 【事業内容】

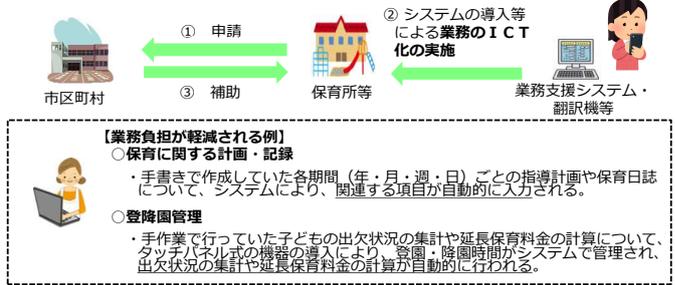
- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

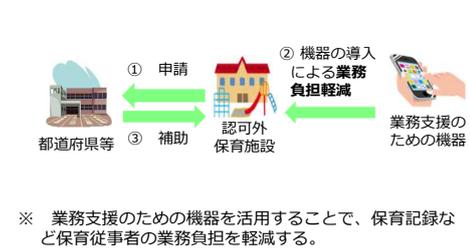
- 【補助基準額】
- |  |           |   |          |         |       |
|--|-----------|---|----------|---------|-------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入                   | 1施設当たり    | 1,000千円                                   | 翻訳機等の購入  | 1施設当たり  | 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入                       | 1施設当たり    | 200千円                                     |          |         |       |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 |           |   |          |         |       |
|  | ① 1自治体当たり | 8,000千円                                   | ② 1施設当たり | 1,000千円 |       |
| (4) 研修のオンライン化事業                            | 1自治体当たり   | 4,000千円                                   |          |         |       |
| (5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化                     | 総額        | 99,640千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 |          |         |       |

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4  
 ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2  
 \* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
  - (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
  - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

### (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



### (2) 認可外保育施設における機器の導入



29

## 保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正：29億円)

### 【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

### 【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</li> <li>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付額(上限)</li> <li>ア 学費 5万円(月額)</li> <li>イ 入学準備金 20万円(初回に限る)</li> <li>ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)</li> <li>エ 生活費加算 4～5万円程度(月額)</li> <li>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</li> <li>※貸付期間：最長2年間</li> </ul>
2. 保育補助者雇上支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</li> <li>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</li> <li>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</li> <li>○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</li> </ul>
3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間</li> </ul>
4. 潜在保育士の再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円</li> </ul>
5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</li> <li>○ 2年間の勤務により返還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間</li> </ul>

30

【趣旨】

待機児童解消に向けて保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

- 「子育て安心プラン」に基づき、若い世代の子育てへの安心を確かなものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿を平成30～令和2年度末までの3年間で整備
- 待機児童解消に向けた動きを着実に進めるため、過去の補正予算の状況等を踏まえた施設整備等に要する費用を計上。

【実施主体】 市区町村

●保育所等整備交付金(保育所整備事業、小規模保育整備事業、保育所等防音壁整備事業、防犯対策強化事業)

保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

●保育所等改修費等支援事業

保育所等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

保育所等整備交付金

(令和2年度予算) 638億円 → (令和3年度予算案) 497億円  
 (令和2年度3次補正予算) 158億円

【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

◆ 「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
 (保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

## 保育所等改修費等支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)  
(令和2年度3次補正予算：160億円)

### 【趣旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※)都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

### 《拡充》

- ・「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を引き続き実施。
- ・ニーズに応じた受け皿整備による待機児童の解消や、地域偏在による待機児童の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

**【対象事業】** (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業  
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業  
(5) 家庭的保育改修等支援事業

**【実施主体】** 市区町村

**【補助基準額】** ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,000千円	(① 20,000千円、② 23,000千円)
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	利用（増加）定員60名以上	55,000千円	(① 60,000千円、② 63,000千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,000千円 (① 32,000千円)

(2) 1 事業所当たり 22,000千円 (① 32,000千円、② 35,000千円)

(3) 1 施設当たり 22,000千円 (① 32,000千円、② 35,000千円)

(4) 1 施設当たり 32,000千円 (② 35,000千円)

(5) 保育所で行う場合 1 所当たり 22,000千円 (① 32,000千円、② 35,000千円)

保育所以外で行う場合 1 所当たり 2,400千円

**【補助割合】** (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4  
(5) 国：1/2、市区町村：1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/3

33

## 保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

#### ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信

保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施  
(具体的な取組)

- ・保育体験イベント
- ・情報発信サイト
- ・進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等

#### ② 保育士が相談しやすい体制整備

(具体的な取組)

1) 保育士の相談窓口（SNS等も含む）の設置

- ・心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
- ・相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言

2) コロナウイルス感染症に関する相談支援

- ・気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
- ・職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

### 【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市                      ② 都道府県、市町村

### 【補助基準額】

- ① 1自治体あたり：8,108千円    ② 1自治体当たり：1) 4,035千円    2) 5,599千円

### 【補助割合】

- ① 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2    ② 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

34

## 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

- ①「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
- ②「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
- ③「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

### <拡充>

以下の事業のメニューを新たに追加する。

- ①社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
- ②魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
- ③保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、「保育実践充実コーディネーター」のメニューを追加
- ④公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

### 【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり それぞれ4,064千円  
働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円  
魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

### 【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

35

## 保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内

ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内

※令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

### <見直しの考え方等>

【現行】採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

※以下の場合、5年以内の常勤の保育士

○直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村

ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内

【見直しの考え方】：対象者の年数の見込み可能性を高めることで、保育士募集に際して支障が生じないようにする。

【見直し】：事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、段階的な見直しを図る。

### 【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

36

## 保育補助者雇上強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

**【事業内容】**

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

**【実施主体】** 市区町村

**【補助基準額】**

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※  
※保育士確保が困難な地域

**【保育補助者の要件】**

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

**【補助割合】**

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 / 国：3/4、市区町村1/4



## 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

**【主な事業内容】**

- 潜在保育士に対する取組
  - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
  - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
  - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

<拡充> 以下の事業の拡充を図る。

- ①現職保育士に対して就業継続に向けた必要な相談支援や、保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ②保育士・保育所支援センターが、シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③保育士・保育所支援センターの情報発信機能の強化、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上。

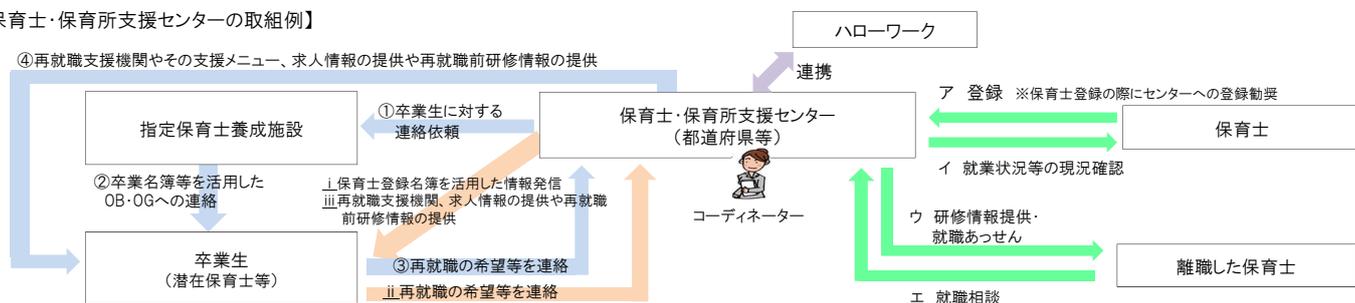
**【実施主体】** 都道府県・指定都市・中核市

**【補助基準額】**

保育士・保育所支援センター運営費：7,200千円  
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円  
※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算  
 ※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援  
 復職前研修実施経費：469千円  
 離職した保育士等に対する再就職支援：6,119千円  
 保育士登録簿を活用した就職促進：3,664千円  
 マッチングシステム導入費：7,000千円

**【補助割合】** 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

**【保育士・保育所支援センターの取組例】**



## 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

### 令和3年度予算における対応（案）《拡充》

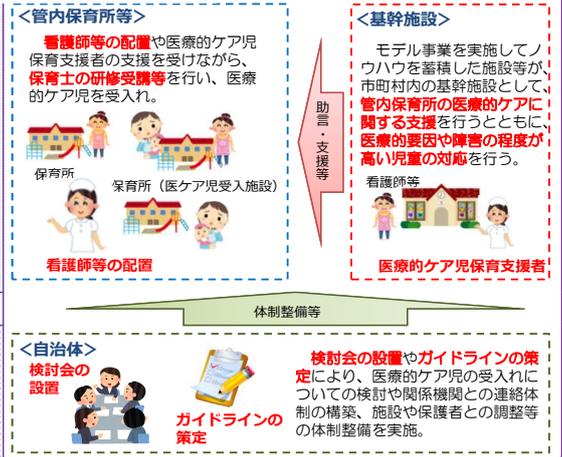
- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

#### 【補助基準額（案）】

○基本分単価		
① 看護師等の配置	1施設当たり	5,320千円
○加算分単価		
② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,160千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,160千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)		
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	360千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	560千円

- さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（90か所→**199か所**）。

### 事業イメージ



### 実施主体・補助割合・事業実績

- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- R2（公募ベース）：109か所（171か所）

39

## 広域的保育所等利用事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 事業内容

#### 1 こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

#### 2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

#### 3 こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

### 実施主体

- 市区町村
- 国：1/2、市区町村：1/2
- <こども送迎センター等事業>  
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）
- <代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>  
H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）
- ※いずれもR1年度は交付決定ベース

### 事業イメージ



### 令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

#### 【補助基準額（案）】

・保育士雇上費	5,000千円（加配数に応じて <b>3,000千円</b> を加算）
・運転手雇上費	5,000千円（加配数に応じて <b>3,000千円</b> を加算）
・事業費（損害賠償保険含む）	10,202千円（自宅送迎の場合1,119千円）
・バス購入費	15,000千円
・バス借上費	7,500千円
・改修費	7,270千円

## 家庭支援推進保育事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して加配を行う。

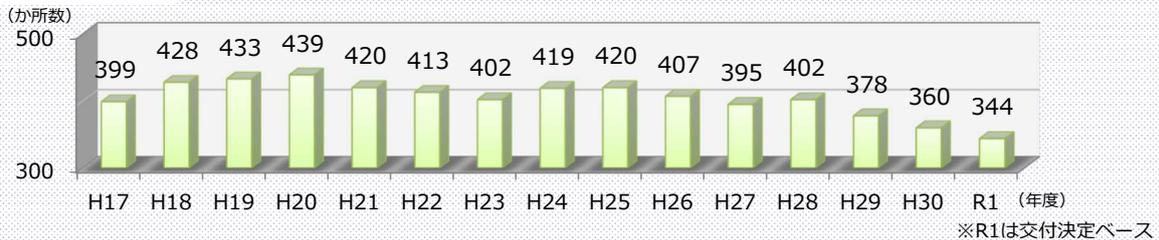
### 令和3年度予算における対応(案)《拡充》

特別な配慮が必要な児童のうち外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い保育所等について、加配保育士2名分の補助基準額を適用するように拡充する。

### 実施主体・補助基準額(案)・補助割合

実施主体 : 市区町村  
 補助基準額(案) : 1か所当たり 3,867千円  
 (外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)  
 1か所当たり 7,734千円  
 補助割合 : 国:1/2、市区町村:1/2

### 事業実績



41

## 利用者支援事業(特定型(保育コンシェルジュ))

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数  
 (子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

### 1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

実施主体 : 市町村(特別区を含む)

補助率 : 国2/3(都道府県1/6、市町村1/6)

実施か所数: H30年度375か所 → R元年度389か所

《令和3年度補助基準額(案)》

①基本分 3,075千円

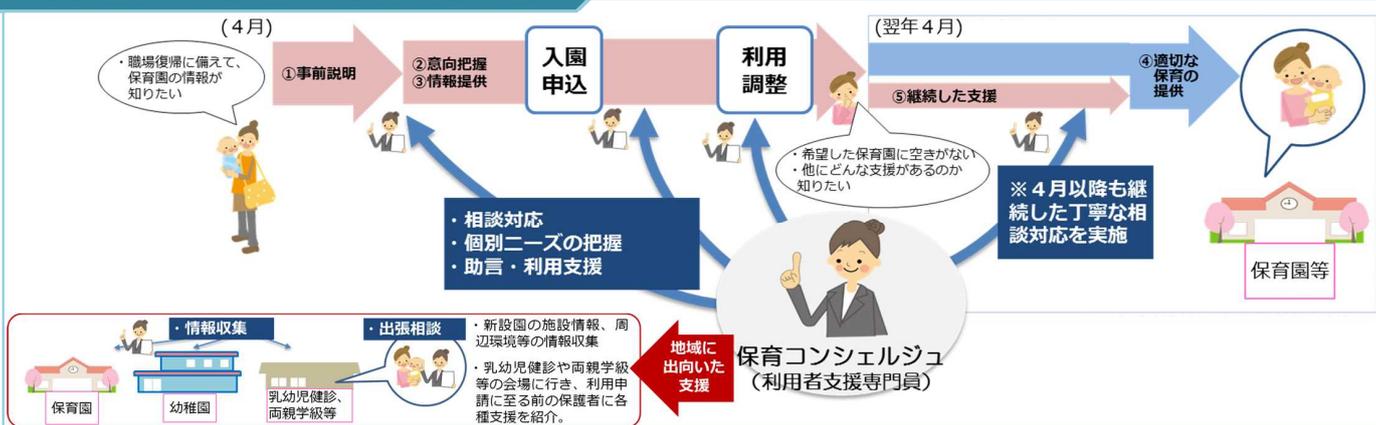
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

### 2. 令和3年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能**とする。

### 3. 事業実施イメージ(保護者に「寄り添う支援」の実施)



42

# 病児保育事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数  
 (子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

## 1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

### ＜事業類型＞

- (1) **病児対応型・病後児対応型**  
**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
- (2) **体調不良児対応型**  
**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に 対する相談支援を実施する事業。
- (3) **非施設型(訪問型)**  
 地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

### ＜実施主体等＞

実施主体：市町村(特別区を含む。) 補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

### ■ 令和3年度予算案における対応【別紙参照】

**新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、基本単価の比率を引き上げ。**

＜補助基準額(案)(病児対応型1か所当たり年額)＞

基本分単価：令和2年度 5,007,000円 → 令和3年度案 7,041,000円

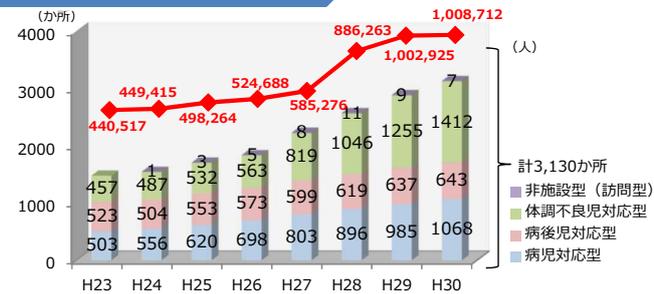
加算分単価：(例) 200～399人の場合

令和2年度 200～399人単価 4,434,000円

→ 令和3年度案 200～299人単価 3,000,000円

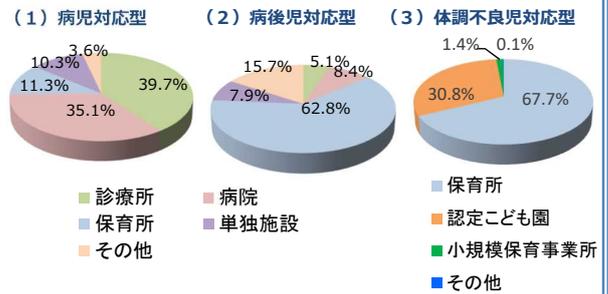
300～399人単価 4,000,000円

## 2. 実施か所数及び延べ利用児童数



計3,130か所  
 ※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

## 3. 実施場所



43

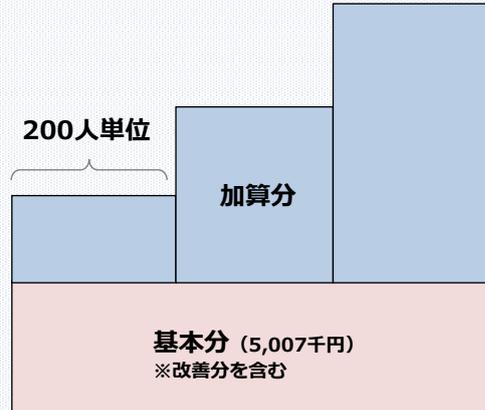
## 病児保育事業の単価見直しについて

別紙

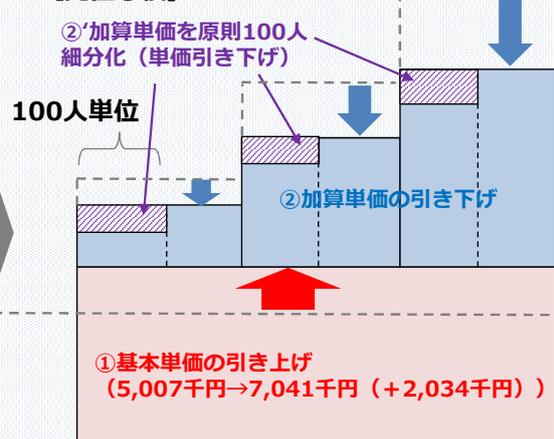
### 令和3年度予算案における対応

- 病児保育事業の補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、**提供体制を安定的に確保する観点から、利用児童数の変動によらない基本単価の比率を引き上げるため、**
  - ① 基本単価において事業実施に最低限必要な事業費相当(看護師・保育士各1人分)を確保できるよう、**基本単価を引き上げ**(病児対応型の場合：5,007千円を7,041千円に引き上げ(+2,034千円))
  - ② 一方、基本単価の引き上げに伴い、**加算単価を引き下げる**とともに、原則200人単位で設定されている**加算単価を原則100人単位に細分化**(病児対応型の場合：(例) 200～399人単価4,434千円 → 200～299人単価3,000千円、300～399人単価4,000千円)

(病児対応型の場合)  
 【現行】



【見直し後】



## 令和2年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定について

## 1. 公定価格の算定方法

- 公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

## 【参考】令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容

月例給は据え置き  
 期末手当の引下げ（▲0.05月分）

## 2. 国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い

- 令和2年度の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和2年度単価表を改定（令和2年度第3次補正予算において対応）。
  - ※ 予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費：395万円→394万円(▲1万円(▲0.3%))
- 上記改定は令和3年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和3年度予算案に反映。

## 3. 実施時期

- 単価表に係る改正告示の公布日（令和3年1月29日）の翌月分（令和3年2月分）の公定価格から適用し、令和3年2月以降の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額。
  - 令和3年2月分及び3月分の公定価格からそれぞれ年間の減額相当額の1/2（期末手当0.025月分）を減額。
  - ※ 令和3年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額。

## 4. 留意事項

- 各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等に賃金の適切な支払いに資するよう、一般の改定の影響額を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。
- 改正告示による公定価格の減額を理由に事業者が公定価格を原資とする保育士・幼稚園教諭等の人件費をやむを得ず引き下げる場合にあっても、賃金及び法定福利費等の事業主負担分（下記 **A**）について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（下記 **B**）を超える減額が行われないう、各施設・事業者に指導すること。

**A** 公定価格を原資とする保育士・幼稚園教諭等の実際の人件費引き下げ分（合計）  
 ※法定福利費等の事業主負担分を含む。



**B** 施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額

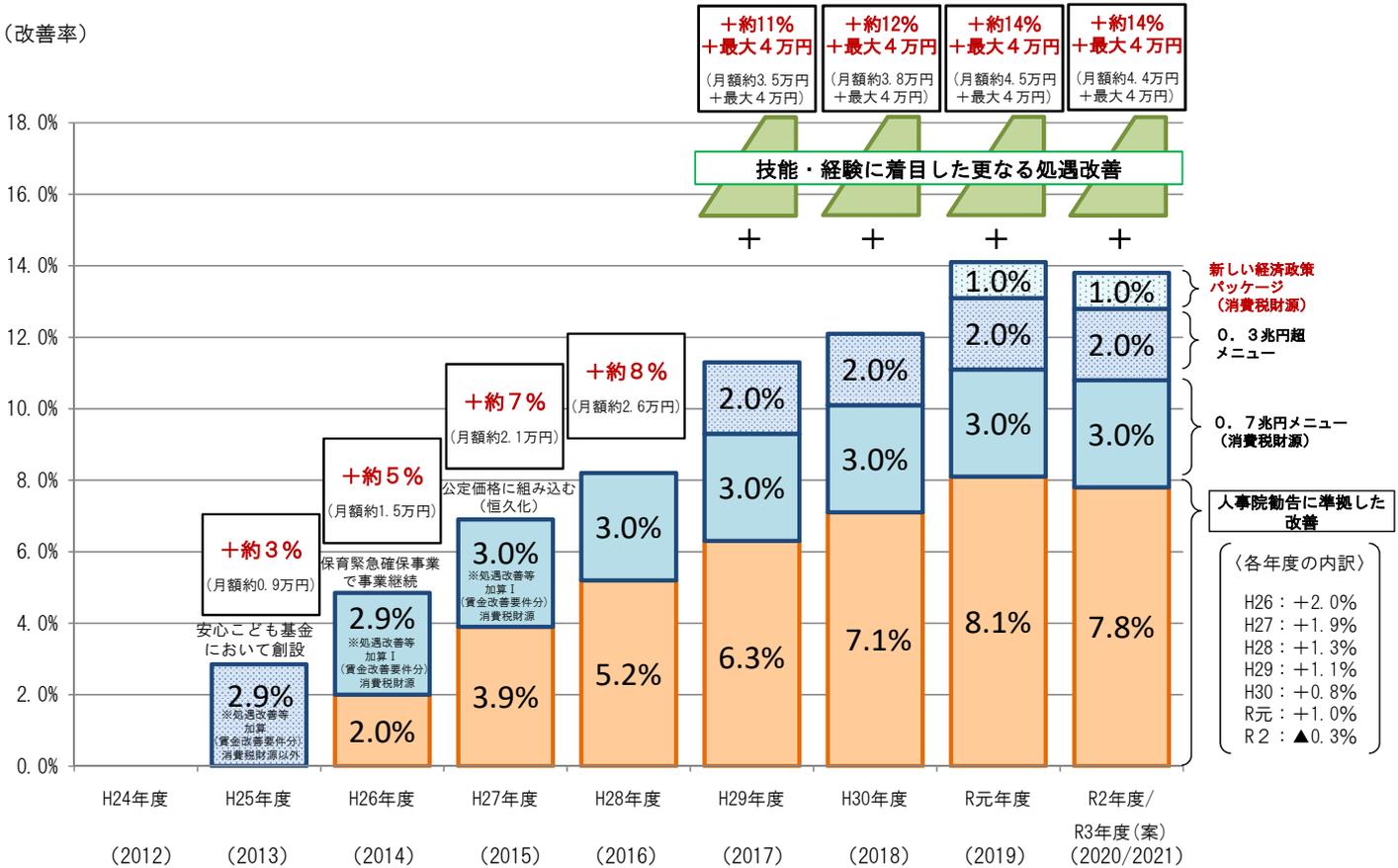
$$\text{令和2年度（加算当年度）の加算Iの加算額総額} \times \frac{\text{▲0.3\%（減額改定に係る改定率）}}{\text{令和2年度（加算当年度）に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率（\%）}}$$

## 令和2年度第3次補正予算新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る支援について

- 令和2年度第2次補正予算に引き続き第3次補正予算において、「保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）」（厚生労働省）及び「幼稚園の感染症対策支援事業」（文部科学省）を実施し、
  - 職員が感染症対策の徹底を図りながら教育・保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）
  - 保育所・幼稚園等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等について改めて補助を行うこととしている。
- なお、これらの補助事業では、「かかり増し経費」として、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当なども補助対象としていることから、各施設・事業者積極的に活用を促されたい。

# 保育士等の処遇改善の推移

(改善率)



厚生労働省

参考

## 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第3次補正予算額: 117億円)

### 【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇った場合の賃金 ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※ 19人以下             | 300千円以内 |
| (2) 定員※ 20人以上59人以下        | 400千円以内 |
| (3) 定員※ 60人以上             | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ (認可の) 居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1/2、市区町村等：1/2

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと実施しつつ、「新たな日常」においても幼児を健やかに育むことの出来る環境の整備を推進する。

## 1 幼稚園の感染症対策支援 24億円

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、消毒液やペーパータオル等の保健衛生用品等の購入費に対して支援する。

- ◆ 交付基準額 ・定員（～19人） : 1園当たり 300千円
- ・定員（20人～59人） : 1園当たり 400千円
- ・定員（60人～） : 1園当たり 500千円



## 2 幼稚園のICT環境整備支援 14億円

事務処理等の園務の効率化をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応するためのICT環境整備を支援する。

- ◆ 交付基準額 : 1園当たり 1,000千円



対象事業者	幼稚園、幼稚園型認定こども園	補助割合	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px;">国</td> <td style="width: 20px;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>国</td> <td>3/4</td> </tr> </table>	1	国	1/2	2	国	3/4
1	国	1/2							
2	国	3/4							
実施主体	都道府県	補助対象経費	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td>感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品の購入費、等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費、等</td> </tr> </table>	1	感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品の購入費、等	2	情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費、等		
1	感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品の購入費、等								
2	情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費、等								

## 令和3年度 私立保育所の運営に要する費用に係る通知について

- 私立保育所への委託費については、公定価格の改定にあわせて、「私立保育所の運営に要する費用について」（内閣府・厚生労働省連名通知）により内訳を示すとともに、予算積算上の職種ごとの給与格付けやそれに基づいて算出した年額人件費を参考として示している。
- 事業費や管理費は全国一律である一方、人件費では地域手当が地域区分ごとに異なることを踏まえ、令和3年度から、職種ごとの年額人件費について、これまでの全国平均額に加えて、地域区分ごとの金額についてもお示しすることを予定している。

（記載イメージ）※下線部が追加部分

職 種	人件費（年額）					
	20/100地域	16/100地域	15/100地域	・・・	その他地域	全国平均
所 長	約〇〇万円	約〇〇万円	約〇〇万円	・・・	約〇〇万円	約〇〇万円
主任保育士	約〇〇万円	約〇〇万円	約〇〇万円	・・・	約〇〇万円	約〇〇万円
保 育 士	約〇〇万円	約〇〇万円	約〇〇万円	・・・	約〇〇万円	約〇〇万円
調 理 員 等	約〇〇万円	約〇〇万円	約〇〇万円	・・・	約〇〇万円	約〇〇万円

- この年額人件費については、積算上の金額であることから、以下の点にご留意頂きたい。
  - ・職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、通知で示す予算積算上の人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。
  - ※ 例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員1人当たりの給与水準となることも考えられる。
  - ・通知で示す1人当たりの予算積算上の人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。

## 処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の必須化時期について

- 処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善の対象となる職員については、
  - ・副主任保育士、専門リーダー、中核リーダーについては、4分野以上または計60時間以上の研修、
  - ・職務分野別リーダー・若手リーダーについては担当分野に係る研修（または計15時間以上の研修）を修了していることが要件の一つとなっているが、研修受講の負担を考慮し、令和4年度を目途に研修要件の必須化を目指すこととし、具体的には、令和3年度までの間は研修要件を課さず、令和4年度開始までに研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定することとしてきた。
- 昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行が研修の実施及び受講に影響を与えており、また、「令和2年の地方分権改革に関する提案募集」においても研修の必須化時期の延長について要望が出されていることなどを踏まえ、今年度中に研修の受講状況及び実施状況等に関する調査を実施し、その結果を基に研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和3年度の早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて改めて示すことを予定している。

### 令和2年の地方から提案等に関する対応（令和2年12月18日閣議決定）（抄）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条35号の5）の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。

・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 一方で、保育現場で働く職員の専門性の向上とそれを通じた保育の質の向上を図るといった観点からは研修の受講は重要であり、都道府県及び加算認定自治体におかれては、将来的な研修修了要件の適用を念頭に、積極的なキャリアアップ研修の実施及び幼稚園や認定こども園関係団体等に対する研修実施主体の認定をお願いする。

## 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の人件費の取扱いについて

- 公定価格では、新型コロナウイルス感染症に対応するために臨時休園や登園自粛を行う保育所等について、利用児童が登園していない、職員が休んでいるなどの状況に関わらず、保育所等における教育・保育の体制が維持されるよう、各種の加算や減算も含めて通常どおりの支給を行い、保育所等の収入を保証することとしている。
- 一方で、昨年、保育士等の賃金が減額されている事例があるとの報道等がなされたことを踏まえ、臨時休園や登園自粛を行う際に求められる人件費の取扱い等について「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」（令和2年6月17日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省課長連名通知）により示している。

### <臨時休園等に伴う人件費の取扱い>

・労働基準法に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること

※公定価格以外の収入において減収がある場合であっても、人件費積立金や雇用調整助成金等の活用などを通じて、できる限り通常どおりの賃金を支払うことが望ましい。これらを活用できない場合など、なお減収による不足分がある場合でも、不足額を勘案して必要最小限の減額とすることが求められるとともに、公定価格に基づく人件費支出については通常時と同水準の支出が維持されていることなど、減額幅の考え方について監査等の際に説明できることが求められる。

・常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは適切ではないこと

- 上記の取扱いが遵守されているかについては、子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査及び児童福祉法にも基づく施設監査の対象となるものであり、都道府県及び市町村におかれては、施設及び事業者に対する指導及び監査について引き続き徹底をお願いする。  
(ただし、令和2年人事院勧告を踏まえた公定価格の改定に係る人件費の引下げについてはやむを得ない。)



病児保育事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,673億円の内数

1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

- (1) **病児対応型・病後児対応型**  
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
- (2) **体調不良児対応型**  
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に 対する相談支援を実施する事業。
- (3) **非施設型（訪問型）**  
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村(特別区を含む。) 補助率：国 1/3(都道府県 1/3、市町村 1/3)

■ 令和3年度予算案における対応【別紙参照】

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、基本単価の比率を引き上げ。

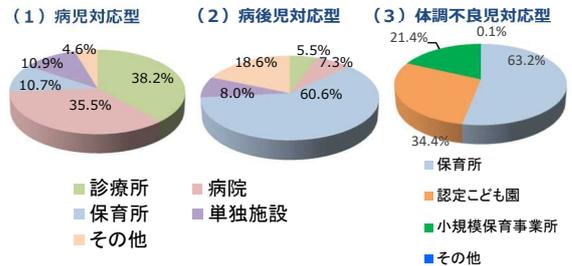
<補助基準額（案）（病児対応型1か所当たり年額）>

基本分単価：令和2年度 5,007,000円 → 令和3年度案 7,041,000円  
 加算分単価：（例）200～399人の場合  
 令和2年度 200～399人単価 4,434,000円  
 → 令和3年度案 200～299人単価 3,000,000円  
 300～399人単価 4,000,000円

2. 実施か所数及び延べ利用児童数



3. 実施場所



病児保育事業の単価見直しについて

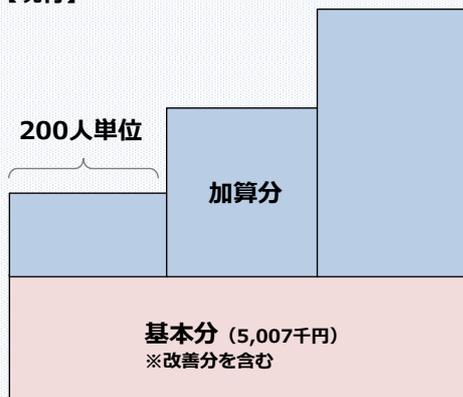
別紙

令和3年度予算案における対応

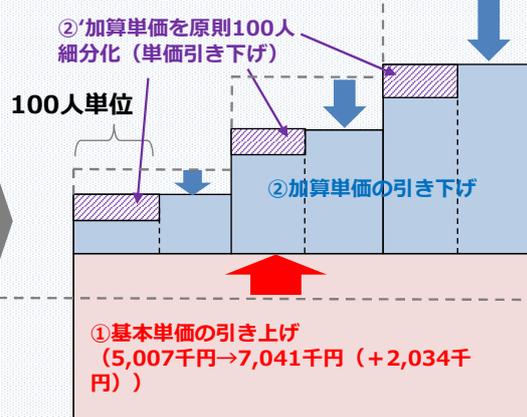
○ 病児保育事業の補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保する観点から、利用児童数の変動によらない基本単価の比率を引き上げるため、

- ① 基本単価において事業実施に最低限必要な事業費相当（看護師・保育士各1人分）を確保できるよう、**基本単価を引き上げ**（病児対応型の場合：5,007千円を7,041千円に引き上げ(+2,034千円)
- ② 一方、基本単価の引き上げに伴い、**加算単価を引き下げ**るとともに、原則200人単位で設定されている**加算単価を原則100人単位に細分化**  
 （病児対応型の場合：（例）200～399人単価4,434千円 → 200～299人単価3,000千円、300～399人単価4,000千円）

(病児対応型の場合)  
【現行】



【見直し後】



# 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 （保育所等におけるICT化推進事業【新規】）

（保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度補正予算：14億円）

## 1. 課題

- ・ 病児保育事業や一時預かり事業を利用するに当たって、利用者自身で複数施設へ空き状況を問い合わせ、予約を申し込むなど負担が大きいため、利用を躊躇してしまう状態になっている。
- ・ 病児保育施設等においても、利用者の増加により、電話等による照会や予約申し込み等による事務負担が大きい。また、当日の急なキャンセルの把握が難しく、職員配置が過大となり運営に支障をきたしている。

## 2. 対策

- ・ 利用者が、スムーズに空き状況を確認し予約等を行えるよう、市町村において、管内の病児保育施設等の**空き状況をリアルタイムに確認するためのシステムを構築**する。
- ・ **病児保育施設等においてもシステムを構築**し、市町村のシステムと連携することで、予約・キャンセル等を行えるようにする。

### <現行>

- ◆複数の病児保育施設等へ空き状況の照会。
  - ◆予約に時間を要し職場に遅刻。
- 
- ◆照会や予約申し込み等の事務負担。
  - ◆キャンセル等により職員配置が過大。

### <システム導入後>

- 
- 市町村のHP等
- 市町村のHP等から、直接空いている病児保育施設等のサイトへアクセスし予約。
- 利用希望者
- 満室  
満室  
空き
- <利用希望者>
- ・ 空き状況の確認から利用の予約までをアプリ等でできることで**負担軽減**。
- <病児保育施設等>
- ・ システムで予約等状況が把握できることから**事務負担軽減**。
  - ・ **適正な職員配置**が可能。

## 3. システムイメージ



1. 市内の病児保育事業所等の位置と空き状況をリアルタイムで表示
2. 空いている近隣の病児保育事業所等の予約
3. キャンセル対策に自動リマインドメール
4. キャンセル時の自動繰り上げシステム

等

すでに病児保育事業の予約状況の確認等を行えるシステム等を導入している自治体等の意見

<A市>

- ・ 予約状況を職員が職員自身のスマホで確認できる
- ・ 当日キャンセルや定員超過を適切に把握できることで、職員自身が出勤調整を行うことができ、適正配置が可能
- ・ 最近の保護者はほとんどスマホから予約で利用

<B市>

- ・ 利用者は空き状況の照会及び24時間予約が可能
- ・ キャンセル対応が簡素化し、職員の負担が軽減

<C市>

- ・ 自動でキャンセル待ちの利用者へメールが届く仕組みにより、キャンセルに伴う稼働率を確保できる

※【実施主体】市町村 【補助基準額】①1自治体当たり8,000千円 ②1施設当たり1,000千円  
【補助割合】①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

## 令和2年度 夜間保育所の設置状況(令和2年4月1日時点)

(か所)

No.	都道府県	実施か所数		
		公営	民営	合計
1	北海道	0	2	2
2	青森県	0	0	0
3	岩手県	0	0	0
4	宮城県	0	0	0
5	秋田県	0	0	0
6	山形県	0	0	0
7	福島県	0	0	0
8	茨城県	0	0	0
9	栃木県	0	0	0
10	群馬県	0	1	1
11	埼玉県	0	1	1
12	千葉県	0	0	0
13	東京都	0	3	3
14	神奈川県	0	3	3
15	新潟県	0	0	0
16	富山県	0	0	0
17	石川県	0	1	1
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	0	0	0
20	長野県	0	0	0
21	岐阜県	0	0	0
22	静岡県	0	0	0
23	愛知県	0	0	0
24	三重県	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0
26	京都府	0	1	1
27	大阪府	0	1	1
28	兵庫県	0	0	0
29	奈良県	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0
32	島根県	0	2	2
33	岡山県	0	0	0
34	広島県	0	0	0
35	山口県	0	0	0
36	徳島県	0	0	0
37	香川県	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0
39	高知県	0	0	0
40	福岡県	0	0	0
41	佐賀県	0	0	0
42	長崎県	0	1	1
43	熊本県	0	3	3
44	大分県	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	0
47	沖縄県	0	2	2
	小計①	0	21	21

No.	指定都市 中核市	実施か所数		
		公営	民営	合計
48	札幌市	3	0	3
49	仙台市	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0
51	千葉市	0	0	0
52	横浜市	0	1	1
53	川崎市	0	1	1
54	相模原市	0	1	1
55	新潟市	0	1	1
56	静岡市	0	0	0
57	浜松市	0	0	0
58	名古屋市	0	4	4
59	京都市	0	8	8
60	大阪市	1	4	5
61	堺市	0	1	1
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	0	1	1
64	広島市	0	0	0
65	北九州市	0	1	1
66	福岡市	0	2	2
67	熊本市	0	1	1
68	旭川市	0	1	1
69	函館市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	2	2
72	盛岡市	0	0	0
73	秋田市	0	0	0
74	山形市	0	0	0
75	郡山市	0	0	0
76	いわき市	0	0	0
77	福島市	0	0	0
78	水戸市	0	1	1
79	宇都宮市	0	1	1
80	前橋市	0	0	0
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	越谷市	0	0	0
84	川口市	0	0	0
85	船橋市	0	0	0
86	柏市	0	0	0
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	0	0	0
89	富山市	0	0	0
90	金沢市	0	2	2
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	1	1
93	長野市	0	1	1
94	岐阜市	0	0	0
95	豊橋市	0	0	0
96	豊田市	0	0	0
97	岡崎市	0	0	0
98	大津市	0	1	1
99	高槻市	0	0	0
100	東大阪市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	枚方市	0	1	1
103	八尾市	0	0	0
104	堺市	0	1	1
105	吹田市	0	1	1
106	姫路市	0	0	0
107	西宮市	0	0	0
108	尼崎市	0	1	1
109	明石市	0	0	0
110	奈良市	0	1	1
111	和歌山市	0	0	0
112	鳥取市	0	0	0
113	松江市	0	1	1
114	倉敷市	0	1	1
115	福山市	0	1	1
116	呉市	0	0	0
117	下関市	0	0	0
118	高松市	0	1	1
119	松山市	0	1	1
120	高知市	0	0	0
121	久留米市	0	1	1
122	長崎市	0	0	0
123	佐世保市	0	2	2
124	大分市	0	0	0
125	宮崎市	0	1	1
126	鹿児島市	0	0	0
127	那覇市	0	1	1
	小計②	4	51	55
	合計(①+②)	4	72	76

令和元年度 夜間保育ニーズの状況(令和2年3月31日時点)

(人)

No.	都道府県	夜間の保育ニーズのある利用申込児童数(A)	Aのうち施設等利用者数	うち、夜間の保育ニーズに合致していない施設等を利用している者	Aのうち施設等を利用していない者
1	北海道	41	33	1	8
2	青森県	0	0	0	0
3	岩手県	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0
7	福島県	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	0	0
9	栃木県	0	0	0	0
10	群馬県	4	4	0	0
11	埼玉県	1	1	0	0
12	千葉県	11	11	0	0
13	東京都	17	1	1	16
14	神奈川県	86	77	0	9
15	新潟県	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0
17	石川県	11	11	0	0
18	福井県	0	0	0	0
19	山梨県	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	0
21	岐阜県	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	0
23	愛知県	0	0	0	0
24	三重県	0	0	0	0
25	滋賀県	1	1	0	0
26	京都府	0	0	0	0
27	大阪府	22	22	1	0
28	兵庫県	0	0	0	0
29	奈良県	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0
32	島根県	83	77	15	6
33	岡山県	0	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0
35	山口県	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0
39	高知県	0	0	0	0
40	福岡県	0	0	0	0
41	佐賀県	0	0	0	0
42	長崎県	0	0	0	0
43	熊本県	9	9	0	0
44	大分県	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0
46	鹿児島県	12	12	0	0
47	沖縄県	61	59	19	2
	小計①	359	318	37	41

No.	指定都市 中核市	夜間の保育ニーズのある利用申込児童数(A)	Aのうち施設等利用者数	うち、夜間の保育ニーズに合致していない施設等を利用している者	Aのうち施設等を利用していない者
48	札幌市	0	0	0	0
49	仙台市	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0
52	横浜市	1	0	0	0
53	川崎市	36	22	15	14
54	相模原市	0	0	0	0
55	新潟市	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0
57	浜松市	0	0	0	0
58	名古屋市	89	86	1	3
59	京都市	0	0	0	0
60	大阪市	21	21	0	0
61	堺市	3	3	0	0
62	神戸市	0	0	0	0
63	岡山市	0	0	0	0
64	広島市	0	0	0	0
65	北九州市	0	0	0	0
66	福岡市	0	0	0	0
67	熊本市	8	8	0	0
68	旭川市	4	3	0	1
69	函館市	0	0	0	0
70	青森市	0	0	0	0
71	八戸市	18	17	0	1
72	盛岡市	0	0	0	0
73	秋田市	0	0	0	0
74	山形市	0	0	0	0
75	郡山市	0	0	0	0
76	いわき市	0	0	0	0
77	福島市	0	0	0	0
78	水戸市	0	0	0	0
79	宇都宮市	2	2	0	0
80	前橋市	0	0	0	0
81	高崎市	0	0	0	0
82	川越市	0	0	0	0
83	越谷市	0	0	0	0
84	川口市	0	0	0	0
85	船橋市	14	10	10	4
86	柏市	0	0	0	0
87	八王子市	0	0	0	0
88	横須賀市	0	0	0	0
89	富山市	0	0	0	0
90	金沢市	66	66	0	0
91	福井市	0	0	0	0
92	甲府市	0	0	0	0
93	長野市	3	3	0	0
94	岐阜市	0	0	0	0
95	豊橋市	0	0	0	0
96	豊田市	0	0	0	0
97	岡崎市	0	0	0	0
98	大津市	0	0	0	0
99	高槻市	0	0	0	0
100	東大阪市	0	0	0	0
101	豊中市	0	0	0	0
102	枚方市	0	0	0	0
103	八尾市	0	0	0	0
104	寝屋川市	4	0	0	0
105	吹田市	0	0	0	0
106	姫路市	0	0	0	0
107	西宮市	0	0	0	0
108	尼崎市	0	0	0	0
109	明石市	0	0	0	0
110	奈良市	0	0	0	0
111	和歌山市	0	0	0	0
112	鳥取市	0	0	0	0
113	松江市	46	44	0	2
114	倉敷市	6	6	0	0
115	福山市	99	96	14	3
116	呉市	0	0	0	0
117	下関市	0	0	0	0
118	高松市	30	30	0	0
119	松山市	7	7	0	0
120	高知市	0	0	0	0
121	久留米市	8	8	0	0
122	長崎市	0	0	0	0
123	佐世保市	41	41	0	0
124	大分市	0	0	0	0
125	宮崎市	18	15	4	3
126	鹿児島市	0	0	0	0
127	那覇市	2	2	0	0
	小計②	506	473	40	28
	合計(①+②)	865	791	77	69

令和元年度 延長保育事業の実施状況

No.	都道府県	実施か所数 (か所)			年間実利用児童数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
1	北海道	140	291	431	3,126	9,399	12,525
2	青森県	6	269	275	88	10,510	10,598
3	岩手県	80	187	267	1,335	7,048	8,383
4	宮城県	114	210	324	2,658	6,149	8,807
5	秋田県	47	105	152	1,549	5,760	7,309
6	山形県	72	167	239	2,356	5,315	7,671
7	福島県	76	115	191	1,655	4,644	6,299
8	茨城県	91	362	453	3,090	15,147	18,237
9	栃木県	108	235	343	2,511	8,324	10,835
10	群馬県	58	227	285	1,454	8,294	9,748
11	埼玉県	248	879	1,127	9,317	26,905	36,222
12	千葉県	252	679	931	13,205	29,208	42,413
13	東京都	746	2,505	3,251	33,893	80,858	114,751
14	神奈川県	86	473	559	4,354	16,931	21,284
15	新潟県	236	213	449	6,777	8,716	15,493
16	富山県	95	103	198	2,888	4,951	7,839
17	石川県	107	120	227	3,229	6,326	9,555
18	福井県	78	84	162	1,834	2,862	4,696
19	山梨県	71	63	134	2,310	3,486	5,796
20	長野県	360	108	468	14,920	5,121	20,041
21	岐阜県	155	153	308	4,453	6,515	10,968
22	静岡県	101	276	377	3,378	9,709	13,087
23	愛知県	449	223	672	16,945	7,340	24,285
24	三重県	102	165	267	2,713	5,855	8,568
25	滋賀県	101	154	255	3,563	5,574	9,137
26	京都府	99	137	236	3,343	7,012	10,355
27	大阪府	122	428	550	5,585	20,300	25,885
28	兵庫県	107	357	464	3,695	11,022	14,717
29	奈良県	84	101	185	6,523	5,689	12,212
30	和歌山県	63	43	106	2,335	2,027	4,362
31	鳥取県	80	82	162	1,662	2,934	4,596
32	島根県	37	146	183	594	5,108	5,702
33	岡山県	110	88	198	2,554	3,909	6,463
34	広島県	105	133	238	1,782	4,513	6,295
35	山口県	60	156	216	2,158	7,181	9,339
36	徳島県	98	105	203	1,805	4,046	5,851
37	香川県	34	58	92	630	2,004	2,634
38	愛媛県	68	74	142	923	1,552	2,475
39	高知県	23	31	54	1,357	1,166	2,523
40	福岡県	83	412	495	3,287	20,141	23,428
41	佐賀県	32	225	257	1,352	11,151	12,503
42	長崎県	12	252	264	278	9,540	9,818
43	熊本県	46	360	406	1,046	13,344	14,390
44	大分県	30	163	193	409	4,822	5,231
45	宮崎県	37	216	253	550	8,496	9,046
46	鹿児島県	22	283	305	627	11,342	11,969
47	沖縄県	45	446	491	1,439	18,826	20,265
	小計①	5,376	12,662	18,038	187,535	477,072	664,607

No.	指定都市 中核市	実施か所数 (か所)			年間実利用児童数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
48	札幌市	22	440	462	1,404	19,313	20,717
49	仙台市	36	259	295	965	4,726	5,691
50	さいたま市	61	170	231	2,437	3,732	6,169
51	千葉市	57	247	304	2,513	5,650	8,163
52	横浜市	71	841	912	1,495	16,815	18,310
53	川崎市	32	422	454	779	12,380	13,159
54	相模原市	20	144	164	704	3,068	3,772
55	新潟市	86	180	266	4,289	9,135	13,424
56	静岡市	63	77	140	1,920	3,352	5,272
57	浜松市	20	146	166	556	4,213	4,769
58	名古屋市長古屋市	101	354	455	1,973	12,543	14,518
59	京都市	12	247	259	308	10,543	10,851
60	大阪市	91	568	659	1,780	19,464	21,244
61	堺市	17	172	189	910	6,633	7,543
62	神戸市	54	310	364	612	5,766	6,378
63	岡山市	28	99	127	708	5,450	6,158
64	広島市	36	135	171	951	2,773	3,724
65	北九州市	17	193	210	202	2,133	2,335
66	福岡市	7	297	304	427	10,405	10,832
67	熊本市	19	166	185	758	13,174	13,932
68	旭川市	3	82	85	73	1,314	1,387
69	函館市	2	28	30	28	704	732
70	青森市	0	105	105	0	2,607	2,607
71	八戸市	0	77	77	0	3,020	3,020
72	盛岡市	10	73	83	242	3,746	3,988
73	秋田市	6	69	75	196	3,850	4,046
74	山形市	10	57	67	468	3,335	3,803
75	郡山市	25	50	75	459	1,285	1,744
76	いわき市	0	44	44	0	786	786
77	福島市	14	56	70	745	2,758	3,503
78	水戸市	13	79	92	358	3,339	3,697
79	宇都宮市	10	113	123	1,005	4,227	5,232
80	前橋市	16	49	65	211	1,274	1,485
81	高崎市	21	33	54	736	1,285	2,021
82	川越市	20	34	54	830	1,390	2,220
83	越谷市	18	81	99	885	1,882	2,767
84	川口市	41	131	172	3,155	3,694	6,849
85	船橋市	27	108	135	3,378	4,932	8,310
86	柏市	22	67	89	1,552	2,587	4,139
87	八王子市	17	90	107	638	991	1,629
88	横須賀市	11	63	74	475	1,850	2,325
89	富山市	41	68	109	1,200	3,994	5,194
90	金沢市	13	110	123	523	3,382	3,905
91	福井市	27	64	91	711	3,439	4,150
92	甲府市	2	37	39	56	1,508	1,564
93	長野市長野市	29	55	84	664	2,062	2,726
94	岐阜市	20	35	55	617	1,929	2,546
95	豊橋市	5	25	30	206	946	1,152
96	豊田市	48	33	81	1,089	1,277	2,366
97	岡崎市	38	18	56	1,662	1,184	2,846
98	大津市	14	64	78	378	2,746	3,124
99	高槻市	14	50	64	873	2,927	3,800
100	東大阪市	12	74	86	777	1,636	2,413
101	豊中市	26	86	112	1,476	2,204	3,680
102	枚方市	17	58	75	1,372	3,067	4,439
103	八尾市	7	49	56	323	2,264	2,587
104	寝屋川市	6	42	48	310	1,838	2,148
105	吹田市	22	50	72	1,187	1,849	3,036
106	姫路市	29	76	105	851	2,794	3,645
107	西宮市	23	61	84	981	2,450	3,431
108	尼崎市	20	93	113	352	2,014	2,366
109	明石市	11	62	73	287	328	615
110	奈良市	25	37	62	504	2,307	2,811
111	和歌山市	7	45	52	62	2,825	2,887
112	鳥取市	25	39	64	1,173	2,268	3,441
113	松江市	16	60	76	673	3,280	3,953
114	倉敷市	13	111	124	732	3,731	4,463
115	福山市	50	65	115	2,539	4,616	7,155
116	呉市	3	31	34	91	1,031	1,122
117	下関市	19	38	57	872	2,902	3,774
118	高松市	23	51	74	1,257	2,410	3,667
119	松山市	21	90	111	1,142	2,445	3,587
120	高知市	13	51	64	163	2,052	2,215
121	久留米市	0	61	61	0	3,076	3,076
122	長崎市	6	121	127	224	6,076	6,300
123	佐世保市	3	79	82	115	3,636	3,751
124	大分市	12	123	135	261	4,385	4,646
125	宮崎市	5	154	159	111	2,940	3,051
126	鹿児島市	11	163	174	605	8,317	8,922
127	那覇市	6	122	128	200	5,567	5,767
	小計②	1,818	9,607	11,425	67,744	331,828	399,572
	合計①+②	7,194	22,269	29,463	255,279	808,900	1,064,179

令和元年度 一時預かり事業の実施状況

No.	都道府県	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		一般型	余裕活用型	合計	一般型	余裕活用型	合計
1	北海道	224	7	231	85,562	640	86,202
2	青森県	122	2	124	29,176	494	29,670
3	岩手県	147	3	150	10,589	46	10,635
4	宮城県	60	4	64	27,949	41	27,990
5	秋田県	94	0	94	8,030	0	8,030
6	山形県	77	4	81	14,997	346	15,343
7	福島県	70	8	78	21,325	335	21,660
8	茨城県	238	8	246	93,662	519	94,181
9	栃木県	134	15	149	33,405	2,085	35,490
10	群馬県	112	1	113	17,032	24	17,056
11	埼玉県	302	30	332	177,510	2,637	180,147
12	千葉県	248	15	263	202,812	684	203,496
13	東京都	633	165	798	637,531	5,549	643,080
14	神奈川県	197	47	244	126,339	3,408	129,747
15	新潟県	169	6	175	42,658	179	42,837
16	富山県	92	0	92	15,082	0	15,082
17	石川県	119	25	144	11,995	732	12,727
18	福井県	95	1	96	13,846	6	13,852
19	山梨県	29	0	29	10,808	0	10,808
20	長野県	157	3	160	53,643	253	53,896
21	岐阜県	145	7	152	54,517	512	55,029
22	静岡県	163	34	197	59,328	2,031	61,359
23	愛知県	210	13	223	171,359	952	172,311
24	三重県	92	4	96	40,743	57	40,800
25	滋賀県	79	2	81	26,825	27	26,852
26	京都府	110	0	110	44,664	0	44,664
27	大阪府	170	3	173	76,668	270	76,938
28	兵庫県	249	21	270	85,660	2,201	87,861
29	奈良県	72	1	73	38,011	1	38,012
30	和歌山県	31	6	37	4,608	378	4,986
31	鳥取県	52	0	52	5,519	0	5,519
32	島根県	59	0	59	13,505	0	13,505
33	岡山県	87	0	87	47,297	0	47,297
34	広島県	112	10	122	33,849	1,511	35,360
35	山口県	146	5	151	29,984	273	30,257
36	徳島県	46	5	51	45,857	215	46,072
37	香川県	30	0	30	16,071	0	16,071
38	愛媛県	55	8	63	37,921	2,373	40,294
39	高知県	19	6	25	8,346	252	8,598
40	福岡県	167	5	172	50,364	251	50,615
41	佐賀県	74	7	81	12,658	481	13,139
42	長崎県	72	1	73	25,912	23	25,935
43	熊本県	99	5	104	16,317	86	16,403
44	大分県	111	0	111	17,640	0	17,640
45	宮崎県	96	0	96	16,226	0	16,226
46	鹿児島県	128	3	131	45,572	441	46,013
47	沖縄県	43	2	45	16,683	157	16,840
	小計①	6,036	492	6,528	2,676,055	30,470	2,706,525

No.	指定都市 中核市	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		一般型	余裕活用型	合計	一般型	余裕活用型	合計
48	札幌市	179	0	179	59,473	0	59,473
49	仙台市	78	30	108	67,256	2,940	70,196
50	さいたま市	72	0	72	29,556	0	29,556
51	千葉市	47	8	55	43,304	1,689	44,993
52	横浜市	461	6	467	258,763	41	258,804
53	川崎市	107	0	107	131,452	0	131,452
54	相模原市	83	24	107	23,892	249	24,141
55	新潟市	49	0	49	19,402	0	19,402
56	静岡市	97	0	97	34,459	0	34,459
57	浜松市	62	0	62	13,548	0	13,548
58	名古屋市長	158	0	158	58,955	0	58,955
59	京都市	75	0	75	44,193	0	44,193
60	大阪市	71	0	71	66,682	0	66,682
61	堺市	98	0	98	13,780	0	13,780
62	神戸市	200	61	261	55,231	5,029	60,260
63	岡山市	71	0	71	46,462	0	46,462
64	広島市	93	0	93	19,296	0	19,296
65	北九州市	84	0	84	19,477	0	19,477
66	福岡市長	43	10	53	24,198	454	24,652
67	熊本市	23	0	23	11,858	0	11,858
68	旭川市	13	0	13	21,062	0	21,062
69	函館市	30	0	30	8,912	0	8,912
70	青森市長	57	0	57	8,036	0	8,036
71	八戸市長	35	0	35	7,614	0	7,614
72	盛岡市長	15	0	15	2,399	0	2,399
73	秋田市	54	5	59	5,161	1,283	6,444
74	山形市長	38	1	39	12,009	17	12,026
75	郡山市	12	0	12	14,579	0	14,579
76	いわき市長	16	0	16	6,241	0	6,241
77	福島市長	29	0	29	12,918	0	12,918
78	水戸市長	15	0	15	6,548	0	6,548
79	宇都宮市長	32	0	32	38,582	0	38,582
80	前橋市長	30	0	30	9,849	0	9,849
81	高崎市長	15	0	15	6,452	0	6,452
82	川越市長	23	0	23	8,936	0	8,936
83	越谷市長	16	0	16	15,839	0	15,839
84	川口市	15	0	15	7,309	0	7,309
85	船橋市長	26	0	26	28,953	0	28,953
86	柏市長	24	1	25	11,374	810	12,184
87	八王子市長	23	0	23	12,202	0	12,202
88	横須賀市長	8	0	8	5,812	0	5,812
89	富山市	56	0	56	8,309	0	8,309
90	金沢市長	100	0	100	11,920	0	11,920
91	福井市長	52	5	57	8,526	188	8,714
92	甲府市長	9	0	9	4,249	0	4,249
93	長野市長	12	0	12	13,805	0	13,805
94	岐阜市長	26	0	26	11,187	0	11,187
95	豊橋市長	5	0	5	3,113	0	3,113
96	豊田市長	47	0	47	511	0	511
97	岡崎市	21	0	21	7,993	0	7,993
98	大津市長	24	4	28	16,059	208	16,267
99	高槻市長	19	0	19	19,659	0	19,659
100	東大阪市長	40	1	41	14,087	46	14,133
101	豊中市	61	0	61	35,805	0	35,805
102	枚方市長	13	0	13	21,427	0	21,427
103	八尾市長	16	0	16	6,897	0	6,897
104	寝屋川市長	8	0	8	5,388	0	5,388
105	吹田市長	15	0	15	9,350	0	9,350
106	姫路市長	49	0	49	5,494	0	5,494
107	西宮市長	22	0	22	15,773	0	15,773
108	尼崎市長	40	0	40	17,779	0	17,779
109	明石市長	22	0	22	8,587	0	8,587
110	奈良市長	14	0	14	10,946	0	10,946
111	和歌山市長	11	0	11	4,665	0	4,665
112	鳥取市長	10	0	10	3,807	0	3,807
113	松江市	23	0	23	21,188	0	21,188
114	倉敷市長	21	0	21	27,225	0	27,225
115	福山市	68	0	68	28,701	0	28,701
116	呉市長	14	0	14	9,017	0	9,017
117	下関市長	10	17	27	4,313	778	5,091
118	高松市長	19	6	25	11,996	367	12,363
119	松山市	51	13	64	65,059	880	65,939
120	高知市長	8	7	15	9,271	373	9,644
121	久留米市長	15	0	15	11,563	0	11,563
122	長崎市長	27	0	27	2,476	0	2,476
123	佐世保市長	6	0	6	1,093	0	1,093
124	大分市長	20	0	20	13,259	0	13,259
125	宮崎市長	95	0	95	13,764	0	13,764
126	鹿児島市長	91	0	91	62,682	0	62,682
127	那覇市長	16	0	16	8,176	0	8,176
	小計②	3,853	199	4,052	1,847,143	15,352	1,862,495
	合計①+②	9,889	691	10,580	4,523,198	45,822	4,569,020

令和元年度 病児保育事業の実施状況

No.	都道府県	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
1	北海道	13	37	50	1,985	7,250	9,235
2	青森県	3	18	21	174	5,386	5,560
3	岩手県	11	52	63	1,863	10,084	11,947
4	宮城県	4	17	21	2,095	4,804	6,899
5	秋田県	6	39	45	805	9,050	9,855
6	山形県	13	49	62	1,055	10,101	11,156
7	福島県	3	9	12	247	1,512	1,759
8	茨城県	4	122	126	501	23,500	24,001
9	栃木県	6	69	75	584	12,204	12,788
10	群馬県	3	50	53	107	11,569	11,676
11	埼玉県	6	71	77	737	16,558	17,295
12	千葉県	37	97	134	12,395	20,685	33,080
13	東京都	10	225	235	2,564	86,145	88,709
14	神奈川県	4	21	25	681	5,718	6,399
15	新潟県	17	23	40	3,764	9,482	13,246
16	富山県	17	80	97	3,017	17,220	20,237
17	石川県	25	74	99	4,099	14,827	18,926
18	福井県	11	27	38	1,171	6,044	7,215
19	山梨県	8	15	23	1,422	3,367	4,789
20	長野県	14	24	38	6,745	8,455	15,200
21	岐阜県	7	22	29	848	5,512	6,360
22	静岡県	12	64	76	1,475	11,917	13,392
23	愛知県	12	38	50	1,407	9,235	10,642
24	三重県	6	10	16	2,407	4,256	6,663
25	滋賀県	24	24	48	6,084	7,695	13,779
26	京都府	15	39	54	2,752	11,746	14,498
27	大阪府	58	158	216	9,309	54,670	63,979
28	兵庫県	18	51	69	2,739	19,784	22,523
29	奈良県	8	32	40	4,217	12,634	16,851
30	和歌山県	6	9	15	1,591	3,278	4,869
31	鳥取県	6	7	13	59	3,911	3,970
32	島根県	11	17	28	1,409	3,288	4,697
33	岡山県	6	30	36	284	4,296	4,580
34	広島県	9	24	33	1,425	7,707	9,132
35	山口県	1	24	25	107	21,900	22,007
36	徳島県	0	29	29	0	12,683	12,683
37	香川県	3	10	13	1,971	4,307	6,278
38	愛媛県	4	17	21	1,204	6,633	7,837
39	高知県	8	8	16	1,452	1,102	2,554
40	福岡県	7	34	41	1,383	13,590	14,973
41	佐賀県	3	15	18	130	3,419	3,549
42	長崎県	0	31	31	0	6,883	6,883
43	熊本県	6	28	34	1,753	7,603	9,356
44	大分県	7	18	25	1,380	8,661	10,041
45	宮崎県	1	18	19	162	5,041	5,203
46	鹿児島県	1	32	33	339	7,602	7,941
47	沖縄県	0	23	23	0	7,901	7,901
小計①		454	1,931	2,385	91,898	551,215	643,113

No.	指定都市 中核市	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
48	札幌市	0	6	6	0	2,218	2,218
49	仙台市	0	6	6	0	2,155	2,155
50	さいたま市	0	10	10	0	3,142	3,142
51	千葉市	0	9	9	0	6,678	6,678
52	横浜市	0	28	28	0	16,157	16,157
53	川崎市	0	7	7	0	7,115	7,115
54	相模原市	0	3	3	0	992	992
55	新潟市	1	11	12	1,362	9,308	10,670
56	静岡市	2	0	2	583	0	583
57	浜松市	0	6	6	0	2,578	2,578
58	名古屋市	0	22	22	0	17,094	17,094
59	京都市	0	8	8	0	4,131	4,131
60	大阪市	9	26	35	1,274	12,451	13,725
61	堺市	0	4	4	0	1,775	1,775
62	神戸市	0	25	25	0	16,102	16,102
63	岡山市	0	6	6	0	6,074	6,074
64	広島市	0	14	14	0	14,148	14,148
65	北九州市	0	12	12	0	9,029	9,029
66	福岡市	0	21	21	0	29,634	29,634
67	熊本市	0	8	8	0	5,336	5,336
68	旭川市	1	2	3	115	430	545
69	函館市	0	1	1	0	353	353
70	青森市	0	3	3	0	607	607
71	八戸市	0	5	5	0	2,280	2,280
72	盛岡市	0	9	9	0	4,066	4,066
73	秋田市	0	11	11	0	2,382	2,382
74	山形市	3	4	7	562	502	1,064
75	郡山市	0	4	4	0	3,193	3,193
76	いわき市	0	4	4	0	1,893	1,893
77	福島市	0	11	11	0	1,886	1,886
78	水戸市	1	7	8	0	553	553
79	宇都宮市	0	6	6	0	3,165	3,165
80	前橋市	0	31	31	0	9,248	9,248
81	高崎市	1	16	17	99	6,077	6,176
82	川越市	0	4	4	0	965	965
83	越谷市	0	1	1	0	305	305
84	川口市	0	2	2	0	739	739
85	船橋市	27	19	46	5,769	3,373	9,142
86	柏市	0	20	20	0	5,801	5,801
87	八王子市	0	4	4	0	1,661	1,661
88	横須賀市	1	0	1	182	0	182
89	富山市	5	50	55	1,355	12,482	13,837
90	金沢市	1	12	13	443	8,434	8,877
91	福井市	0	6	6	0	5,278	5,278
92	甲府市	1	18	19	232	8,088	8,320
93	長野市	0	3	3	0	41	41
94	岐阜市	0	5	5	0	6,669	6,669
95	豊橋市	2	1	3	209	343	552
96	豊田市	0	2	2	0	1,110	1,110
97	岡崎市	1	2	3	2	90	92
98	大津市	13	9	22	2,443	2,260	4,703
99	高槻市	12	27	39	988	8,163	9,151
100	東大阪市	0	2	2	0	2,164	2,164
101	豊中市	22	58	80	4,285	20,381	24,666
102	枚方市	12	24	36	2,058	8,353	10,411
103	八尾市	7	23	30	1,699	4,900	6,599
104	寝屋川市	0	18	18	0	6,027	6,027
105	吹田市	15	30	45	3,279	12,504	15,783
106	姫路市	0	4	4	0	1,164	1,164
107	西宮市	0	5	5	0	1,901	1,901
108	尼崎市	1	3	4	99	2,423	2,522
109	明石市	0	2	2	0	840	840
110	奈良市	0	5	5	0	1,431	1,431
111	和歌山市	1	2	3	0	1,196	1,196
112	鳥取市	3	2	5	299	2,667	2,966
113	松江市	1	4	5	275	4,857	5,132
114	倉敷市	0	4	4	0	4,667	4,667
115	福山市	1	3	4	326	1,251	1,577
116	呉市	0	2	2	0	1,976	1,976
117	下関市	3	6	9	505	3,716	4,221
118	高松市	0	8	8	0	8,186	8,186
119	松山市	0	4	4	0	5,527	5,527
120	高知市	25	38	63	2,919	7,185	10,104
121	久留米市	0	5	5	0	3,283	3,283
122	長崎市	0	6	6	0	5,763	5,763
123	佐世保市	0	4	4	0	2,758	2,758
124	大分市	0	6	6	0	8,154	8,154
125	宮崎市	0	6	6	0	3,420	3,420
126	鹿児島市	0	9	9	0	9,419	9,419
127	那覇市	0	3	3	0	3,054	3,054
小計②		172	817	989	31,362	407,721	439,083
合計①+②		626	2,748	3,374	123,260	958,936	1,082,196

※実施か所数については「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型(訪問型)」の合計  
 ※年間延べ利用人数については「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

令和元年度 障害児保育の実施状況

No.	都道府県	障害児受入施設数 (か所)			実障害児数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
1	北海道	151	172	323	556	775	1,331
2	青森県	3	111	114	10	242	252
3	岩手県	62	96	158	158	214	372
4	宮城県	62	62	124	227	111	338
5	秋田県	40	83	123	176	293	469
6	山形県	43	94	137	260	405	665
7	福島県	47	57	104	173	432	605
8	茨城県	104	194	298	526	494	1,020
9	栃木県	101	129	230	430	313	743
10	群馬県	27	135	162	215	456	671
11	埼玉県	242	281	523	983	615	1,598
12	千葉県	185	225	410	969	590	1,559
13	東京都	726	1,385	2,111	2,799	3,355	6,154
14	神奈川県	50	193	243	161	442	603
15	新潟県	222	137	359	1,164	567	1,731
16	富山県	79	59	138	182	133	315
17	石川県	81	87	168	288	236	524
18	福井県	80	76	156	370	431	801
19	山梨県	48	34	82	144	75	219
20	長野県	315	78	393	1,877	233	2,110
21	岐阜県	160	110	270	811	544	1,355
22	静岡県	94	144	238	457	534	991
23	愛知県	467	129	596	2,757	682	3,439
24	三重県	176	118	294	1,075	335	1,410
25	滋賀県	96	123	219	938	679	1,617
26	京都府	95	104	199	799	480	1,279
27	大阪府	113	284	397	1,070	1,779	2,849
28	兵庫県	124	216	340	626	851	1,477
29	奈良県	68	62	130	761	319	1,080
30	和歌山県	65	28	93	601	182	783
31	鳥取県	68	32	100	236	80	316
32	島根県	26	89	115	69	209	278
33	岡山県	86	59	145	415	309	724
34	広島県	110	80	190	551	293	844
35	山口県	65	122	187	285	500	785
36	徳島県	69	60	129	403	243	646
37	香川県	56	33	89	658	156	814
38	愛媛県	111	59	170	433	237	670
39	高知県	79	33	112	243	104	347
40	福岡県	63	243	306	302	944	1,246
41	佐賀県	22	145	167	75	421	496
42	長崎県	12	116	128	45	303	348
43	熊本県	39	239	278	82	658	740
44	大分県	15	89	104	100	343	443
45	宮崎県	24	93	117	67	261	328
46	鹿児島県	12	155	167	61	379	440
47	沖縄県	50	270	320	204	771	975
	小計①	5,033	6,923	11,956	25,792	23,008	48,800

No.	指定都市 中核市	障害児受入施設数 (か所)			実障害児数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
48	札幌市	15	153	168	59	298	357
49	仙台市	37	133	170	243	378	621
50	さいたま市	61	71	132	237	157	394
51	千葉市	57	84	141	286	194	480
52	横浜市	70	473	543	312	1,025	1,337
53	川崎市	21	158	179	177	258	435
54	相模原市	24	82	106	184	382	566
55	新潟市	86	104	190	984	276	1,260
56	静岡市	52	60	112	362	164	526
57	浜松市	20	96	116	230	817	1,047
58	名古屋市	101	282	383	728	1,111	1,839
59	京都市	15	221	236	293	1,418	1,711
60	大阪市	89	304	393	466	986	1,452
61	堺市	17	78	95	108	222	330
62	神戸市	57	162	219	328	408	736
63	岡山市	52	71	123	477	458	935
64	広島市	77	63	140	223	135	358
65	北九州市	22	101	123	109	265	374
66	福岡市	7	197	204	41	611	652
67	熊本市	19	79	98	129	262	391
68	旭川市	3	35	38	17	124	141
69	函館市	0	7	7	0	16	16
70	青森市	0	20	20	0	62	62
71	八戸市	0	10	10	0	27	27
72	盛岡市	8	33	41	12	64	76
73	秋田市	5	38	43	22	62	84
74	山形市	6	15	21	8	18	26
75	郡山市	17	12	29	23	22	45
76	いわき市	31	19	50	178	37	215
77	福島市	11	18	29	31	32	63
78	水戸市	9	15	24	40	19	59
79	宇都宮市	10	45	55	63	86	149
80	前橋市	13	27	40	27	38	65
81	高崎市	12	44	56	28	189	217
82	川越市	20	9	29	94	15	109
83	越谷市	18	6	24	116	9	125
84	川口市	41	40	81	255	101	356
85	船橋市	27	35	62	117	73	190
86	柏市	22	38	60	195	121	316
87	八王子市	16	71	87	68	400	468
88	横須賀市	10	16	26	60	16	76
89	富山市	38	46	84	147	149	296
90	金沢市	4	23	27	4	46	50
91	福井市	22	43	65	97	109	206
92	甲府市	4	16	20	11	42	53
93	長野市	25	28	53	81	53	134
94	岐阜市	18	22	40	54	82	136
95	豊橋市	4	41	45	48	278	326
96	豊田市	51	24	75	639	206	845
97	岡崎市	38	17	55	266	97	363
98	大津市	13	61	74	127	276	403
99	高槻市	14	29	43	54	81	135
100	東大阪市	12	66	78	122	405	527
101	豊中市	26	32	58	154	77	231
102	枚方市	11	43	54	72	163	235
103	八尾市	7	33	40	46	174	220
104	寝屋川市	6	30	36	38	77	115
105	吹田市	15	32	47	80	74	154
106	姫路市	22	62	84	54	436	490
107	西宮市	23	47	70	103	122	225
108	尼崎市	19	46	65	63	125	188
109	明石市	11	42	53	73	299	372
110	奈良市	20	22	42	77	64	141
111	和歌山市	18	45	63	215	634	849
112	鳥取市	17	19	36	45	42	87
113	松江市	10	32	42	19	59	78
114	倉敷市	19	68	87	188	463	651
115	福山市	50	67	117	202	167	369
116	呉市	10	28	38	46	68	114
117	下関市	19	25	44	157	152	309
118	高松市	34	31	65	156	203	359
119	松山市	15	23	38	124	77	201
120	高知市	19	49	68	73	110	183
121	久留米市	9	50	59	70	181	251
122	長崎市	6	70	76	49	236	285
123	佐世保市	3	22	25	6	40	46
124	大分市	12	34	46	30	63	93
125	宮崎市	5	68	73	59	177	236
126	鹿児島市	8	58	66	54	96	150
127	那覇市	23	95	118	86	258	344
	小計②	1,858	5,114	6,972	11,319	17,817	29,136
	合計(①+②)	6,891	12,037	18,928	37,111	40,825	77,936

令和元年度 保育所等における医療的ケア児の受入状況

No.	都道府県	医療的ケア児受入施設数(か所)			実医療的ケア児数(人)			医療的ケアを行う看護師数(人)			医療的ケアを行う保育士数(人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計	公営	民営	合計	公営	民営	合計
1	北海道	5	4	9	5	5	10	3	3	6	5	2	7
2	青森県	0	6	6	0	7	7	0	5	5	0	4	4
3	岩手県	2	3	5	2	4	6	1	4	5	2	1	3
4	宮城県	1	2	3	1	2	3	0	2	2	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
7	福島県	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
8	茨城県	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	1	1	2	1	1	2	1	2	3	1	1	2
10	群馬県	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0
11	埼玉県	9	1	10	10	1	11	15	1	16	14	0	14
12	千葉県	13	8	21	17	8	25	18	5	23	4	1	5
13	東京都	33	13	46	39	13	52	48	11	59	19	4	23
14	神奈川県	1	2	3	1	2	3	0	2	2	0	3	3
15	新潟県	5	0	5	7	0	7	6	0	6	2	0	2
16	富山県	2	1	3	2	1	3	1	1	2	0	1	1
17	石川県	2	3	5	2	3	5	2	3	5	0	2	2
18	福井県	5	2	7	5	3	8	4	2	6	0	1	1
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	13	1	14	13	2	15	16	2	18	1	0	1
21	岐阜県	3	1	4	3	1	4	3	0	3	1	1	2
22	静岡県	2	1	3	4	1	5	1	1	2	0	0	0
23	愛知県	7	1	8	8	1	9	6	1	7	0	0	0
24	三重県	5	1	6	5	1	6	6	1	7	0	0	0
25	滋賀県	12	5	17	18	5	23	14	4	18	0	1	1
26	京都府	3	3	6	3	3	6	4	3	7	2	3	5
27	大阪府	13	1	14	18	1	19	22	2	24	1	0	1
28	兵庫県	4	4	8	4	5	9	6	7	13	0	1	1
29	奈良県	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	0	0
30	和歌山県	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	0	0
31	鳥取県	2	1	3	5	1	6	3	1	4	0	0	0
32	島根県	3	2	5	3	3	6	3	2	5	1	2	3
33	岡山県	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1
34	広島県	2	1	3	2	1	3	2	0	2	0	2	2
35	山口県	1	0	1	2	0	2	1	0	1	0	0	0
36	徳島県	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	1	1	2	1	1	2	1	0	1	0	3	3
39	高知県	4	0	4	4	0	4	4	0	4	0	0	0
40	福岡県	2	0	2	2	0	2	2	0	2	1	0	1
41	佐賀県	1	3	4	1	3	4	1	1	2	0	0	0
42	長崎県	1	3	4	1	3	4	2	3	5	0	0	0
43	熊本県	3	5	8	4	5	9	4	6	10	3	1	4
44	大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2
47	沖縄県	1	2	3	1	2	3	1	2	3	0	0	0
	小計①	171	86	257	203	93	296	207	81	288	58	36	94

No.	指定都市 中核市	医療的ケア児受入施設数(か所)			実医療的ケア児数(人)			医療的ケアを行う看護師数(人)			医療的ケアを行う保育士数(人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計	公営	民営	合計	公営	民営	合計
48	札幌市	1	2	3	1	2	3	1	1	2	0	0	0
49	仙台市	2	1	3	2	1	3	2	1	3	0	0	0
50	さいたま市	4	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	2	4	6	4	5	9	2	5	7	0	0	0
52	横浜市	0	2	2	0	3	3	0	5	5	0	0	0
53	川崎市	7	0	7	6	0	6	7	0	7	0	0	0
54	相模原市	2	4	6	3	4	7	6	8	14	0	0	0
55	新潟市	6	4	10	6	4	10	6	3	9	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	0	4	4	0	5	5	0	5	5	0	0	0
58	名古屋市	2	10	12	2	11	13	2	7	9	0	0	0
59	京都市	3	9	12	4	16	20	3	13	16	0	11	11
60	大阪市	3	4	7	3	4	7	3	4	7	0	0	0
61	堺市	5	3	8	6	11	17	12	5	17	0	2	2
62	神戸市	1	4	5	1	10	11	2	11	13	0	0	0
63	岡山市	5	1	6	5	1	6	0	1	1	0	0	0
64	広島市	5	0	5	5	0	5	5	0	5	0	0	0
65	北九州市	1	0	1	3	0	3	2	0	2	0	0	0
66	福岡市	3	5	8	7	5	12	13	2	15	0	0	0
67	熊本市	3	1	4	3	1	4	3	1	4	0	1	1
68	旭川市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
69	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	青森市	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0	1	1
71	八戸市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	3	3
72	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	秋田市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
74	山形市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
75	郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76	いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	宇都宮市	1	3	4	1	3	4	1	3	4	0	0	0
80	前橋市	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
81	高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82	川越市	1	0	1	1	0	1	2	0	2	1	0	1
83	越谷市	2	1	3	2	1	3	2	1	3	0	0	0
84	川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85	船橋市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
86	柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
87	八王子市	2	1	3	2	9	11	2	2	4	0	0	0
88	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
89	富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90	金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
91	福井市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
92	甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
93	長野市	3	0	3	3	0	3	10	0	10	0	0	0
94	岐阜市	2	0	2	2	0	2	3	0	3	5	0	5
95	豊橋市	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
96	豊田市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
97	岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
98	大津市	5	2	7	12	3	15	10	2	12	0	0	0
99	高槻市	3	1	4	3	1	4	3	1	4	0	0	0
100	東大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
101	豊中市	5	0	5	7	0	7	10	0	10	0	0	0
102	枚方市	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0	0	0
103	八尾市	3	0	3	4	0	4	7	0	7	0	0	0
104	寝屋川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105	吹田市	2	0	2	2	0	2	2	0	2	1	0	1
106	姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107	西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
108	尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
109	明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110	奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
111	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
112	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
113	松江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
114	倉敷市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
115	福山市	3	2	5	3	2	5	0	0	0	0	0	0
116	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117	下関市	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
118	高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
119	松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120	高知市	2	1	3	3	1	4	0	0	0	0	0	0
121	久留米市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
122	長崎市	1	3	4	2	3	5	1	4	5	1	1	2
123	佐世保市	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0
124	大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
126	鹿児島市	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
127	那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	98	83	181	120	117	237	125	93	218	8	21	29
	合計(①+②)	269	169	438	323	210	533	332	174	506	66	57	123

# 延長保育事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,673億円の内数

## 1. 事業概要

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。

### (1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

### (2) 訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等（7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合）【標準時間】>



## 2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和3年度補助基準額（案）>

※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

### ① 保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長：18,800円  
2時間延長：37,600円  
3時間延長：56,400円

### ② 保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長：300,000円  
1時間延長：1,665,000円（1,893,000円）  
2～3時間延長：2,617,000円（2,845,000円）  
4～5時間延長：5,491,000円（5,605,000円）  
6時間以上延長：6,465,000円

## 3. 事業実績

<実施か所数>

平成29年度：26,936か所（公立7,361か所、私立19,575か所）

平成30年度：28,476か所（公立7,375か所、私立21,101か所）

令和元年度：29,463か所（公立7,194か所、私立22,269か所）

<年間実利用児童数>

平成29年度：1,062,214人（公立276,477人、私立785,737人）

平成30年度：1,069,291人（公立264,816人、私立804,475人）

令和元年度：1,064,179人（公立255,279人、私立808,900人）

※ 厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

## 一時預かり事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,673億円の内数

### 1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和3年度補助基準額（案）（一般型基本分）：1か所あたり年額 **2,676千円～47,880千円**

#### <事業類型>

##### (1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所以で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

##### (2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

##### (3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

##### (4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

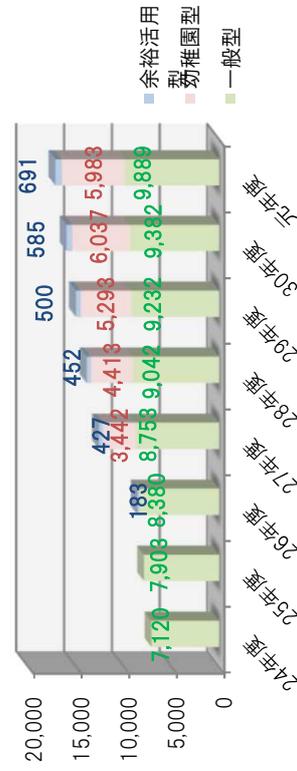
幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

##### (5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

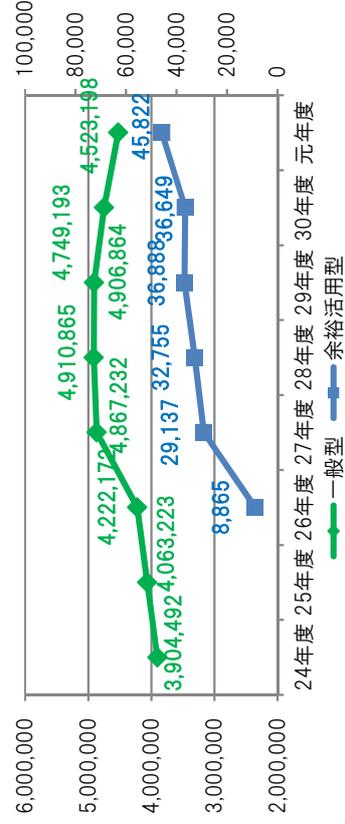
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

### 2. 事業実績

#### <実施か所数>



#### <延べ利用児童数>



# 医療的ケア児保育支援モデル事業とりまとめ

## <保育所等における医療的ケア児の受入体制整備に向けた取組状況(平成29～令和2年度)>

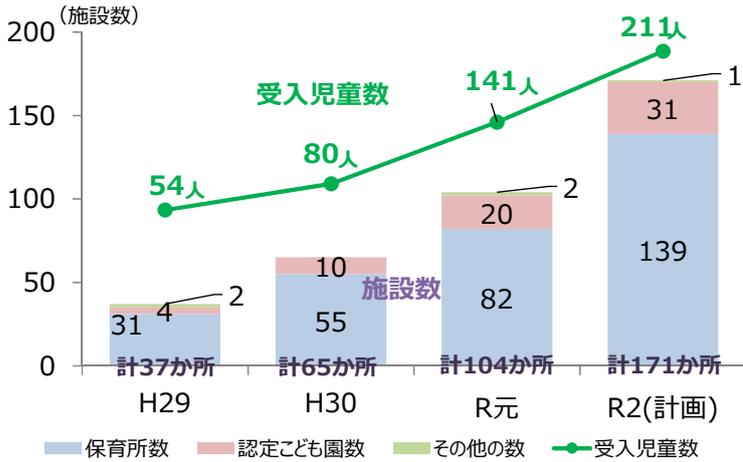
(事業概要)

(保育対策等総合支援費補助金、医療的ケア児保育支援モデル事業：平成29年度～令和2年度)

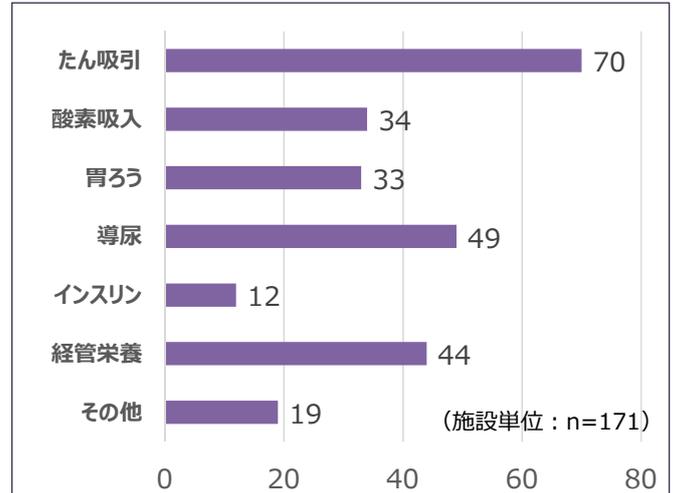
- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、モデル事業として平成29年度から令和2年度まで実施。
- 自治体は計画を策定し、その計画を外部有識者による検討委員会が評価。評価結果を踏まえ国が採択し、事業実施。
- 医療的ケアを実施する**看護師や喀痰吸引等研修を修了した保育士等を配置**するための経費のほか、**喀痰吸引等研修を受講するための経費**、管内保育所等への医療的ケアに関する支援・助言を行うため、**医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置するための経費**、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関する**ガイドライン策定の経費**（令和元年度予算で創設）、市区町村等において受入れの判断をするための**検討会の設置経費**（令和2年度予算で創設）等を補助。

### 1. モデル事業実施自治体数・施設数・受入児童数

	H29	H30	R元	R2(計画)
自治体数	22	37	69	109



### 2. 実施している主なケア内容 (R2年度計画)



※自治体の計画書に記載のある主なケア内容を集計（複数選択）

※1自治体で複数の児童を受け入れている場合も集計上は1カウント。 1

### 3. 自治体における取組状況

(単位：自治体数)

	ケア職員の職種		研修受講補助	研修代替職員補助	補助者配置補助	検討会設置等補助	保育支援者配置補助	ガイドライン策定補助	訪問看護ステーションの活用	自治体計
	看護師	保育士								
R元(実績)	69	11	7	1	31		13	3	22	69
R2(計画)	109	23	19	3	40	13	17	7	37	109

※自治体数は実績報告書（計画書）の記載内容を集計

### 4. 自治体における取組事例①

#### 人材確保

- 認定こども園に配置する看護師について、人事部局と協議のもと、**正規職員と同等待遇の任期付職員として募集**
- 事業委託先の訪問看護ステーションにおいて、研修実施及び**研修後のフォローアップ(座学・実技)を委託項目に含め**、研修体制を整備
- **園の看護師が不在の際には、市の看護師が代行**で医療的ケアを実施

#### 保育環境の工夫

- 統合保育の参考とするため、**実年齢クラスと入園予定の1歳上のクラスにて体験保育**を実施
- 他の子どもとの**統合保育を前提**として、専用スペースを確保し、状態や発達に即した保育も可能とするため、**専用スペースを確保**

#### 緊急時の対応

- 受け入れる医療的ケア児を想定とした**緊急時対応訓練**を実施
- 保護者からかかりつけ病院や主治医等の情報を聴取し、**緊急連絡先を記載したカード**を作成

#### 連携

- **関係機関会議を立ち上げ**、保護者・主治医・消防署・施設等の中で緊密な連携体制を構築
- **児童の入院中の治療に携わっていた医師と連携**をとり、専門的な判断を仰ぎたい場合には、まず当該医療機関に受診するルートを構築

#### その他

- 私立保育施設等に対して、**医療的ケア児の受入れに関するアンケート**を実施
- 他の家庭への理解を求めため、医療的ケア児入所に当たり**事前に園だよりに掲載し、周知**

#### 4. 自治体における取組事例②

##### 自治体における事業の展開

- 市内の**受入施設を順次拡大**、施設での**受入児童数を順次拡大**（A市、B市）
- 受入れの初年度時点ではガイドライン未策定であったため、他自治体の取組を参考としつつ、その後市としてガイドラインを策定

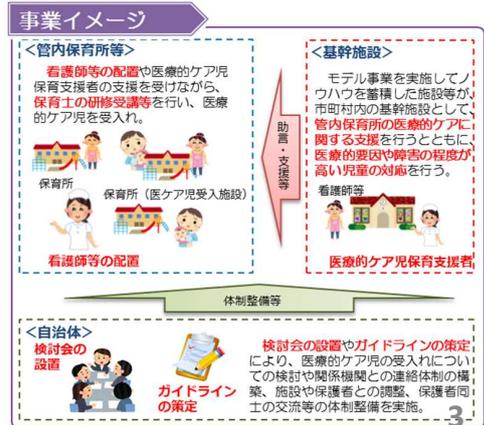
	H30	R元	R2(計画)
A市	1施設	3施設	4施設
	H30	R元	R2(計画)
B市C園	4人	7人	8人

#### 5. 令和3年度予算(案)での対応

（医療的ケア児保育支援モデル事業評価検討委員会における主な意見）

- 医療的ケア児を受け入れる保育所だけでなく、検討会設置や関係機関との連携など、**市としての支援体制の構築**が必要
- 医療的ケア児の**地域生活を支える視点**を持って、**就学やその後を見据えた「保育」の提供**が必要

- 令和3年度予算(案)では、本事業を**一般事業化し、国による採択によらず実施可能**とするほか、**ケアを行う職員の配置を施設単位で補助**する等の充実を実施している。
- 事業実施に当たっては、特に**以下の点に留意**しつつ、引き続き医療的ケア児の受入体制整備に取り組んでいただきたい。
  - ①ケアを行う職員の配置だけでなく、**研修受講支援や検討会設置等**のその他取組を**複合的に実施**するよう努めること
  - ②受入れに当たっては、医療機関等と連携し、**集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を策定**するよう、適切な保育の実施につなげること



## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の対応

### 1 これまでの経緯

①社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第21号)附則で、

「平成29年度までに総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七条七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

とされていた。

②平成29年12月に開催された社会保障審議会福祉部会において、「平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取り組みが行われていることを踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得る。」こととされた。

### 2 令和2年度の検討(社会保障審議会福祉部会取りまとめ(令和3年1月25日))

令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において見直しについて検討の結果、以下のとおり取りまとめられた。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールファイティングの観点から、平成18年に高齡者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、平成27年2月12日の本福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。

今般、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取り組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールファイティングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

令和3年1月25日  
社会保障審議会福祉部会

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットイングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、平成27年2月12日の本福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。

今般、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットイングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。

以上

# 【概要】保育の現場・職業の魅力向上検討会 報告書

令和2年9月30日公表

## 1. 基本的な考え方

- **保育士の仕事は魅力であふれている。**
  - ・子どもの育ちに関する高度な専門知識を備えた専門職
  - ・多くの子どもを見守りながら育み続けることができる仕事
  - ・子どもの成長の喜びを保護者と分かち合える等
- 保育の質の中枢を担う保育士の確保や専門性の向上させたいためには、主に、以下の方策の推進が必要。
  - ① **保育士の職業の魅力を広げ地域や社会に発信するとともに、養成段階の取組を充実させること**
  - ② **保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、技能・経験・役割に応じた処遇として、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備していくこと**
  - ③ **保育士資格を有する者と保育所とのマッチングを図るため、保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築すること**
- 本報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取組を進めていくことが期待される。

## 2. 具体的な方策

### ① 保育士の職業の魅力発信・養成の充実

保育士の職業の魅力や専門性を地域や保護者等に発信するとともに、養成段階の取組を充実させる。

(具体的な取組)

- **保育所を「開く」、保育参加を呼びかける**
  - ・保護者や地域の住民等に保育所を積極的に開く(職場体験・ボランティア等)
  - ・保護者に保育参加を呼びかけ、保育現場の日常、子育ての楽しさ、奥深さを知ってもらう
- **関係機関の連携による保育の魅力発信**
  - ・保育の魅力を発信する基盤の構築の検討
  - ・HPやSNS、漫画等を活用し、国、養成校、保育団体等が連携して、魅力を発信
- **養成校における教育の充実と質の向上**
  - ・養成校と保育所双方の実習担当者の共通研修等を実施
  - ・保育現場との協働により、教育の質の向上
  - ・卒業生の横のつながりの強化・保育士のコミュニケーション作りをサポート

### ② 生涯働ける魅力ある職場づくり

働き方改革と業務効率化・業務改善を両輪として行い、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりや、やりがいに見合った職場づくりを推進する。

(具体的な取組)

- **保育所における働き方改革の推進**
  - ・産休・育休後のキャリアパスの明確化や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備、技能・経験・役割に応じた処遇となるよう、労務管理の専門家による支援や働き方に関する研修会の開催等による支援
  - ・財源確保と併せて、引き続き処遇改善の検討
- **ICT等による業務効率化と業務改善の推進**
  - ・作成書類の在り方を踏まえたICT化、保育補助者等の活用のガイドラインの策定、研修による普及
  - ・ICT等の活用に係る研究の推進
- **ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等**
  - ・ノンコンタクトタイムを確保し、保育の振り返り等を行う
  - ・オンライン研修の推進、公開保育等の推進
  - ・保育士が外部人材に相談しやすい環境整備
  - ・シニア人材の活用の推進

### ③ 保育士資格保有者と保育所のマッチング

保育士・保育所支援センター(保・保センター)が関係団体等と連携して、ネットワークを構築し、機能強化を図る。

(具体的な取組)

- **保・保センターの機能強化**
  - ・ハローワーク、養成校や保育団体とのネットワークの構築
  - ・学生等の資格取得支援や現役保育士の就業継続支援の実施
  - ・センターの好事例の収集、周知
- **保・保センターへの登録の推進**
  - ・センターの認知度向上
  - ・離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の検討
- **その他**
  - ・保育士試験合格者に対する実習の推進
  - ・民間職業紹介事業者に対する規制や取組について、保育所関係者へ周知

## 保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

### 新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
  - ・ 学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- 保育士の資格取得を支援
  - ・ 保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3予算案】

### 就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
  - ・ 保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
  - ・ 都道府県等で実施されている研修のオンライン化【R2補正】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
  - ・ 補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&補助基準額の引き上げ（1施設1名分（233.3万円）→(311.1万円)等）【R3予算案】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
  - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月145千円等【R2予算～】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
  - ※直近2力年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から9年以内【R3予算案】
  - ※令和2年度に事業の対象だった者は令和2年度の年数を適用【R3予算案】
- 保育士の働き方改革への支援
  - ・ 労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算案】
  - ・ 保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算案】

### 離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
  - ・ マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
  - ・ 保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算案】
- 潜在保育士再就職支援事業
  - ・ 長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額10万円）
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

# 保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正：29億円)

## 【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

## 【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<p>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</p> <p>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限)</p> <p>ア 学費 5万円(月額)</p> <p>イ 入学準備金 20万円(初回に限る)</p> <p>ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)</p> <p>エ 生活費加算 4～5万円程度(月額)</p> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p> <p>※貸付期間：最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<p>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</p> <p>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</p> <p>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</p>	<p>○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額)</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p> <p>○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額)</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p>
<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援</p>	<p>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)</p> <p>※貸付期間：1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<p>○ 潜在保育士が再就業する場合は就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<p>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもを預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</p> <p>○ 2年間の勤務により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額</p> <p>※貸付期間：2年間</p>

# 保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正：14億円)

## 【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

## 【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- |  |         |         |         |         |       |
|--|---------|---------|---------|---------|-------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入                   | 1 施設当たり | 1,000千円 | 翻訳機等の購入 | 1 施設当たり | 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入                       | 1 施設当たり | 200千円   |         |         |       |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 |         |         |         |         |       |
- ① 1 自治体当たり 8,000千円      ② 1 施設当たり 1,000千円  
 1 自治体当たり 4,000千円

- (4) 保育士等の研修のオンライン化事業
- (5) 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化      総額99,640千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

## 【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2      ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※ (1)～(3) について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
- \* (1)～(2) は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。  
 (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2  
 (5) 国：1/2、都道府県：1/2

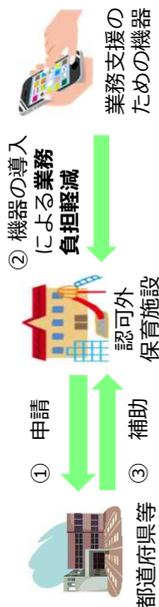
## (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



### 【業務負担が軽減される例】

- 保育に関する計画・記録
  - ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。
- 登降園管理
  - ・手作業で行っていた子どもの出入状況の集計や延長保育料金の計算について、タブレット式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出入状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

## (2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

## 保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内

ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内

※令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

<見直しの考え方等>

【現行】採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

※以下の場合は、5年以内の常勤の保育士

○直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村

ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内

【見直しの】・対象者の年数の予見可能性を高めることで、保育士募集に際して支障が生じないようにする。

【考え方】・事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、段階的な見直しを図る。

### 【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

## 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

- ① 「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
- ② 「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
- ③ 「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

### <拡充>

以下の事業のメニューを新たに追加する。

- ① 社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
- ② 魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
- ③ 保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがい高められるよう、「保育実践充実コーデイネーター」のメニューを追加
- ④ 公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

### 【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり それぞれ4,064千円  
 働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーデイネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円  
 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

### 【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

## 保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

- ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信  
保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施  
(具体的な取組)
  - ・ 保育体験イベント
  - ・ 情報発信サイト
  - ・ 進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等
- ② 保育士が相談しやすい体制整備  
(具体的な取組)
  - 1) 保育士の相談窓口 (SNS等も含む) の設置
    - ・ 心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
    - ・ 相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言
  - 2) コロナウイルス感染症に関する相談支援
    - ・ 気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
    - ・ 職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

### 【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市
- ② 都道府県、市町村

### 【補助基準額】

- ① 1 自治体あたり：8,108千円
- ② 1 自治体当たり：1) 4,035千円 2) 5,599千円

### 【補助割合】

- ① 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2
- ② 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

# 保育補助者雇上強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

**【事業内容】**

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

**【実施主体】** 市区町村

**【補助基準額】**

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※  
 ※保育士確保が困難な地域

**【保育補助者の要件】**

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

**【補助割合】**

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 / 国：3/4、市区町村1/4







事務連絡  
令和3年1月22日

各 都道府県 保育士試験担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

令和3年保育士試験の実施に向けた  
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について

保育士試験に係る業務運営に際し、かねてより格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年保育士試験については、「令和3年保育士試験について」（令和2年9月14日付け事務連絡）において、保育人材の確保の観点から、引き続き、保育士試験の年2回実施の推進にご協力をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、廉価な大学等の会場を使用できず、高額な民間の会場を使用する可能性があることや、ソーシャルディスタンスの確保等の理由から、保育士試験の実施に係る費用の増加が見込まれています。

保育士試験の運営は受験手数料を収入として行われていますが、保育士試験の受験手数料の標準額を定めている「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成12年政令第16号。）の改正については、今般の国民生活の厳しい情勢の中で受験生等の負担増につながるような改正は国民の理解を得ることが困難であるなどの理由から見送られており、今後の改正時期も未定となっています。

一方で、保育士試験の事務を行う指定試験機関である一般社団法人全国保育士養成協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年前期保育士試験が中止になったことに伴い、受験手数料の返還等のため、試験事業安定積立試算（積立金）を全額取り崩しており、令和3年後期保育士試験については、会場の確保状況等によって、新型コロナウイルス感染防止対策を行うために必要な資金が不足する場合がありますと承知しています。

このため、令和3年保育士試験を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染防止対策によるかかり増し経費については、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の活用が可能と考えられます。保育士試験の年2回実施に向け、指定試験機関と調整の上、感染の予防に最大限配慮し、適当な会場の確保の支援又は必要な予算措置をお願いします。

また、令和2年後期保育士試験の会場の確保状況、資金の状況及び予算措置に必要な費用の詳細は、本年2月中旬頃までを目途に全国保育士養成協議会から都道府県に対して連絡がなされると承知しています。

なお、交付金の活用については、内閣府地方創生推進室と協議済みであることを申し添えます。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府地方創生推進事務局 HP）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

## 保育所等<sup>(※1)</sup>における新型コロナウイルスによる休園等の状況

### ○保育所等における休園等の状況（令和3年2月25日14:00時点）

全面休園している 保育所等がある都道府県の数	6 <sup>(※2)</sup>
全面休園している 保育所等の数	17 <sup>(※3)</sup>

(※1) 「保育所等」とは、認可保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所、へき地保育所をいう。

(※2) 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

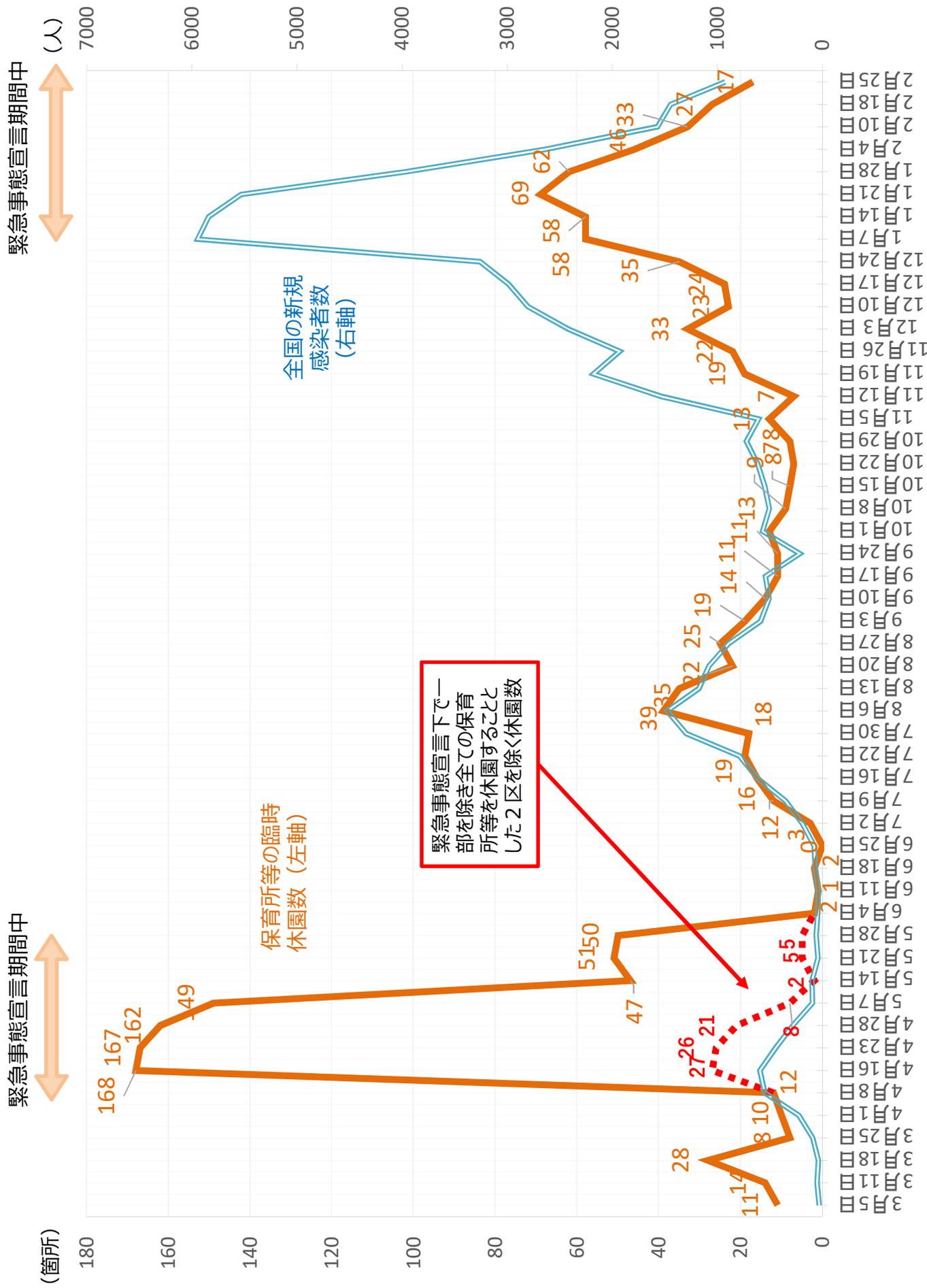
(※3) いずれの施設も園内で感染者が出たことによる全面休園

(参考) これまで感染者が発生した保育所等の数は1,731か所、感染者数は職員1,715名、利用乳幼児1,432名である。  
(いずれも累積値)

なお、累積値には前回公表時に各自治体が発生を把握したものに加え、前回公表時に既に各自治体において発生を把握していたものの、国へ未報告だったものが含まれている。

(注) 保育所等に感染者が出たり休園したりすることになった場合には、市区町村から国に対して報告されることになっており、本資料はその報告に基づいて集計したものであり、数値が修正されることもあることに留意されたい。

# 全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移



# 新型コロナウイルス感染症に関する保育所等のこれまでの対応について

令和2年 1月31日	<p><b>「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」</b></p> <p>→<b>入国規制の地域から帰国した子ども等については、保育所の利用を控える</b>よう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。（順次入国規制の地域を更新。）</p>
2月18日	<p><b>「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」</b></p> <p>→<b>都道府県等には必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所の臨時休園等を要請。</b> (また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。)</p> <p>→2/25に第二報として、<b>感染した子どもが保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断する</b>よう依頼。</p>
2月27日	<p><b>「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」</b></p> <p>→学校が一斉休業を行う中において、<b>感染の予防に留意した上で、原則として開所する</b>ように依頼。</p>
3月5日	<p><b>「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&amp;Aについて（令和2年3月5日現在）」</b></p> <p>→<b>小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、仕事を休んで家にいる保護者に園児の登園を控える</b>ようお願いすることが考えられる旨周知。</p>
4月7日	<p><b>「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）</b></p> <p>→<b>緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが可能な場合の対応について検討すること等を依頼。</b></p>
5月14日	<p><b>「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）</b></p> <p>→<b>緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所と</b>しつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して<b>市区町村の要請に基づき園児の登園自粛をお願いしたり、園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休園を検討して</b>いただきたい旨周知。</p>
令和3年 1月7日	<p><b>「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」</b></p> <p>→<b>令和3年1月8日</b>より発令される<b>緊急事態宣言</b>については、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであることを踏まえ、<b>感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所</b>することを要請し、<b>登園自粛は求めない</b>旨周知。</p>

## 令和3年1月に発令された緊急事態宣言後の保育所等の対応

- 保育所については、保護者が働いており、家に一人できていることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染予防策を徹底しつつ、原則として開所。
- ただし、以下の場合には、臨時休園を検討。

原則	園児や職員が罹患した場合
<p data-bbox="890 1491 963 1639"><b>開所</b></p> <p data-bbox="1011 1162 1085 1989">(緊急事態宣言の対象地域であっても、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請)</p>	<p data-bbox="890 613 963 761"><b>休園</b></p> <p data-bbox="1011 297 1085 1088">(ただし、医療従事者等、仕事を休むことが困難な者の子ども等に対して代替措置を検討)</p>

※令和3年1月に発令された緊急事態宣言下においては、令和2年5月の緊急事態宣言時と異なり、対象区域の保育所等に通う利用者への登園自粛は求めない

## 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度補正予算：108億円)

### 【事業内容】

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

※ 既存の「保育環境改善等事業」の「安全対策事業」において実施

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めたる者

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設  
(居宅訪問型保育事業を除く。)

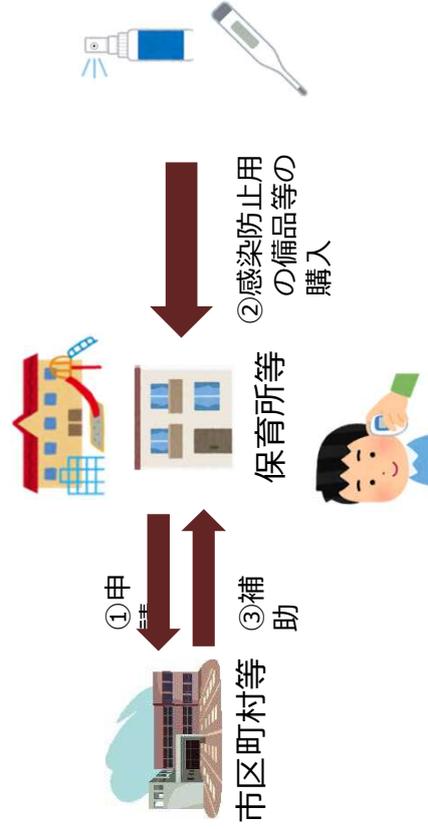
【補助基準額】 1施設当たり 500千円以内 (令和元年度からの合計)

【補助割合】 国：10/10

### ■保育所等へのマスクや消毒液等の配布



### ■感染防止用の備品等購入



## 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算：235億円)

### 【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

また、保育所等の職員は、感染症対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認められた者

【事業内容】 ①保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

**新** ②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

**新** ③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）

【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10/10



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- ① 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない**感染症対策に関する業務の実施に伴う手当**など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の**賃金**
- ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- ② 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
- ※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど
- ※ 実費相当額を上限

保育所などの児童福祉施設の職員への支援について

- 1 保育所などの児童福祉施設で働いている皆様には、自己の健康管理に加え、手洗いや消毒などの感染防止のための取組に御尽力いただきつつ、保育の提供等を継続していただいていることに、心から感謝申し上げます。
- 2 保育所などの児童福祉施設については、
  - ① 利用者が、感染すると重症化するリスクが高いと必ずしも言えないことに加え、
  - ② 利用者数にかかわらず、運営費が通常どおり支給されていること等を踏まえ、慰労金の対象となっていないものです。
- 3 保育所などの児童福祉施設については、第二次補正予算の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」において、施設が職員に対し、
  - ・業務時間外に消毒・清掃等を行った場合の**賃金等の支給**
  - ・感染を防ぐために職員等が購入した物品等に対する補助
  - ・感染症対策の研修などを行った場合に補助を行うこととしており、この中できめ細かく対応してまいりたいと考えています。

## 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第3次補正予算額：117億円)

### 【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村 (以下「市区町村等」という。) 、市区町村等が認められた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために  
必要な経費 (かかり増し経費、研修受講)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人 (施設) の給与規程等に基づき職員に支払われる手当のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴータグール、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど



②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員※ 19人以下 300千円以内
- (2) 定員※ 20人以上59人以下 400千円以内
- (3) 定員※ 60人以上 500千円以内
- (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内

※ (認可の) 居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1 / 2、市区町村等：1 / 2

# 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の 公定価格等の取扱いについて

(令和2年6月17日3府省課長連名通知)

## 1. 公定価格等の取扱いについて

- (1) **臨時休園等を行っている保育所等に対する公定価格等については、各保育所等における教育・保育の提供体制が維持されるよう、新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触者となったことに伴う出勤や登園の回避、要請に基づいた登園自粛による利用児童数の減少などの新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき、各種加算や減算も含めた算定を行うこと。**
- (2) 臨時休園等を行う保育所等に在籍する子どもに係る利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第2項及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に基づき、日割り計算による減免が行われることとなるが、この場合の国及び地方公共団体の負担増分については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に定める施設型給付費等の負担割合により負担することとなること。

## 2. 臨時休園等に伴う人件費の取扱いについて

公定価格等の対象となる職員の人件費については、1. のとおり、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定を行うこととしていることを踏まえ、**労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出についても適切な対応が求められること。**

この場合の「適切な対応」とは、**通常の状態に基づき公定価格等の算定が行われ、収入が保障されていることを踏まえ、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること。**

また、この対応に当たっては、**常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは、適切ではないこと。**

## 3. 指導監査等について

本通知の内容も含め、**公定価格等が保育所等において適正に使われているかについては、子どものための教育・保育給付に関する事務の一部を構成するものとして、子ども・子育て支援法第14条等に基づく市町村の確認指導監査の対象となる。**市町村においては、1. 及び2. の内容も踏まえ、適切な指導等を行うこと。

また、**児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設監査の指導監査事項では、「措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に使われているか。」が掲げられているが、これの確認にあたっては、本通知の内容も含まれることから、都道府県、指定都市及び中核市においても、適切に指導等を行うこと。**なお、この指導等を行うに当たっては、市町村の確認指導監査と必要に応じて連携し、効率的に実施することが望ましい。

# 社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について

## 1. 令和2年度における対応状況

社会福祉施設等（高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮関係）に必要な衛生・防護用品については、各施設等で確保していただくことが基本ですが、新型コロナウイルス感染症対策等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりに対する支援として、国においては、施設等へのマスク等の衛生・防護用品の購入支援を行っている。さらに、衛生・防護用品が不足する事態に備え、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して衛生・防護用品が供給できるように、以下のとおり、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っている。

(1) 感染が発生した社会施設等に対する防護具等の国からの支援

- ・サージカルマスク(約50万枚)
- ・ガウン(約50万枚)
- ・フェイスシールド(約50万枚)
- ・ゴーグル(約50万個)
- ・ヘッドキャップ(約100万枚)
- ・使い捨て手袋(約900万双)

※さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施

(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

- ・約4,000万枚(6月～7月に配布)
- ・約5,000万枚(9月～11月に配布)

※12月以降、年度内に毎月約3,000万枚の規模で配布予定

(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

- ・約5,000万双(10月～12月に配布)

※12月以降、年度内に毎月約3,000万双～約5,000万双の規模で入手困難な地域に配布予定

## 2. 令和3年度における実施予定

上記1の(1)～(3)について、令和3年度は以下のとおり実施する予定。

(1) 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援

→さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施予定

(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

→新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しつつ、一般的な感染症流行期(秋季・冬季)に配布予定

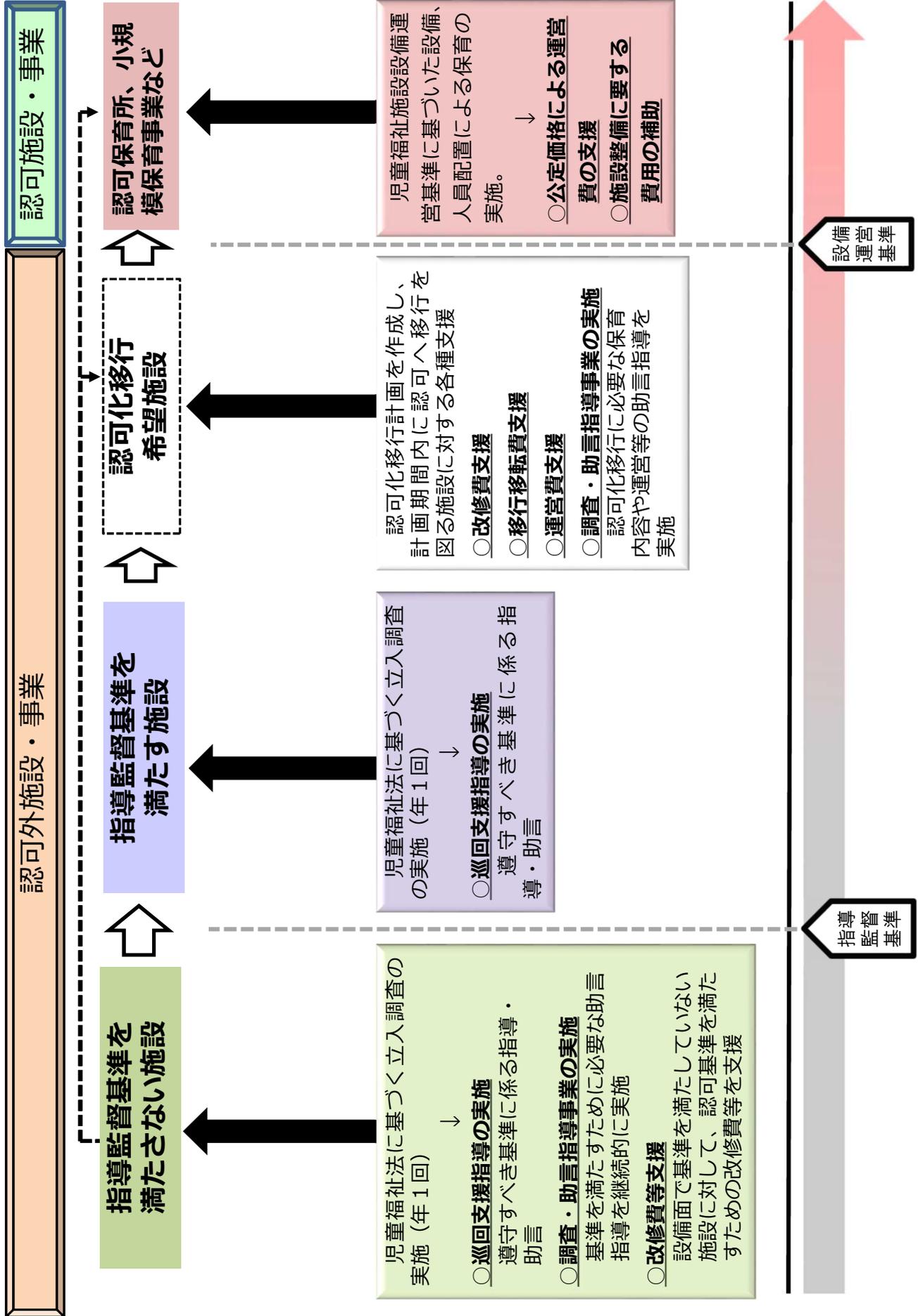
(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

→需給状況を勘案しつつ、入手困難な地域に毎月配布予定

## 認可外保育施設の指導監督基準等に係る最近の主な改正経緯

- 平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕
- ＜主な内容＞
- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
  - ・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ
- 令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
  - ・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定
- 7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ
- 〔認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について〕
- 9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕
- 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
  - ・幼稚園併設施設の届出対象化
- 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）
- ※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、追って示す予定。
- 10月 **幼児教育・保育の無償化施行**
- 令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
  - ・市町村権限との関係
  - ・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等
- 9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理
- ※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）

# 認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



## 認可外保育施設の現状

## 1. 施設数・事業所数

(出典：平成30年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,261か所	3,393か所	3,250か所 〔事業者：357 個人：2,893〕	4,123か所	12,027か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

## 2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,261か所	3,393か所	4,123か所	8,777か所
立入実施施設②	856か所	2,417か所	3,160か所	6,433か所
実施率(②/①)	67.9%	71.2%	76.6%	73.3%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。

※ ベビーシッターについては、指導監督基準上、平成31.3.31時点においては、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていたことから、施設数・事業所数、利用児童数のみ把握している。

## 3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	856か所	2,417か所	3,160か所	6,433か所
基準適合施設④	395か所	1,554か所	1,789か所	3,738か所
基準適合率(④/③)	46.1%	64.3%	56.6%	58.1%

## 巡回支援指導員について

### 【業務内容】

保育所等の質の確保・向上のため、施設を巡回し、以下の内容に関する助言・指導を実施

- ① 保育中において死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ② 保育所等が満たすべき基準の遵守状況
- ③ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応

### 【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者

※ 指導員の具体例：保育所の園長や保育士経験者

### 【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村

※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。  
（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

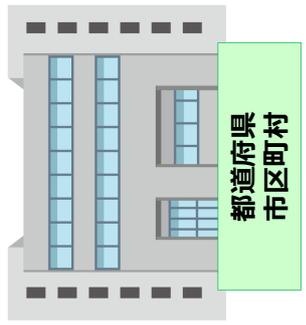
### 【補助率・補助単価】

補助率：国 1/2、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

### 【配置状況(R1補助金交付決定)】

50自治体 208名 ※ その他、国の補助事業によらず各自治体独自で実施している事例もあり。

<配置イメージ>

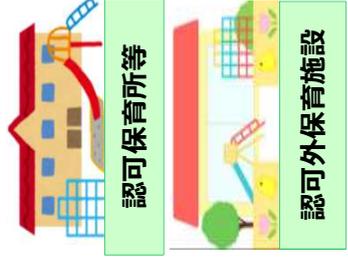


公募等により採用・配置  
(知見のある団体への委託可)



巡回支援指導員

各施設を巡回し助言・指導



巡回に当たっては、国の定める事故防止ガイドラインなどを踏まえ、重大事故防止に資する助言・指導を行う。

## 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

### 【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額（案）】・研修事業：1回当たり 353千円

・巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

### 質の確保・向上のための研修事業



#### 【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

#### 【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

### 質の確保・向上のための巡回支援指導事業



### 巡回支援指導員



認可保育所等



認可外の居宅  
訪問型保育事業  
(ベビーシッター)



認可外保育施設

#### 【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

認可を目指す認可外保育施設への支援

<目的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ **認可化移行計画 (\*1) を策定し、計画期間内 (\*2) に移行を図ること。**
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、**認可基準の1/4以上は有資格者**とし、比率(1/4、1/3、6割、9割)に応じて補助単価を設定。  
\*1 施設設備面での課題解決(「認可化移行可能性調査」の実施等)や、保育士人材確保(保育士資格の取得支援等)等を踏まえ策定  
\*2 地方単独保育施設以外の施設は、**5年間が上限**

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。(間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等)  
【補助率】国1/2(市町村1/4、設置主体1/4) (\*)  
\*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3(市町村1/12、設置主体1/4)となる  
【補助基準額】1施設当たり3,200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2
  - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。  
【補助基準額】1施設当たり56.4万円
  - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。  
【補助基準額】1施設当たり50.4万円
  - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。  
【補助基準額】1施設当たり75.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2
  - ・ 現在の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。  
【補助基準額(移転費)】1施設当たり120万円  
【補助基準額(仮設置費)】1施設当たり380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2(都道府県1/4、市町村1/4)

【補助基準額】

① 運営費補助(児童一人当たり月額)

	基本分単価	
4歳以上児	<u>6.4万円</u>	+ 公定価格に準じた各種加算した
3歳児	<u>7.1万円</u>	
1,2歳児	<u>12.6万円</u>	
0歳児	<u>19.5万円</u>	

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合  
※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算(基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額)  
【補助基準額】14.1万円
- ③ 開設準備費加算(増加定員一人当たり月額)  
【補助基準額】0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算(児童一人当たり月額)  
【補助基準額】2.0万円

# 認可外保育施設改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

## 【事業内容】

- 認可外保育施設について、指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

## <補助要件>

- 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1 / 3以上）。
- 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- 「認可化移行計画」を策定し、

① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること

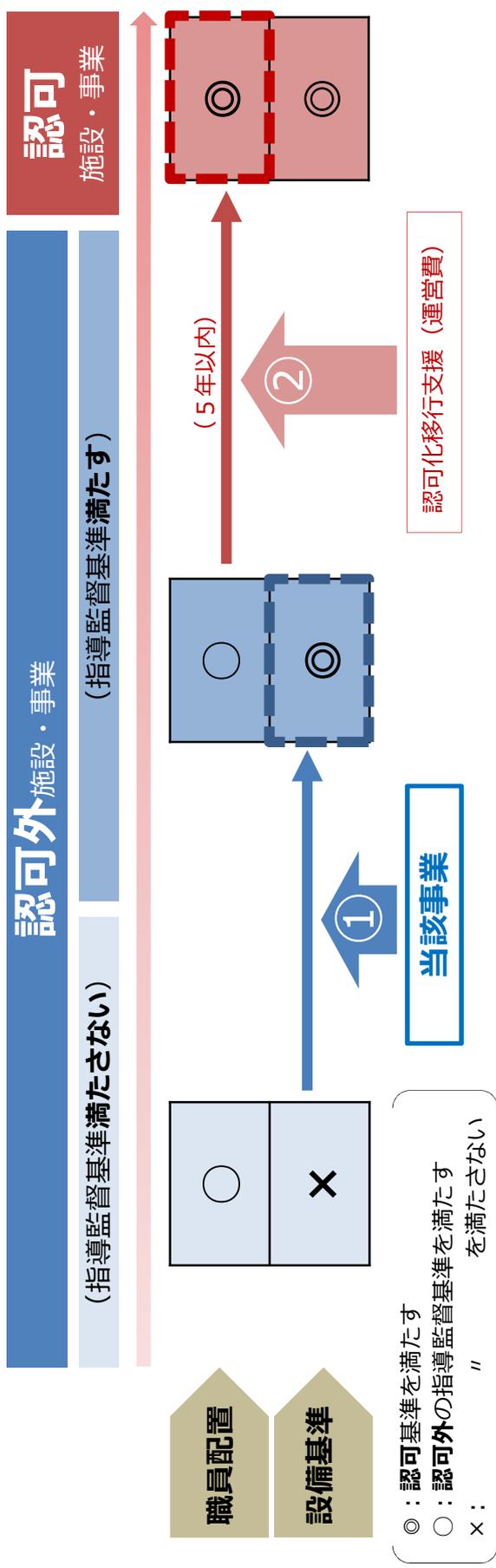
（※）職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。

- ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ること
- により、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

【実施主体】 都道府県、市町村

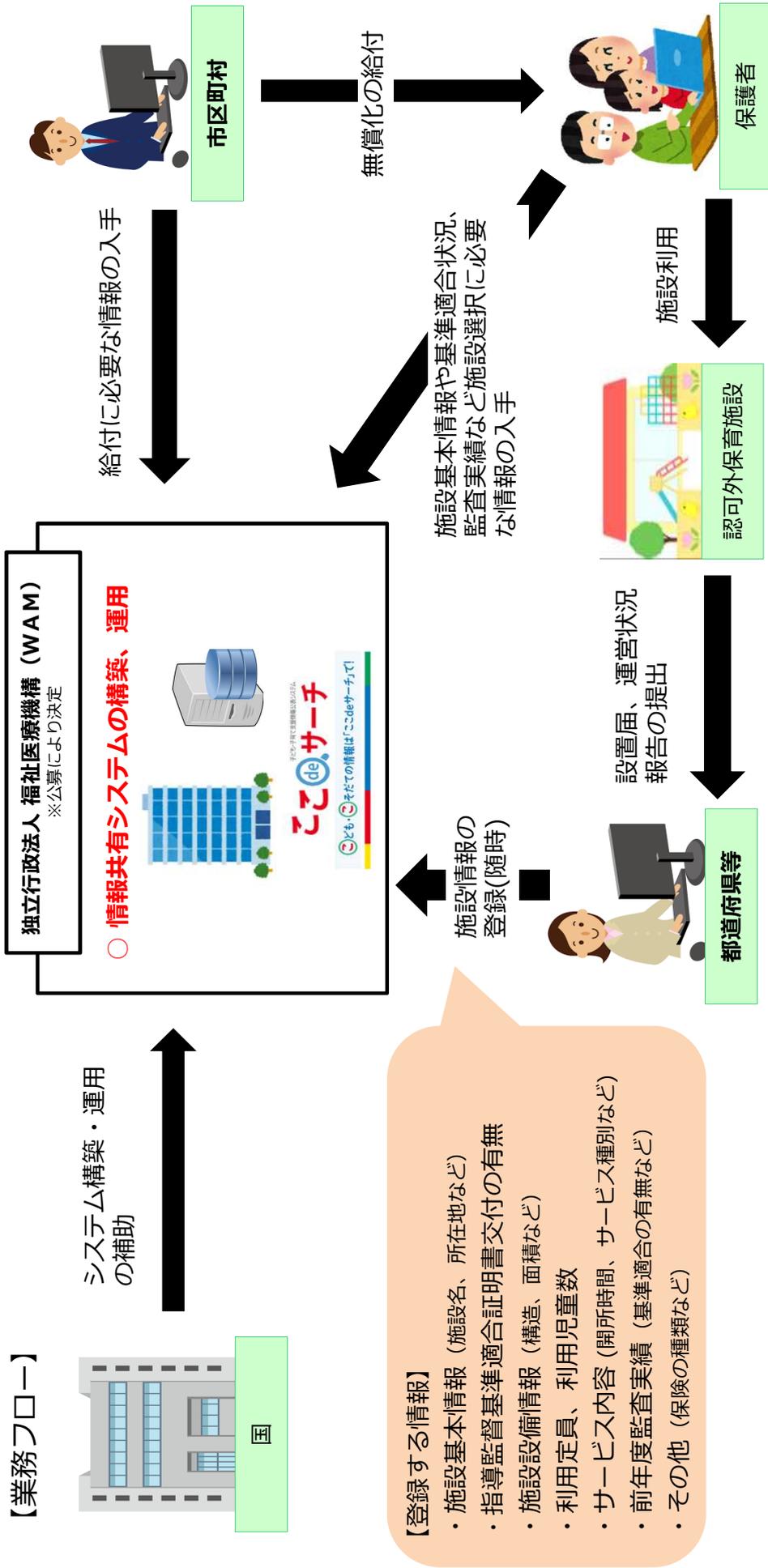
【補助基準額（案）】 改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県、市町村：1 / 4、設置主体：1 / 4



# 子ども・子育て支援情報公表システム

- 幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要となる認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。
- 令和元年度（2019年度）にシステム構築し、自治体や事業者において入力作業を行い、令和2年9月30日に公開を行った。



1. 経緯：マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生。  
また、当該マッチングサイトにおいて、ベビーシッターの届出を確認しないままにマッチングを行っていたとの報告が令和2年12月にあった。

## 2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応：**未然防止、事案対応、再発防止**の視点
- (2) マッチングサイト運営者も、プラットフォームであるものの、**一定の責任を負うべき**との考え方で検討

## 3. 具体的な対応案

- ### (1) 未然防止
- ① 保護者による情報収集や事前面接実施など、利用するときの留意点の更なる周知
  - ② 事業者の自主的な取組の推進（採用の際の宣誓書など）
  - ③ **マッチングサイトガイドラインの見直し**
    - ・登録時の面談、届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供を追加
    - ・適合状況は厚労省HPで公表しているが、表示を分かりやすく改善。届出の事前確認などの重要項目が不適合の場合は、厚労省HPから一定期間抹消
    - ・国等の補助事業の対象については**事業の適正な執行の観点からマッチングサイトに改善を求める**べき
    - ・厚生労働省は、この**対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進める**べき
- ### (2) 事案対応：わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても事業停止命令等を発令することを通知に明記
- ① 事業停止命令等の期間
    - ・現在の保育士の欠格事由を踏まえ、**刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年**と示す
  - ② 事業停止命令等の地理的効力等
    - ・事業停止命令等を受けたベビーシッターが転居した場合も、転居先自治体も、当該ベビーシッターに対し事業停止命令等を発令することを検討する運用
    - ・ベビーシッターの**届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加（児童福祉法施行規則改正）**

## (3) 再発防止

- ① 事業停止命令等に関する情報の**自治体間での共有**：事案概要等の機微な情報も含め共有
- ② 事業停止命令等に関する情報の**一般への公開**：ベビーシッターの社会復帰への影響と、子どもの最善の利益・利用者の選択を考慮し、**氏名、自治体、処分の種類、処分の日時のみ公開**

## 4. 中長期的な検討課題

自らの犯罪歴を証明する制度の導入については、制度の対象となりうる職種が広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠

## 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会「議論の取りまとめ」 を受けての対応について（Q&A）

No.	質 問	回 答
1	<p>わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対して事業停止命令等を発令することや、届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加することについて、児童福祉法施行規則や指導監督基準通知を改正することなどが、いつ頃になるか。また、適用はいつからか。</p>	<p>今後パブリックコメントを経た上で、令和2年度内を目的に発出予定。適用は施行日以降から。 ※手続の処理状況により、令和3年度に入る可能性がある。</p>
2	<p>ベビーシッターに対する事業停止命令等の発令を行うに当たり、対象となる犯罪行為や判断の目安等は示されるのか。</p>	<p>事業停止命令等は、保育に関する行為についての行政処分であり、預かった子どもへのわいせつ行為や虐待を想定しているが、詳細について検討した上で、指導監督基準通知の改正により示す予定。</p>
3	<p>事業停止命令等に関する情報の自治体間共有及び一般への公表について、データベースの具体的な運用方法等はいつ頃示されるのか。</p>	<p>上記児童福祉法施行規則の改正等のお知らせに合わせて一定の方針をお示しする予定。 実際のデータベース上の運用開始時期については、システム上の掲載方法等の調整を行った上で、改めてお知らせする予定。</p>
4	<p>「子ども預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改正時期は、いつ頃を予定しているか。</p>	<p>今後パブリックコメントを経た上で、令和2年度内を目的に公表予定。</p>
5	<p>ガイドラインにおいて、「マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類の提出を求めること。」とあるが、「都道府県知事等への届出を証明する書類」とはどのようなものか。</p>	<p>届出に関する受領証、受領印もしくは届出日の記載付きの届出書の写し、都道府県等ホームページ等における認可外の居宅訪問型保育事業者として掲載された画面等により確認を行うこととしている。</p>

内閣府

## 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和2年度第3次補正予算：65億円の内数)

### 【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販売からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
  - ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
  - ※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額】 ①と②の合計

- (1) 1支援の単位当たり  
 利用定員19人以下 300千円、利用定員20人以上59人以下 400千円、利用定員60人以上 500千円
- (3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員  
 利用定員19人以下 150千円、利用定員20人以上59人以下 200千円、利用定員60人以上 250千円
- (2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円
- ※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

※令和2年度に執行残が生じた場合は、内閣府において予算の繰越し（本省繰越）を行う予定。

# 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

令和2年度3次補正  
予算額：65億円の内の数

計上所管：内閣府及び厚生労働省  
年金特別会計（子ども・子育て支援助定）

（子ども・子育て支援交付金）

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図る。

## 1. 事業の趣旨・内容

### ①ICT化の推進

利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

### ②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

## 2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

## 3. 補助基準額

1 か所等当たり 500千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

## 4. 実施主体

市区町村

## 5. 補助率

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

# 令和3年度の消費税増収分の使途について

## 〈令和3年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：13.4兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.4兆円

### ○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

3.89兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.1兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）使途に関しては、総合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

# 令和3年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	令和3年度 予算案		令和2年度 予算額
		国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	6,526	3,541	6,526
	社会的養育の充実	474	237	474
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	17
	新子育て安心プランの実施	223	112	-
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	1,179	328	1,194
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	195	0	-
	うち 地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援	803	211	602
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分			
	地域包括ケアシステムの構築			
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	275	824
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分	1,196	592	1,196
	(介護職員の処遇改善等)			
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	534
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	612	612
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険への財政支援の拡充	1,664	832	1,664
	・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	2,272	2,272	2,272
	・ 保険者努力支援制度等	700	700	700
	被用者保険の拠出金に対する支援	248	217	248
	70歳未満の高額療養費制度の改正	1,572	786	1,572
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	200	200	200
	介護保険保険者努力支援交付金	2,089	1,044	2,089
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	644	618	644
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	80	76	68
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	5,220	5,220	4,908
	年金生活者支援給付金の支給	27,078	18,172	27,111
合計				

(注6)

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と一致しないものがある。  
(注2) 消費税増収分(2.31兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づき重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.71兆円)の財源を確保。  
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。  
(注4) 令和3年度に限り、令和4年度から医療・介護分野において不妊治療の保険適用の財源として充当する予定の消費税増収分を1年限りで一時的に活用する。  
(注5) 小児の外來診療に係る診療報酬上の特例的な評価について、令和3年度に一時的に措置した190億円を含む。  
(注6) 令和2年度に措置した医療情報化支援基金768億円を含む。

## 令和3年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和3年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	<p>○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）</p> <p>○社会的養育の量的拡充</p>	<p>○3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1）</p> <p>○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%）</p> <p>○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善</p> <p>○研修機会の充実</p> <p>○小規模保育の体制強化</p> <p>○減価償却費、賃借料等への対応 など</p> <p>○放課後児童クラブの充実</p> <p>○病児・病後児保育の充実</p> <p>○利用者支援事業の推進 など</p> <p>○児童養護施設等の職員配置を改善（5.5:1→4:1等）</p> <p>○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進</p> <p>○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進</p> <p>○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など</p>

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

# 令和3年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

## 新しい経済政策パッケージについて (平成29年12月8日閣議決定) (抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和3年度 予算案	令和2年度 予算額	
			国分	地方分
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。<sup>(注2)</sup></li> <li>保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。</li> </ul>	722	358	364
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳から5歳までの全ての子ども供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子ども供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。<sup>(注3)</sup></li> </ul>	8,858	3,410	5,448
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月から実施)。</li> </ul>	5,208	4,804	404
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダークラスの介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。<sup>(注4)</sup></li> </ul>	1,003	506	496
合計		15,791	9,078	6,712

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子ども供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども供たちの住宅費補助)の企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子ども供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針

（令和2年12月18日  
閣議決定）

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和2年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

## 2 一括法案の提出等

下記4及び5の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和3年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を

不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とされていることを踏まえ、各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国（独立行政法人等も含む。）又は他の地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う。

### 3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援（略）

### 4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等（略）

### 5 義務付け・枠付けの見直し等

#### 【厚生労働省】

#### （5）児童福祉法（昭22法164）

（i）児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であつて、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡）]

（ii）指定都市、中核市及び児童相談所設置市（特別区を含む。以下この事項において「指定都市等」という。）が設置する保育所に対する指導監査については、当該指定都市等の長が行う旨を明確化し、都道府県及び指定都市等に通知する。

[措置済み（令和2年10月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）]

（v）保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を進め、更なる保育の受け皿整備に向けた取組について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（vii）保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化すること

により、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**(9) 児童福祉法（昭22法164）、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費  
国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金**

保育所等整備交付金（56条の4の3）、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設

(所得税、個人住民税) (内閣府と共同要望)

## 1. 令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)の概要

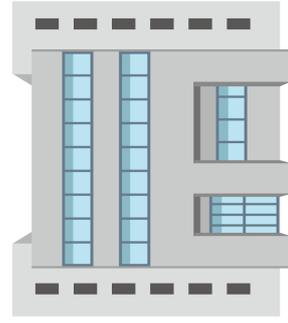
- 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

## 2. 制度の内容

- 地方自治体等(※)が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)

## 【イメージ】

国又は地方自治体



利用料を助成



利用者



利用料



ベビーシッター等



(これまで) 雑所得



(改正後)

**非課税**

子少発0930第2号  
令和2年9月30日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市長

民主生管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
( 公 印 省 略 )

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の  
施行について」の一部改正について

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第150号。以下「改正告示1」という。)及び消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第337号。以下「改正告示2」という。)については、改正告示1が本年3月31日付けで、改正告示2が本年9月30日付けで別添のとおり公布されたところであるが、今般、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。)の一部を別紙のとおり改正し、令和2年10月1日より施行することとしたので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

#### 第一 改正内容

改正告示1において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る基準を新たに定め、当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

※ 消費税の納税義務等については、施行通知別紙第2を参照すること。

改正告示2において、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号。以下「本告示」という。)第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(本告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする旨の経過措置が置かれたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

#### 第二 施行日

本通知による改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上

# 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 議論のとりまとめ【概要】

2020（令和2）年6月26日

## 1. 保育所等における保育の質の基本的な考え方

我が国の保育所保育の特色  
(遊びの重視・一人一人に応じた関わりや配慮・子ども相互の育ち合い等)

保育の現場において求められること  
(保育所保育指針の理解と実践、職員間の連携・協働やマネジメント等)

**保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさとして、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つ。**

(保育の質を捉えるに当たり、「子どもにとってどうか」という視点を基本とする。一定の水準で保障すべき質と実践の中で意味や可能性を追求して、異なる質の両面がある。様々な文脈や関係性を考慮することに留意)

## 2. 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

**保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性あるものとなるよう、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に改善・充実を図ることが重要。**

### ① 保育所保育指針を共通の基盤とした取組

- 評価・研修等様々な取組を、関係者間で理解を共有し一貫性をもって実施

### ② 組織及び地域全体での取組

- 保育士一人一人の主体的・継続的な参画と、そのための職場の環境づくり
- 地域において、各現場のリーダー層や職員が互いに学び合う関係の形成

### ③ 多様な視点を得る「開かれた」取組

- 現場間で保育士等が互いに保育を見合い対話する機会の充実・促進
- 保育に関する様々な立場からの多面的・多角的な検討の実施・普及

### ④ 地域における支援人材の確保・育成

- 現場を支持的・協同的に支援し、地域的な取組の中核を担う人材の配置

### ⑤ 地域の取組と全国的な取組の連動

- 現場の保育士等と地域の学識経験者等が協同的に関わる取組の実施
- 各地の事例や意見等を全国的に検討・協議する仕組みの構築

## 3. 今後の展望

今後、保育の質の確保・向上に向けた一連の取組を進めるに当たっては、国や地方自治体において、以下の施策を行うことが重要。

- **保育所保育に関する理解を広く促進するための周知・啓発** ● **保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）**に基づく保育内容等の評価の充実
- **地域におけるネットワークの構築推進** ● **キャリアアップ研修等、保育士等の資質・専門性向上の機会の確保・充実** ● **関係者間の情報共有・意見交換の場づくり**

※ 今後検討すべき事項として挙げられた「3歳未満児の保育」「移行期の保育と接続」「特別な配慮を必要とする子どもの保育」「保護者に対する子育て支援」に関しては、調査研究と実践を連動させながら継続的に情報共有や理解促進を図る。

## 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 「議論のとりまとめ」を踏まえて今後求められること

### 保育の現場

#### 【主な取組】

- 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」を活用した保育内容等の評価の充実
- 多様な関係者（保護者・地域住民・他園の職員・専門家など）が関与・参画する、開かれた評価・研修
- 保護者等にもわかりやすい評価結果の公表など、自園の保育や様々な取組の「見える化」と情報発信
- 保育士等一人一人の主体性を尊重し、職員間の対話を促す職場の環境づくり（マネジメント）
- 地域における、研修・公開保育等を通じた他の現場や専門家との情報共有と学び合いの場づくり

### 自治体

#### 【主な施策】

- 各現場・保育団体・保育士養成施設等との緊密な連携によるキャリアアップ研修等の機会の確保
- 地域における保育・幼児教育関係者のネットワーク構築と協議の場づくりの支援
- 現場の実践を支援する人材の育成・配置

※ 国では今後、地方自治体と連携しながら、保育所保育について広く理解が浸透し各現場・地域で取組が促進されるよう、以下の事業を実施予定：

- ・ 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」説明会・研修会
- ・ 保育実践に関する全国的な協議（仮称：中央セミナー）
- ・ 保育所保育に関するリーフレット作成
- ・ 「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業」を活用した、支援人材の配置及び地域のネットワーク構築支援

# 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

## <目的>

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組み際に活用する。

## 1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
  - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
  - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
  - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

## 2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・保育士等が子どもを理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
  - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
  - (2) 保育における子どもの理解
  - (3) 保育の計画と実践の振り返り
  - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

## 3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
  - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
  - (2) 評価の観点・項目の設定
  - (3) 現状・課題の把握と共有
  - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

## 4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載
  - (1) 保育の記録とその活用
  - (2) 保育所における取組の進め方
  - (3) 自己評価の方法とその特徴
  - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

## 5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- ・保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たったる留意事項等について記載
  - (1) 自己評価の結果を公表する意義
  - (2) 自己評価の結果の公表方法
  - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等

# 『保育をもっと楽しく』 保育所における自己評価ガイドラインハンドブックの概要

○ 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）の活用にあたって、各保育所が自己評価の取組を行う際の具体的な留意点や工夫例について、ガイドラインの改訂内容の検討にあたって保育の現場から得られた知見等を踏まえ記載。

## 1 未来の保育実践を 考えるための「評価」



## 2 自己評価の実施に当たって 大切にしたいこと



日々の保育に手応え  
が生まれ、保育がより  
楽しくなる評価に

自己評価の基盤となる  
「子どもの理解」

互いに肯定的な理解  
と評価ができる  
職場の環境づくり

## 3 取組を進めていく際のポイント

明日の保育に向けた  
日常的な記録・計画  
の活用



園長・主任の役割

既存の評価項目を  
用いる際の  
留意点と工夫

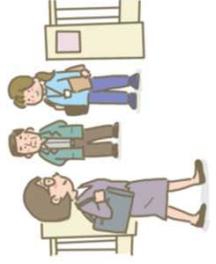


保護者や地域  
との連携



園内・外部研修  
や評価などの  
活用

会議やミーティング  
の工夫



## 不適切保育に関する対応についての調査研究

(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

### 1. 本調査研究の目的

- 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれているが、保育所内の不適切保育等の防止の取組や、**保育所内で行われた不適切な保育等への対応について、現在、国から市町村等に対して統一的な対応を示したものはない。**

- 本調査研究では、
  - ・保育所内での**不適切な保育等に対する都道府県及び市区町村の対応等に関する実態調査**の実施
  - ・保育所内での不適切な保育等を防止するための方策や発生したときの**マニュアルの作成**を行う。（今年度末に報告書を取りまとめる予定）

### 2. 本調査研究の概要

#### ① 自治体調査

全国の都道府県及び市区町村に対して、不適切な保育等の未然防止の取組や不適切な保育等が起こった場合の対応等に関する実態調査を行う。

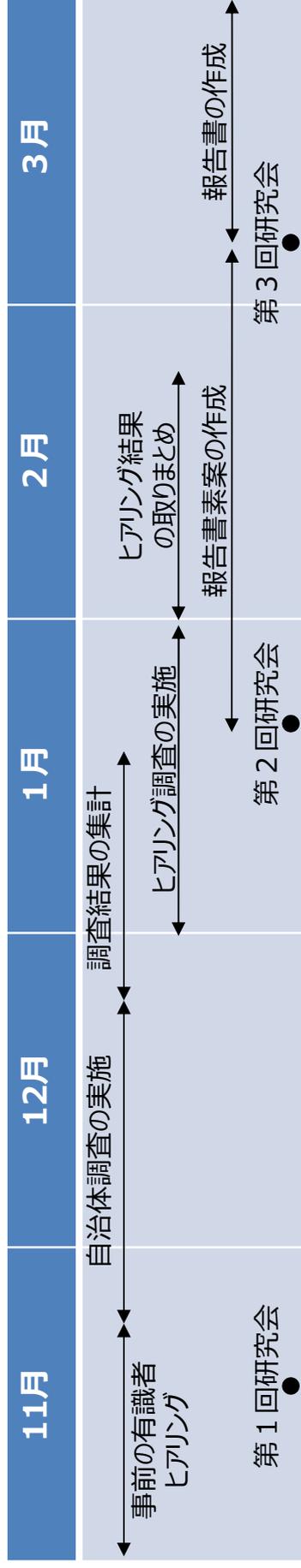
#### ② ヒアリングの実施

自治体に対するアンケート調査の結果を踏まえ、好事例として紹介できる取組を行っている自治体に対し、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

#### ③ 研究会の開催

自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①自治体調査と②ヒアリングにおいて得られた結果を踏まえ、保育所内の不適切な保育等に関する対応について議論するとともに、自治体・保育現場向けのマニュアルを含む報告書を作成する。

### 3. 調査のスケジュール



(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

- 令和元年度に実施した同名の調査研究事業の結果等を踏まえ、全国の認可保育所における外国にルーツを持つ子ども<sup>1</sup>の利用状況を把握するとともに、自治体及び保育現場における外国にルーツを持つ子ども<sup>2</sup>の受け入れに当たっての工夫に関するヒアリングを行い、各自自治体及び保育所の対応事例集を作成する。

## 【調査目的・背景】

近年、外国人の子ども数が増加しているが、昨年の入管法の成立により、今後、更なる外国人の子どもの増加が見込まれている。保育所における外国にルーツを持つ子ども<sup>1</sup>の受け入れや保護者への配慮を円滑に行うため、これまでも各種予算事業による対応を行っているところであるが、保育所における外国にルーツを持つ子ども<sup>2</sup>の受入体制や保護者への配慮の方法については、現在各保育所の実情に応じて実施されている。本調査研究は、令和元年度に実施した類似の調査研究の結果等を踏まえ、外国にルーツを持つ子ども<sup>1</sup>の保育所利用の実態を把握するとともに、自治体及び保育所において外国にルーツを持つ子ども<sup>2</sup>の受入体制の整備等に関する好事例等をまとめ、外国にルーツを持つ子ども<sup>2</sup>の受け入れの支援体制について整理を行うもの。

## 【想定される事業の手法】

外国にルーツを持つ子ども<sup>1</sup>の保育所利用に関するアンケート調査を実施するとともに、特に外国にルーツを持つ子ども<sup>1</sup>の保育所利用が多い自治体や保育所に対して、外国にルーツを持つ子ども<sup>2</sup>の受け入れに際して処遇等の面で工夫している点や自治体独自の制度等に関するヒアリングを実施する。

## 【成果物】

保育所における外国にルーツを持つ子ども<sup>1</sup>の利用実態及び保育現場における外国にルーツを持つ子ども<sup>2</sup>の円滑な受け入れのための取組事例等をまとめた報告書。

# 人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究

(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

## 1. 本調査研究の目的

- 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、
  - ・利用定員を満たさない状態での施設運営、
  - ・継続利用の確保など、

地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保、安定的な事業継続が困難な状況が、生じる可能性がある。

- 本調査研究では、
  - ・人口減少地域等におけるニーズに対応した保育の提供確保に向けた取組事例や、
  - ・今後検討すべき課題について調査、検討する。(今年度末に報告書を取りまとめる予定)

## 2. 本調査研究の概要

- 以下の3つを組み合わせ実施予定。

### ①自治体調査

離島・へき地を含め今後人口減少が見込まれる全国の市町村に対して、地域の保育ニーズに対応した保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題等に係るアンケート調査を実施。

### ②ヒアリングの実施

自治体に対するアンケート調査の結果を踏まえ、先進的な取組みを行っている自治体(13自治体程度)と、現在、課題を抱えている自治体(7自治体程度)それぞれから、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

### ③研究会の開催

自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①自治体調査と②ヒアリングにおいて得られた結果を踏まえ、人口減少地域等における保育ニーズに対応した保育の確保に向けた事業継続等に係る取組みの在り方について検討。

(参考) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について(令和元年12月10日子ども・子育て会議)抄

「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」

## 国家戦略特別区域小規模保育事業の連携施設について

### 現行制度の概要

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「認可基準」という。）第6条第1項及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第42条第1項において、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者は、

①保育内容の支援 ②代替保育の提供 ③卒後の受け皿確保

に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならぬこととされている。

○小規模保育事業は、原則として0～2歳児を受入れ対象としているが、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4において、3歳以上児も受入れ可能な国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「特区小規模保育事業」という。）の仕組みを設けている。

○一方で、特区小規模保育事業は、家庭的保育事業者等の連携施設になることはできない。

### 対応方針（案）

○特区小規模保育事業では、現に3歳以上児を受け入れており、また、制度上、集団保育の提供のための配慮を行うこととされていることを踏まえ、認可基準及び運営基準を改正し、家庭的保育事業者等の卒後の受け皿確保のための連携施設になることができることとする。

子保発 1030 第 1 号  
令和 2 年 10 月 30 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（公 印 省 略）

指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所  
に対する指導監査の実施主体について（周知）

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所については、その設備及び運営の基準の実施状況が関係法令等に照らし適正に実施されているかを確認することを目的として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 46 条第 1 項及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 38 条に基づき、行政による指導監査（以下「施設指導監査」という。）を実施することとされているところです。

施設指導監査の実施主体については、都道府県が行うこととされている一方、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定により、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）に所在する保育所については、原則として当該指定都市等が施設指導監査を行うこととされているところです。

今般、令和 2 年の地方分権改革に関する提案募集において、「指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市及び中核市に移譲する」ことが提案されたところ、指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の実施主体に関する取扱いについて疑義が生じたため、改めて整理したのでお知らせいたします。

また、本通知の発出に伴い、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（令和元年 5 月 30 日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。以下「令和元年事務連絡」という。）の 3（2）については削除することとします。

各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、施設指導監査の実施に当たり参考にさせていただくとともに、管内の児童相談所設置市及び関係機関等に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること及びその内容について総務省自治行政局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 施設指導監査の実施主体に係る大都市特例の概要

施設指導監査については、児童福祉法第 46 条第 1 項に規定されているとおり、原則として都道府県知事の権限により実施されるものであるが、指定都市等においては、同法第 59 条の 4 第 1 項の規定により、同法中都道府県が処理することとされている事務は、政令で定めるところにより指定都市等が処理するものとされている。

これを受け、

- ・指定都市が処理する事務については、児童福祉法施行令第 45 条第 1 項において、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項から第 7 項までに定めるところによることとされており、
- ・中核市が処理する事務については、児童福祉法施行令第 45 条第 2 項において、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 2 に定めるところによることとされており、
- ・児童相談所設置市が処理する事務については、児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 1 項から第 8 項までにおいて定めている。

その上で、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項及び第 7 項、第 174 条の 49 の 2 第 1 項及び第 2 項並びに児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 1 項及び第 8 項において、指定都市等に所在する保育所に対する施設指導監査は当該指定都市等が処理することとされている一方で、当該指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査は、当該指定都市が処理する事務から除かれている。

他方、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 8 項（同令第 174 条の 49 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）及び児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 9 項により、指定都市等がその事務を処理するに当たっては、児童福祉法第 46 条の規定による保育所についての都道府県知事の質問等に関する規定は、これを適用しないこととされている。

## **2. 指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の取扱いに係る経緯**

指定都市及び中核市が設置する保育所に対する施設指導監査の取扱いについては、令和元年事務連絡の 3（2）において、「指定都市等が設置者である公立の保育所の監査権限等については、指定都市等に移譲されておらず、都道府県が指導監査を行う仕組みとなっている」とお示ししていたところであるが、この取扱いについて、令和 2 年の地方分権改革の提案募集において、「指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市及び中核市に移譲する」ことが提案された。

当該提案について、厚生労働省において対応を検討するに当たり、指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の実施主体に関する取扱いについて疑義が生じたため、今般改めて厚生労働省及び総務省において確認を行った。

## **3. 指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の取扱いに係る整理**

指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査の取扱いについて、今般、厚生労働省及び総務省において確認を行った結果、

- ・一般市町村が保育所を設置する場合には、施設指導監査の実施主体である都道府県に対する届出が必要となる（児童福祉法第 35 条第 3 項）が、指定都市等が保育所を設置する場合には、都道府県に対する届出を行うことは求められておらず（地方自治法施行令第 174 条の 26 第 7 項、同令第 174 条の 49 の 2 第 2 項又は児童福祉法施行令第

45 条の 3 第 8 項により読み替えられる児童福祉法第 35 条第 3 項)、都道府県において指定都市等による保育所の設置を関知する仕組みとなっていないこと

- ・ 指定都市等に所在する保育所に関する設備及び運営の基準の策定(児童福祉法第 45 条第 1 項)は、当該指定都市等が行うこととされており(地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項、同令第 174 条の 49 の 2 第 1 項第 26 号及び児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 1 項)、設備及び運営の基準の策定と施設指導監査の実施は同一主体において一貫して行うことが適当と考えられること

から、指定都市等が設置する保育所については、当該指定都市等の長が指導監査を行うことが適当であり、都道府県が設置する児童自立支援施設に対する指導監査を都道府県知事が行うのと同様、指定都市等の長が、自らの団体に対する内部管理権限に基づき行うものであると整理した。

以上の整理は、上記 1. について、指定都市等が設置する保育所に対する施設指導監査等の事務は、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項、同令第 174 条の 49 の 2 第 1 項第 26 号及び児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 1 項において都道府県から指定都市等に移譲されないこととした上で、地方自治法施行令第 174 条の 26 第 8 項(同令第 174 条の 49 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)及び児童福祉法施行令第 45 条の 3 第 9 項により、都道府県知事が当該権限を行使することはできないとしたものであるとの解釈にも整合するものである。

なお、指定都市等が設置する保育所について、当該指定都市等の長が内部管理権限に基づき指導監査する場合にも、当該指定都市等における他の保育所と同様、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成 12 年 4 月 25 日付児発第 471 号)等を参考に、適切な対応をお願いしたい。

## ○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5～12 （略）

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 （略）

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2～5 （略）

## ○児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）（抄）

第三十八条 都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。

第四十五条 指定都市において、法第五十九条の四第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第五十九条の四第一項の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二に定めるところによる。

第四十五条の三 児童相談所設置市において、法第五十九条の四第一項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（（中略）児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等（中略）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

2～7 （略）

8 第一項及び第二項の場合においては、（中略）法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、（中略）法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」（中略）とする。

9 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たっては、法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

## ○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 児童福祉に関する事務

二～十三 （略）

2 指定都市がその事務を処理するに当たって、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示

その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「中核市」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

## ○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抄)

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)、少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務((中略)指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設(第八項において「児童福祉施設」という。))に係る同法第四十六条の規定による質問等(中略)に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等に関する法律並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2～6 (略)

7 第一項の場合においては、(中略)同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、(中略)同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」(中略)とする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立

生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

(児童福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項並びに第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一～二十三 （略）

二十四 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下この条において「特定児童福祉施設」という。）以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第三十五条及び第五十八条第一項の規定による設置の認可等に関する事務

二十五 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第四十五条第一項の規定による条例の制定に関する事務

二十六 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第四十六条及び児童福祉法施行令第三十八条の規定による報告の徴収等並びに中核市が設置する特定児童福祉施設に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査に関する事務

二十七～三十七 （略）

2 前項の場合においては、（中略）同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同条第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、（中略）同法第四十六条第一項中「児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設置者、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の長並びに」と、同条第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」（中略）とする。

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七百

十四条の四十九の二第一項」と、同条第五項前段中「第一項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、「第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項」とあるのは「第三十五条第六項」と、同条第六項中「第一項の」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項」とあるのは「第十八条第一項」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「第四項の規定による児童福祉施設」とあるのは「第四項の規定による第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号に規定する特定児童福祉施設」と、「第三十八条の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八条の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

事務連絡  
令和2年7月3日

都道府県  
各 指定都市 保育担当部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等  
に関する研究会報告書」について（周知等）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条の規定に基づき都道府県・政令指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）が実施する保育所への指導監査（以下「保育所指導監査」という。）については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条において、年1回以上の実地検査を行うこととされています。一方で、一部の都道府県等においては、実地検査の実施率が必ずしも高くない状況にあることが指摘されているところです。

こうした状況を踏まえ、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を果たしつつ、効率的かつ効果的に保育所指導監査を行うための都道府県等における取組の検討に資するよう、今般、平成31年度子ども・子育て支援対策推進事業として、「保育所の指導監査における効率的・効果的な取組に関する調査研究事業」を実施し、「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」（以下「研究会報告書」という。）を取りまとめました。

研究会報告書においては、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を担保しつつ、自治体・保育所双方での事務負担軽減による効率化を図るため、都道府県等において実際に行われている取組の事例を収集するとともに、自治体による当該取組に対して保育現場から寄せられた意見や、保育現場の意見から想定される、都道府県等において取組を検討・実施するに当たっての留意点を紹介しています。

研究会報告書の具体的な内容については、厚生労働省ホームページ内に掲載しておりますので、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（令和元年5月30日事務連絡）と併せて、内容を御了知の上、

各都道府県等におかれては、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を担保しつつ、効率的かつ効果的な指導監査の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

**【研究会報告書の掲載先】**

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739_00004.html)